改定	現行	備考
機械・電気設備工事標準仕様書	機械・電気設備工事標準仕様書	
令和6年4月	平成 30 年 4 月 (令和 2 年 4 月一部改定) (令和 5 年 4 月一部改定)	
◆東京都水道局	◆東京都水道局	

	改定		現行	備考
	機械・電気設備工事標準仕様書 目次		機械・電気設備工事標準仕様書 目次	
	第1章 総則		第1章 総則	
第1節 一般事項		 第1節 一般事項	百 百	
1. 1. 1	適用範囲・・・・・・・-1- 1	1. 1. 1	あ	
1.1.2	用語の定義······1-2	1.1.2	用語の定義・・・・・・・1-2	
1.1.3	システム設計・・・・・・・1-3	1.1.3	システム設計・・・・・・1-3	
$1. \ 1. \ 4$	監督員の権限等·····1-4	1.1.4	監督員の権限等・・・・・・1-4	
1.1.5	提出書類・・・・・・・・1-4	1.1.5	提出書類・・・・・・・1-4	
1.1.6	設計図書等の取扱い・・・・・・1-5	1.1.6	設計図書等の取扱い·····1-5	
1.1.7	疑義 <mark>に対する協議等</mark> ······1-5	1.1.7	疑義の解釈等・・・・・・1-5	
1.1.8	諸法令の遵守·····1-5	1.1.8	諸法令の遵守・・・・・・1-5	
1.1.9	関係者への広報等・・・・・・・1-5	1.1.9	関係者への広報等・・・・・・・1-5	
1.1.10	官公署等への手続等・・・・・・・・・1-6	1.1.10	官公署等への手続等・・・・・・・1-6	
1.1.11	事故時の措置・・・・・・・1-6	1.1.11	事故時の措置·····1-6	
1.1.12	文化財の保護・・・・・・1-7	1.1.12	文化財の保護・・・・・・・1-7	
1.1.13	単位等・・・・・・・1-7	1.1.13	単位等・・・・・・・1-7	
1.1.14	知的財産の取扱い・・・・・・1-7	1.1.14	知的財産の取扱い・・・・・・1-7	
1.1.15	受注者相互の協力・・・・・・1-8	1.1.15	受注者相互の協力・・・・・・・1-8	
1.1.16	他の工事標準仕様書の準用・・・・・・・・・・・・・・・・・1-8	1.1.16	他の工事標準仕様書の準用・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-8	
1.1.17	部分使用に係る確認·····1-9	1.1.17	部分使用に係る確認・・・・・・・・1-9	
1.1.18	工期の変更に係る資料の提出・・・・・・・・・・・・1-9	1.1.18	工期の変更に係る資料の提出・・・・・・・1-9	
1.1.19	設計図書の変更等・・・・・・1-9	1.1.19	設計図書の変更等・・・・・・1-9	
1.1.20	工事の一時中止に係る事項・・・・・・・・・・・・・1-9	1. 1. 2 0	工事の一時中止に係る事項・・・・・・・・1-9	
1.1.21	契約解除権の行使に伴う措置······1-10	1. 1. 2 1	契約解除権の行使に伴う措置······1-10	
1. 1. 2 2	部分払の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-10	1.1.22	部分払の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-10	
1. 1. 2 3	保険の加入及び事故の補償・・・・・・・・・・・・・・・・・1-11	1. 1. 2 3	保険の加入及び事故の補償・・・・・・・・・・・・・・・・1-11	
1.1.24	日雇労働者の雇用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-12	1.1.24	日雇労働者の雇用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-12	
1. 1. 2 5	調査・試験に対する協力・・・・・・・・・・・・・・・・1-12	1. 1. 2 5	調査・試験に対する協力・・・・・・・・・・・1-12	
1.1.26	工事現場の <mark>環境改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-13</mark>	1. 1. 2 6	工事現場の <mark>イメージアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</mark>	
1.1.20		1.1.20		
第2節 工事関係図		第2節 工事関係		
1.2.1	設計図書の照査及び事前調査・・・・・・・・・・・・・1-1 <mark>4</mark>	1.2.1	設計図書の照査及び事前調査・・・・・・・・・・・・1-13	
1.2.2	<mark>実施</mark> 工程表······1−1 <mark>4</mark>	1.2.2	工程表1-13	
1.2.3	施工計画書······1-1 <mark>4</mark>	1.2.3	施工計画書・・・・・・1-13	
1.2.4	警戒宣言に伴う緊急時対策計画書・・・・・・・・・・・・1-1 <mark>5</mark>	1.2.4	警戒宣言に伴う緊急時対策計画書1-14	
1.2.5	承諾図書等······1-1 <mark>5</mark>	1.2.5	承諾図書等‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥1-14	
1.2.6	工事記録、工事報告等······1-1 <mark>6</mark>	1.2.6	工事記録、工事報告等・・・・・・・・・1-15	
第3節 工事現場管	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 第3節 工事現均	易管理	
1.3.1	 - 施工管理······1-1 <mark>7</mark>	1.3.1	施工管理······1-16	
1. 3. 2	現場代理人······1-17	1.3.2	現場代理人・・・・・・1-16	
1. 3. 3	監理技術者 <mark>、監理技術者補佐</mark> 及び主任技術者・・・・・・・・・1-17	1.3.3	監理技術者及び主任技術者・・・・・・・・・・・1-16	
1.3.4	工事実績情報の登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-1 <mark>7</mark>	1.3.4	工事実績情報の登録・・・・・・・・・・・・・・・・・1-16	
1.3.5	工事の下請負・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-18	1.3.5	工事の下請負・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-17	
1.3.6	- エザン - 167 - 施工体制台帳等の作成、提出等・・・・・・・・・・・・・・1-18	1.3.6	施工体制台帳等の作成、提出等・・・・・・・・・・・・・・・・・1-17	

1-1	家働中の施設での施工·····1-1 <mark>9</mark>	1		
1.3.8	新聞中の地段(の加工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-1 <mark>9</mark>	1.3.7	稼働中の施設での施工・・・・・・・1-18	
	衛生管理······1−1 <mark>9</mark>	1.3.8	衛生管理・・・・・・・1-18	
	拖工日時······1− <mark>20</mark>	1.3.9	施工日時1-19	
1.3.10	見場事務所、資材置場等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1- <mark>21</mark>	1.3.10	現場事務所、資材置場等・・・・・・・・・・・・・1-20	
1.3.11 電	電力及び用水······1−2 <mark>1</mark>	1.3.11	電力及び用水・・・・・・1-20	
•	非水等······1−2 <mark>2</mark>	1.3.12	排水等1-20	
	専用の機械器具等の貸与······1−2 <mark>2</mark>	1.3.13	専用の機械器具等の貸与・・・・・・・・・・・・・・1-21	
	見場の整理、片付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2 <mark>2</mark>	1.3.14	現場の整理、片付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	竟界杭(くい)、測量標等······1-2 <mark>2</mark>	1.3.15	境界杭(くい)、測量標等・・・・・・・・・・・・1-21	
	死設施設の養生等・・・・・・・・・・・・・・・・1−2 <mark>3</mark>	1.3.16	既設施設の養生等・・・・・1-22	
	Ľ事用機械器具等の選定······1−2 <mark>3</mark>	1.3.17	工事用機械器具等の選定・・・・・・・・・・・・・1-22	
	道路を使用する作業·····1-2 <mark>3</mark>	1.3.18	道路を使用する作業・・・・・・1-22	
1.3.19 不	下当介入に対する通報報告・・・・・・・・・・・1−2 <mark>3</mark>	1.3.19	不当介入に対する通報報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-22	
第4節 安全管理		第4節 安全管理		
1.4.1 I	Ľ事中の安全確保·····1−2 <mark>4</mark>	1.4.1	工事中の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1.4.2 第	安全教育······1−2 <mark>4</mark>	1.4.2	安全教育・・・・・・1-23	
1.4.3	事故防止·······1−2 <mark>5</mark>	1.4.3	事故防止・・・・・・1-24	
1.4.4 坩	也震警戒宣言が発せられた場合の措置············1-2 <mark>6</mark>	1.4.4	地震警戒宣言が発せられた場合の措置・・・・・・・・・・1-25	
1.4.5	暴発及び火災の防止·····1−2 <mark>6</mark>	1.4.5	爆発及び火災の防止・・・・・・1-25	
1.4.6	公道での交通安全・・・・・・1-2 <mark>7</mark>	1.4.6	公道での交通安全・・・・・・1-26	
1.4.7 若	5綿(アスベスト)に係る注意事項・・・・・・・・・・1-2 <mark>7</mark>	1.4.7	石綿(アスベスト)に係る注意事項·····1-26	
第5節 環境対策		 第5節 環境対策		
	景境保全等······1−2 <mark>8</mark>	1.5.1	環境保全等・・・・・・・1-27	
1.5.2 建		1.5.2	建設副産物の取扱い・・・・・・・1-27	
1.5.3 y	」サイクル計画······1-2 <mark>9</mark>	1.5.3	リサイクル計画・・・・・・1-28	
1.5.4 ^y	リサイクル及び適正処理に当たっての注意事項······1-2 <mark>9</mark>	1.5.4	リサイクル及び適正処理に当たっての注意事項・・・・・・・・・・・・1-28	
1.5.5 ^y	リサイクル及び適正処理の実施状況の確認········1− <mark>30</mark>	1.5.5	リサイクル及び適正処理の実施状況の確認·····1-29	
1.5.6 発	ě生品の処理・・・・・・・1-3 <mark>1</mark>	1.5.6	発生品の処理・・・・・・1-30	
1.5.7 室	室内空気汚染対策等······1−3 <mark>1</mark>	1.5.7	室内空気汚染対策等・・・・・・1-30	
1.5.8	アイドリングストップの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1−3 <mark>1</mark>	1.5.8	アイドリングストップの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-30	
	環境により良い自動車の利用・・・・・・・・・・・・・・・1-3 <mark>1</mark>	1.5.9	環境により良い自動車の利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-30	
	非出ガス対策型建設機械(一般工事用建設機械)・・・・・・・1−3 <mark>1</mark>	1.5.10	排出ガス対策型建設機械(一般工事用建設機械)・・・・・・1-30	
•	≾騒音型・低振動型建設機械················1−3 <mark>2</mark>	1.5.11	低騒音型·低振動型建設機械·····1-31	
1.5.12 建	書 設機械等の燃料······1−3 <mark>3</mark>	1.5.12	建設機械等の燃料・・・・・・・・・・・1-32	
1.5.13 遊	過積載の防止・・・・・・・1−3 <mark>3</mark>	1.5.13	過積載の防止・・・・・・・1-32	
1.5.14 特	寺別品目、特定調達品目、調達推進品目··········1−3 <mark>4</mark>	1.5.14	特別品目、特定調達品目、調達推進品目・・・・・・・・・1-33	
第6節 機器及び材料		 第6節 機器及び木	 	
	・・・ 幾器及び材料の規格、基準等・・・・・・・・・・・・・1-3 <mark>5</mark>	1.6.1	機器及び材料の規格、基準等······1-34	
	幾器及び材料の品質等································1-3 <mark>5</mark>	1.6.2	機器及び材料の品質等・・・・・・・・・・・・・・・・1-34	
	機器及び材料の調達・・・・・・・・・・・・・・・1-3 <mark>5</mark>	1.6.3	機器及び材料の調達・・・・・・・・・・・・・・・・・1-34	
	予備品及び添付品の納入······1-3 <mark>6</mark>	1.6.4	予備品及び添付品の納入・・・・・・・・・・・・・・・1-35	
-	と	1.6.5	支給材料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-35	
	アスベスト含有材料の取扱い・・・・・・・・・・・1-3 <mark>6</mark>	1.6.6	アスベスト含有材料の取扱い・・・・・・・・・・・1-35	
	フロン類の適正処理・・・・・・1-3 <mark>7</mark>	1.6.7	フロン類の適正処理・・・・・・1-36	
第7節 施工		 第7節 施工		

	改定		現行	備	考
1.7.1	機器及び材料の搬入検査・・・・・・・・・・・1-3 <mark>8</mark>	1.7.1	機器及び材料の搬入検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
1.7.2	監督員による立会い及び検査・・・・・・・・・・・・1-3 <mark>8</mark>	1.7.2	監督員による立会い及び検査·····1-37		
1.7.3	機器及び材料の保管・・・・・・・・・・・・・・・・1-3 <mark>8</mark>	1.7.3	機器及び材料の保管・・・・・・・・・・・・・・・・・1-37		
1.7.4	有資格者の配置······1-3 <mark>8</mark>	1.7.4	有資格者の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-37		
1.7.5	技能士······1-3 <mark>9</mark>	1.7.5	技能士・・・・・・・・・・1-38		
1.7.6	電気保安技術者······1−3 <mark>9</mark>	1.7.6	電気保安技術者・・・・・1-38		
1.7.7	制御系システム工事における情報セキュリティ・・・・・・・1-3 <mark>9</mark>	1.7.7	制御系システム工事における情報セキュリティ・・・・・・・1-38		
1.7.7.1	用語の定義・・・・・・・1−3 <mark>9</mark>	1.7.7.1	用語の定義1-38		
1.7.7.2	制御系システム工事の推進体制・・・・・・・・・・・1−3 <mark>9</mark>	1.7.7.2	制御系システム工事の推進体制・・・・・・・・・・・・1-38		
1.7.7.3	工事従事者への遵守事項の周知・・・・・・・・・・・1- <mark>40</mark>	1.7.7.3	工事従事者への遵守事項の周知・・・・・・・・・・・1-39		
1.7.7.4	秘密の保持・・・・・・1- <mark>40</mark>	1.7.7.4	秘密の保持1-39		
1.7.7.5	複写及び複製の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・1- <mark>40</mark>	1.7.7.5	複写及び複製の禁止・・・・・・1-39		
1.7.7.6	セキュリティ管理······1- <mark>40</mark>	1.7.7.6	セキュリティ管理・・・・・・1-39		
1.7.7.7	当局施設内での制御系システム工事・・・・・・・・・・・1-4 <mark>2</mark>	1.7.7.7	当局施設内での制御系システム工事1-41		
1.7.7.8	下請負の取扱い・・・・・・1-4 <mark>2</mark>	1.7.7.8	下請負の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-41		
1.7.7.9	実地調査及び指示等・・・・・・・・・・・・・・・・1-4 <mark>3</mark>	1.7.7.9	実地調査及び指示等・・・・・・・・・・・1-42		
1.7.7.10	情報の保管、管理等に対する義務違反・・・・・・・・・・1-4 <mark>3</mark>	1.7.7.10	情報の保管、管理等に対する義務違反‥‥‥‥‥‥‥‥1-42		
	4.VE == 65	// O // =+FA T. 1°=	+ VE == 65		
第8節 試験及び記	_	第8節 試験及び記			
1.8.1	一般事項······1-4 <mark>4</mark>	1.8.1	一般事項・・・・・・・1-43		
1.8.2	単体試験······1-4 <mark>4</mark>	1.8.2	単体試験・・・・・・1-43		
1.8.3	単体調整······1-4 <mark>4</mark>	1.8.3	単体調整・・・・・・1-43		
1.8.4	組合せ試験······1-4 <mark>5</mark>	1.8.4	組合せ試験・・・・・・・・1-44		
1.8.5	総合試運転······1-4 <mark>5</mark>	1.8.5	総合試運転・・・・・・・・・1-44		
1.8.6	実負荷試運転·····1-4 <mark>5</mark>	1.8.6	実負荷試運転·····1-44		
1.8.7	指導員の派遣・・・・・・1-4 <mark>5</mark>	1.8.7	指導員の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-44		
1.8.8	試験、試運転等の注意事項・・・・・・・・・・・・1-4 <mark>5</mark>	1.8.8	試験、試運転等の注意事項・・・・・・・・・・・・1-44		
第9節 工事検査		第9節 工事検査			
1.9.1	一般事項······1-4 <mark>6</mark>	1.9.1	一般事項・・・・・・・1-45		
1.9.2	工事検査の種類・・・・・・1-4 <mark>6</mark>	1.9.2	工事検査の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-45		
1.9.3	検査の内容・・・・・・1-4 <mark>7</mark>	1.9.3	検査の内容・・・・・・・1-46		
1.9.4	破壊又は分解検査······1−4 <mark>7</mark>	1.9.4	破壊又は分解検査・・・・・・・・・・・・・・・・・1-46		
1.9.5	検査手続······1-4 <mark>7</mark>	1.9.5	検査手続·····1-46		
1.9.6	官公署等の検査·····1-4 <mark>7</mark>	1.9.6	官公署等の検査・・・・・・1-46		
第10節 工事の気	· 記了	 第10節 工事の5	· 記了		
1. 1 0. 1	- 7 - 後片付け・・・・・1-4 <mark>8</mark>	1.10.1	後片付け······1-47		
1.10.2	完成図書等の提出・・・・・・・1-48	1.10.2	完成図書等の提出・・・・・・・1-47		
1.10.3	標識その他······1-48	1.10.3	標識その他・・・・・・・1-47		
	······ ₁₋₄₉		1-48		
	第 2 章 施工一般		第2章 施工一般		
第1節 共通事項		第1節 共通事項			
2.1.1	一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2- 1	2.1.1	一般事項・・・・・・・2-1		
2.1.2	施設の停止を伴う工事・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1	2.1.2	施設の停止を伴う工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1		
2.1.3	仮設工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2	2.1.3	仮設工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2		

	改定		現行	備考
第2節 機器等の)据付け	第2節 機器等の	O据付け	
2.2.1	一般事項・・・・・・・・2-3	2.2.1	一般事項・・・・・・2-3	
2.2.2	耐震対策・・・・・・・・2-3	2.2.2	耐震対策・・・・・・・2-3	
2.2.3	コンクリート工事・・・・・・2- 4	2.2.3	コンクリート工事2-4	
2.2.4	型枠・・・・・・・・・・2-6	2.2.4	型枠2-6	
2.2.5	基礎ボルト・アンカーボルト・・・・・・・・・・・2-6	2.2.5	基礎ボルト・アンカーボルト・・・・・・・2-6	
2.2.6	モルタル·····2-6	2.2.6	モルタル·····2-6	
2.2.7	工事銘板・・・・・・2-6	2.2.7	工事銘板・・・・・・2-6	
2.2.8	雷対策・・・・・・・2-9	2.2.8	雷対策・・・・・・・・2-9	
第3節 塗装		│ │ 第3節 塗装		
2.3.1	一般事項・・・・・・2-10	2. 3. 1	一般事項・・・・・・2-10	
2.3.2	後装品質管理······2-10	2.3.2	参装品質管理······2-10	
2.3.3	塗装の種類····································	2.3.3	<u> </u>	
2.3.4	素地調整······2-11	2.3.4	素地調整······2-11	
2.3.4	※ 装作業····································	2.3.4	※ 装作業·······2-12	
2.3.6	金装色······2-13	2.3.6		
2.0.0	至次日 2 10	2.0.0	至表已 2 10	
第4節 溶接		第4節 溶接		
2.4.1	一般事項・・・・・・・・2-18	2.4.1	一般事項・・・・・・・2-18	
2.4.2	溶接品質管理・・・・・・2-18	2.4.2	溶接品質管理・・・・・・2-18	
2.4.3	溶接施工方法2-18	2.4.3	溶接施工方法2-18	
	第3音 機械設備工事		第 3 音 機 械 設 備 T 事	
		第1節 共通事項		
3.1.1	〔 一般事項······3-1	3.1.1	頁 一般事項······3-1	
3.1.1 3.1.2	〔 一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3. 1. 1 3. 1. 2	頁 一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3.1.1	〔 一般事項······3-1	3.1.1	頁 一般事項······3-1	
3.1.1 3.1.2 3.1.3	一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3. 1. 1 3. 1. 2	頁 一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3.1.1 3.1.2 3.1.3	〔 一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3. 1. 1 3. 1. 2 3. 1. 3	頁 一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3.1.1 3.1.2 3.1.3 第 2 節 ポンプ	できる。 一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3.1.1 3.1.2 3.1.3 第 2 節 ポンプ	回り、	
3.1.1 3.1.2 3.1.3 第 2 節 ポンプ 3.2.1	である。 一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3.1.1 3.1.2 3.1.3 第 2 節 ポンプ 3.2.1	一般事項・・・・・・3-1 構造・・・・3-2 製作加工・・・・3-2	
3.1.1 3.1.2 3.1.3 第 2 節 ポンプ 3.2.1 3.2.2	できる。 一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3.1.1 3.1.2 3.1.3 第2節 ポンプ 3.2.1 3.2.2	回り、	
3.1.1 3.1.2 3.1.3 第 2 節 ポンプ 3.2.1 3.2.2 3.2.3	いた。 一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3.1.1 3.1.2 3.1.3 第 2 節 ポンプ 3.2.1 3.2.2 3.2.3	一般事項・・・・・3-1 構造・・・3-2 製作加工・・・・3-2 一般事項・・・3-3 適用規格・・・3-3 両吸込渦巻ポンプ・・・・3-4	
3.1.1 3.1.2 3.1.3 第 2 節 ポンプ 3.2.1 3.2.2 3.2.3 3.2.3.1	できる。	3.1.1 3.1.2 3.1.3 第2節 ポンプ 3.2.1 3.2.2 3.2.3 3.2.3.1	一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3.1.1 3.1.2 3.1.3 第 2 節 ポンプ 3.2.1 3.2.2 3.2.3 3.2.3.1 3.2.3.2	一般事項・ 3- 1 構造・ 3- 2 製作加工・ 3- 2 型作加工・ 3- 3 適用規格・ 3- 3 両吸込渦巻ポンプ・ 3- 4 機器仕様・ 3- 4 施工・ 3- 5	3.1.1 3.1.2 3.1.3 第2節 ポンプ 3.2.1 3.2.2 3.2.3 3.2.3.1 3.2.3.2	一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3.1.1 3.1.2 3.1.3 第 2 節 ポンプ 3.2.1 3.2.2 3.2.3 3.2.3.1 3.2.3.2 3.2.3.3	一般事項・ 3- 1 構造・ 3- 2 製作加工・ 3- 2 型作加工・ 3- 3 適用規格・ 3- 3 両吸込渦巻ポンプ・ 3- 4 機器仕様・ 3- 4 施工・ 3- 5 補修・ 3- 5	3.1.1 3.1.2 3.1.3 第2節 ポンプ 3.2.1 3.2.2 3.2.3 3.2.3.1 3.2.3.2 3.2.3.3	一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3.1.1 3.1.2 3.1.3 第2節 ポンプ 3.2.1 3.2.2 3.2.3 3.2.3.1 3.2.3.2 3.2.3.3	日 一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3.1.1 3.1.2 3.1.3 第2節 ポンプ 3.2.1 3.2.2 3.2.3 3.2.3.1 3.2.3.2 3.2.3.2	一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3.1.1 3.1.2 3.1.3 第2節 ポンプ 3.2.1 3.2.2 3.2.3 3.2.3.1 3.2.3.2 3.2.3.3 3.2.3.3 3.2.3.3	一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3.1.1 3.1.2 3.1.3 第2節 ポンプ 3.2.1 3.2.2 3.2.3 3.2.3.1 3.2.3.2 3.2.3.3 3.2.3.3 3.2.3.5	一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3.1.1 3.1.2 3.1.3 第 2 節 ポンプ 3.2.1 3.2.2 3.2.3 3.2.3.1 3.2.3.2 3.2.3.3 3.2.3.3 3.2.3.3 3.2.3.3 3.2.3.3	一般事項・ 3- 1 構造・ 3- 2 製作加工・ 3- 2 一般事項・ 3- 3 適用規格・ 3- 3 両吸込渦巻ポンプ・ 3- 4 機器仕様・ 3- 4 施工・ 3- 5 補修・ 3- 5 材修・ 3- 5 内吸込渦巻ポンプ・ 3- 6 小形渦巻ポンプ・ 3- 6 小形の登遠心ポンプ・ 3- 7	3.1.1 3.1.2 3.1.3 第2節 ポンプ 3.2.1 3.2.2 3.2.3 3.2.3.1 3.2.3.2 3.2.3.3 3.2.3.3 3.2.3.3 3.2.3.3	一般事項・ 3- 1 構造・ 3- 2 製作加工・ 3- 2 一般事項・ 3- 3 適用規格・ 3- 3 両吸込渦巻ポンプ・ 3- 4 機器仕様・ 3- 4 施工・ 3- 5 補修・ 3- 5 対吸込渦巻ポンプ・ 3- 6 小形渦巻ポンプ・ 3- 6 小形渦巻ポンプ・ 3- 6 小形多段遠心ポンプ・ 3- 7 電動機一体小形遠心ポンプ・ 3- 7	
3.1.1 3.1.2 3.1.3 第2節 ポンプ 3.2.1 3.2.2 3.2.3 3.2.3.1 3.2.3.2 3.2.3.2 3.2.3.3 3.2.3.2 3.2.3.3	一般事項・ 3- 1 構造・ 3- 2 製作加工・ 3- 2 型作加工・ 3- 3 適用規格・ 3- 3 両吸込渦巻ポンプ・ 3- 4 機器仕様・ 3- 4 施工・ 3- 5 補修・ 3- 5 片吸込渦巻ポンプ・ 3- 6 小形渦巻ポンプ・ 3- 6 小形渦巻ポンプ・ 3- 6 小形多段遠心ポンプ・ 3- 7 電動機一体小形遠心ポンプ 3- 7	3.1.1 3.1.2 3.1.3 第2節 ポンプ 3.2.1 3.2.2 3.2.3 3.2.3.1 3.2.3.2 3.2.3.3 3.2.3.3 3.2.3.3 3.2.3.6	一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3.1.1 3.1.2 3.1.3 第2節 ポンプ 3.2.1 3.2.2 3.2.3 3.2.3.1 3.2.3.2 3.2.3.3 3.2.3.3 3.2.4 3.2.5 3.2.5 3.2.6 3.2.7 3.2.8 3.2.9	一般事項・ 3- 1 構造・ 3- 2 製作加工・ 3- 2 型作加工・ 3- 3 適用規格・ 3- 3 両吸込渦巻ポンプ・ 3- 4 機器仕様・ 3- 4 施工・ 3- 5 補修・ 3- 5 対吸込渦巻ポンプ・ 3- 6 小形渦巻ポンプ・ 3- 6 小形多段遠心ポンプ・ 3- 6 小形多段遠心ポンプ・ 3- 7 電動機一体小形遠心ポンプ・ 3- 7 雑排水用水中モータポンプ・ 3- 8 清水用水中モータポンプ・ 3- 8	3.1.1 3.1.2 3.1.3 第2節 ポンプ 3.2.1 3.2.2 3.2.3 3.2.3.1 3.2.3.2 3.2.3.3 3.2.3.3 3.2.4 3.2.5 3.2.5 3.2.6 3.2.7 3.2.8 3.2.9	一般事項・ 3- 1 構造・ 3- 2 製作加工・ 3- 2 型作加工・ 3- 2 一般事項・ 3- 3 適用規格・ 3- 3 両吸込渦巻ポンプ・ 3- 4 機器仕様・ 3- 4 施工・ 3- 5 補修・ 3- 5 対験込渦巻ポンプ・ 3- 6 小形渦巻ポンプ・ 3- 6 小形為段遠心ポンプ・ 3- 6 小形多段遠心ポンプ・ 3- 7 電動機一体小形遠心ポンプ・ 3- 7 雑排水用水中モータポンプ・ 3- 8 清水用水中モータポンプ・ 3- 8	
3.1.1 3.1.2 3.1.3 第2節 ポンプ 3.2.1 3.2.2 3.2.3 3.2.3.1 3.2.3.2 3.2.3.3 3.2.3.3 3.2.3.3 3.2.3.3 3.2.3.3 3.2.3.3 3.2.3.3 3.2.3.3	一般事項・ 3- 1 構造・ 3- 2 製作加工・ 3- 2 一般事項・ 3- 3 適用規格・ 3- 3 両吸込渦巻ポンプ・ 3- 4 機器仕様・ 3- 4 施工・ 3- 5 補修・ 3- 5 片吸込渦巻ポンプ・ 3- 6 小形渦巻ポンプ・ 3- 6 小形渦巻ポンプ・ 3- 6 小形過巻ポンプ・ 3- 6 小形多段遠心ポンプ・ 3- 6 小形多段遠心ポンプ・ 3- 7 電動機一体小形遠心ポンプ・ 3- 7 雑排水用水中モータポンプ・ 3- 8 清水用水中モータポンプ・ 3- 8	3.1.1 3.1.2 3.1.3 第2節 ポンプ 3.2.1 3.2.2 3.2.3 3.2.3.1 3.2.3.2 3.2.3.3 3.2.3.3 3.2.4 3.2.5 3.2.5 3.2.6 3.2.7 3.2.8 3.2.9	一般事項・ 3- 1 構造・ 3- 2 製作加工・ 3- 2 一般事項・ 3- 3 適用規格・ 3- 3 両吸込渦巻ポンプ・ 3- 4 機器仕様・ 3- 4 施工・ 3- 5 補修・ 3- 5 片吸込渦巻ポンプ・ 3- 6 小形渦巻ポンプ・ 3- 6 小形渦巻ポンプ・ 3- 6 小形多段遠心ポンプ・ 3- 6 小形多段遠心ポンプ・ 3- 7 電動機一体小形遠心ポンプ・ 3- 7 雑排水用水中モータポンプ・ 3- 8 清水用水中モータポンプ・ 3- 8	
3.1.1 3.1.2 3.1.3 第2節 ポンプ 3.2.1 3.2.2 3.2.3.1 3.2.3.1 3.2.3.2 3.2.3.3 3.2.3.3 3.2.3.3 3.2.4 3.2.5 3.2.5 3.2.6 3.2.7 3.2.8 3.2.9 第3節 薬品注入 3.3.1	一般事項・ 3- 1 構造・ 3- 2 製作加工・ 3- 2 一般事項・ 3- 3 適用規格・ 3- 3 両吸込渦巻ポンプ・ 3- 4 機器仕様・ 3- 4 施工・ 3- 5 補修・ 3- 5 村吸込渦巻ポンプ・ 3- 6 小形渦巻ポンプ・ 3- 6 小形治段遠心ポンプ・ 3- 6 小形多段遠心ポンプ・ 3- 6 小形多段遠心ポンプ・ 3- 7 電動機一体小形遠心ポンプ・ 3- 7 雑排水用水中モータポンプ・ 3- 8 清水用水中モータポンプ・ 3- 8	3.1.1 3.1.2 3.1.3 第2節 ポンプ 3.2.1 3.2.2 3.2.3 3.2.3.1 3.2.3.2 3.2.3.3 3.2.3.3 3.2.4 3.2.5 3.2.5 3.2.6 3.2.7 3.2.8 3.2.9 第3節 薬品注 3.3.1	一般事項・ 3- 1 構造・ 3- 2 製作加工・ 3- 2 製作加工・ 3- 3 適用規格・ 3- 3 両吸込渦巻ポンプ・ 3- 4 機器仕様・ 3- 4 施工・ 3- 5 材修・ 3- 5 材修・ 3- 6 小形渦巻ポンプ・ 3- 6 小形渦巻ポンプ・ 3- 6 小形多段遠心ポンプ・ 3- 7 電動機一体小形遠心ポンプ 3- 7 電動機一体小形遠心ポンプ 3- 7 雑排水用水中モータポンプ 3- 8 清水用水中モータポンプ 3- 8	
3.1.2 3.1.3 第2節 ポンプ 3.2.1 3.2.2 3.2.3 3.2.3.1 3.2.3.2 3.2.3.3 3.2.3.3 3.2.4 3.2.5 3.2.5 3.2.6 3.2.7 3.2.7 3.2.8 3.2.9	一般事項・ 3- 1 構造・ 3- 2 製作加工・ 3- 2 一般事項・ 3- 3 適用規格・ 3- 3 両吸込渦巻ポンプ・ 3- 4 機器仕様・ 3- 4 施工・ 3- 5 補修・ 3- 5 片吸込渦巻ポンプ・ 3- 6 小形渦巻ポンプ・ 3- 6 小形渦巻ポンプ・ 3- 6 小形過巻ポンプ・ 3- 6 小形多段遠心ポンプ・ 3- 6 小形多段遠心ポンプ・ 3- 7 電動機一体小形遠心ポンプ・ 3- 7 雑排水用水中モータポンプ・ 3- 8 清水用水中モータポンプ・ 3- 8	3.1.1 3.1.2 3.1.3 第2節 ポンプ 3.2.1 3.2.2 3.2.3 3.2.3.1 3.2.3.2 3.2.3.3 3.2.3.3 3.2.4 3.2.5 3.2.5 3.2.6 3.2.7 3.2.8 3.2.9	一般事項・ 3- 1 構造・ 3- 2 製作加工・ 3- 2 一般事項・ 3- 3 適用規格・ 3- 3 両吸込渦巻ポンプ・ 3- 4 機器仕様・ 3- 4 施工・ 3- 5 補修・ 3- 5 片吸込渦巻ポンプ・ 3- 6 小形渦巻ポンプ・ 3- 6 小形渦巻ポンプ・ 3- 6 小形多段遠心ポンプ・ 3- 6 小形多段遠心ポンプ・ 3- 7 電動機一体小形遠心ポンプ・ 3- 7 雑排水用水中モータポンプ・ 3- 8 清水用水中モータポンプ・ 3- 8	

	改定		現行	備考
3.3.4	貯蔵設備・・・・・・3-12	3.3.4	貯蔵設備・・・・・・・3-12	
3.3.5	注入設備・・・・・・3-13	3. 3. 5	注入設備・・・・・・3-13	
3.3.5.1	共通事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3.3.5.1	共通事項・・・・・・・3-13	
3.3.5.2	計量ポンプ方式・・・・・・・3-13	3.3.5.2	計量ポンプ方式・・・・・・・3-13	
3.3.5.3	流量調節弁方式・・・・・・3-14	3.3.5.3	流量調節弁方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3.3.6	薬品用弁類······3-14	3.3.6	薬品用弁類······3-14	
3. 3. 7	薬品用ポンプ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-15	3. 3. 7	薬品用ポンプ・・・・・・・3-15	
			ZNARA, N. V. V.	
第4節 排水処理		第4節 排水処理		
3.4.1	一般事項・・・・・・・3-17	3.4.1	一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-17	
3.4.2	横型加圧脱水機・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-18	3.4.2	横型加圧脱水機・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-18	
3.4.2.1	機器仕様3-18	3.4.2.1	機器仕様・・・・・・3-18	
3.4.2.2	補修3-18	3.4.2.2	補修3-18	
3.4.3	排泥ポンプ、引抜ポンプ、送泥ポンプ、給泥ポンプ・・・・・・3-18	3.4.3	排泥ポンプ、引抜ポンプ、送泥ポンプ、給泥ポンプ・・・・・・3-18	
3.4.4	圧力水ポンプ、ろ布洗浄ポンプ・・・・・・・・・・・・・・・3-19	3.4.4	圧力水ポンプ、ろ布洗浄ポンプ・・・・・・・・・・・・・・・3-19	
3.4.5	ベルトコンベヤ・・・・・・3-19	3.4.5	ベルトコンベヤ・・・・・・3-19	
3.4.5.1	機器仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-19	3.4.5.1	機器仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-19	
3.4.5.2	施工3–19	3.4.5.2	施工3-19	
第5節 計装用空	気源設備	第5節 計装用空	经 気源設備	
3.5.1	一般事項・・・・・・3-20	3.5.1	一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-20	
3.5.2	空気圧縮機・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-20	3.5.2	空気圧縮機・・・・・・・3-20	
3.5.2.1	共通事項・・・・・・・3-20	3.5.2.1	共通事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-20	
3.5.2.2	回転圧縮機3-20	3.5.2.2	回転圧縮機・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-20	
3.5.2.3	小型往復空気圧縮機・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-20	3.5.2.3	小型往復空気圧縮機・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-20	
3.5.3	空気槽・・・・・・3-20	3.5.3	空気槽・・・・・・3-20	
3.5.4	除湿装置 (エアドライヤ) ・・・・・・・・・・・・・・3-21	3.5.4	除湿装置 (エアドライヤ) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・-3-21	
3.5.4.1	共通事項・・・・・・3-21	3.5.4.1	共通事項・・・・・・・3-21	
3.5.4.2	膜式除湿装置・・・・・・3-21	3.5.4.2	膜式除湿装置・・・・・・3-21	
3.5.4.3	冷凍式ドライヤ·····3-21	3.5.4.3	冷凍式ドライヤ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-21	
3.5.5	エアフィルタ等・・・・・・3-21	3.5.5	エアフィルタ等・・・・・・3-21	
第6節 配管・弁	類	第6節 配管・弁	類	
3.6.1	配管材料3-22	3.6.1	配管材料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-22	
3.6.1.1	主配管・・・・・・3−22	3.6.1.1	主配管・・・・・・・3-22	
3.6.1.2	小口径配管等・・・・・・3-22	3.6.1.2	小口径配管等・・・・・・3-22	
3.6.2	配管継手、接合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-24	3.6.2	配管継手、接合3-24	
3.6.3	弁類・・・・・・・・・・・・3−25	3.6.3	弁類⋯⋯⋯⋯3−25	
3.6.3.1	一般事項・・・・・・3-25	3.6.3.1	一般事項・・・・・・3-25	
3.6.3.2	主配管用弁類・・・・・・3-25	3.6.3.2	主配管用弁類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-25	
3.6.3.3	ダクタイル鋳鉄製逆止弁·····3-26	3.6.3.3	ダクタイル鋳鉄製逆止弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・-3-26	
3.6.3.4	小口径弁類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3.6.3.4	小口径弁類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-26	
3.6.4	弁駆動装置3-27	3.6.4	弁駆動装置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-27	
3.6.4.1	バルブコントローラ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-27	3.6.4.1	バルブコントローラ・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-27	
3.6.4.2	小口径弁用単相電動駆動装置・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-29	3.6.4.2	小口径弁用単相電動駆動装置3-29	
3. 6. 5	配管布設·····3-30	3. 6. 5	配管布設······3-30	
3.6.5.1	共通事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-30	3.6.5.1	共通事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-30	
3.6.5.2	主配管布設3-30	3.6.5.2	主配管布設3-30	
3.6.5.3	小口径配管等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-31	3.6.5.3	小口径配管等・・・・・・・・・・・3-31	

	改定		現行	備	考
3.6.5.4	耐圧試験・・・・・・3-33	3.6.5.4	耐圧試験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-33		
第7節 その他		第7節 その他			
3.7.1	ダクト·····3-35	3.7.1	ダクト·····3-35		
3.7.2	被覆3–35	3.7.2	被覆3–35		
3.7.3	手すり・階段・・・・・・・3-35	3.7.3	手すり・階段3-35		
	第4章 電気設備工事		第4章 電気設備工事		
第1節 共通事項		第1節 共通事項	77 · + · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
4.1.1	一般事項・・・・・・・	4.1.1	一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
第2節 配電盤		第2節 配電盤			
4.2.1	一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-3	4.2.1	一般事項・・・・・・・・・・・		
4.2.1.1	構造一般・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-3	4.2.1.1	構造一般・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-3		
4.2.2	特別高圧ガス絶縁開閉装置·····4-8	4.2.2	特別高圧ガス絶縁開閉装置·····-4-8		
4.2.2.1	一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-8	4.2.2.1	一般事項・・・・・・・4-8		
4.2.2.2	構造一般・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-8	4.2.2.2	構造一般・・・・・・・・・・・4-8		
4.2.3	高圧配電盤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-9	4.2.3	高圧配電盤・・・・・・・4-9		
4.2.3.1	一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4.2.3.1	一般事項・・・・・・・4-9		
4.2.3.2	構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-9	4.2.3.2	構造4-9		
4.2.3.3	遮断器4-10	4.2.3.3	遮断器4-10		
4.2.3.4	断路器・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-10	4.2.3.4	断路器⋯⋯⋯⋯4-10		
4.2.3.5	高圧コンビネーションスタータ・・・・・・・・・・・・・・・・・4-11	4.2.3.5	高圧コンビネーションスタータ・・・・・・・・・・・・4-11		
4.2.3.6	高圧進相 <mark>用</mark> コンデンサ及びリアクトル・・・・・・・・・・・・4-11	4.2.3.6	高圧進相用コンデンサ及びリアクトル・・・・・・・・・4-11		
4.2.3.7	高圧負荷開閉器・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・-4-12	4.2.3.7	高圧負荷開閉器・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・-4-12		
4.2.4	低圧配電盤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-12	4.2.4	低圧配電盤・・・・・・・・・・・4-12		
4.2.4.1	一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-12	4.2.4.1	一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-12		
4.2.4.2	構造4-13	4.2.4.2	構造4-13		
4.2.5	コントロールセンタ・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-13	4.2.5	コントロールセンタ・・・・・・・・4-13		
4.2.5.1	一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-14	4.2.5.1	一般事項4-14		
4.2.5.2	構造4-14	4.2.5.2	構造⋯⋯⋯⋯4-14		
4.2.6	補助継電器盤等·····-4-14	4.2.6	補助継電器盤等·····-4-14		
4.2.6.1	一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・-4-14	4.2.6.1	一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-14		
4.2.6.2	構造4-15	4.2.6.2	構造⋯⋯⋯⋯4-15		
4.2.7	現場操作盤・・・・・・・・・・・-4-15	4.2.7	現場操作盤・・・・・・4-15		
4.2.7.1	一般事項4-15	4.2.7.1	一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-15		
4.2.8	配電盤の据付け・・・・・・4-15	4.2.8	配電盤の据付け・・・・・・4-15		
第3節 変圧器		│ │ 第3節 変圧器			
4.3.1	一般事項・・・・・・4-17	4.3.1	一般事項・・・・・・・・-4-17		
4.3.2	特別高圧変圧器・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4.3.2	特別高圧変圧器・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-17		
4.3.2.1	特別高圧変圧器の仕様及び標準附属品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4.3.2.1	特別高圧変圧器の仕様及び標準附属品・・・・・・・・・・・・・・・4-17		
4. 3. 2. 2	特別高圧変圧器の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4.3.2.2	特別高圧変圧器の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-18		
4.3.3	高圧変圧器・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4. 3. 3	高圧変圧器・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-18		
4. 3. 3. 1	一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4.3.3.1	一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-18		
4. 3. 3. 2	高圧変圧器の仕様及び標準附属品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4.3.3.2	高圧変圧器の仕様及び標準附属品・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-19		
4.0.0.2	四/工火/工印*/ 工/水/人〇/示十四/四川 生 15	4.0.0.2	四/工久/工冊*/ 工 水人 〇		
		1		1	

	改定			備	考
第4節 特殊電源	設備	第4節 特殊電源	設備		
4.4.1	直流電源設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・-4-20	4.4.1	直流電源設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-20		
4.4.1.1	適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4.4.1.1	適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
4.4.1.2	システム構成······4-20	4.4.1.2	システム構成·······4-20		
4.4.1.3	適用規格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4.4.1.3	適用規格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
4.4.1.4	整流装置4-21	4.4.1.4	整流装置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-21		
4.4.1.5	蓄電池······4-21	4.4.1.5	蓄電池······4-21		
4.4.1.6	附属装置4-22	4.4.1.6	附属装置4-22		
4.4.1.7	構造等4-22	4.4.1.7	構造等4-22		
4.4.2	交流無停電電源装置4-23	4.4.2	交流無停電電源装置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
4.4.2.1	適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4.4.2.1	適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
4.4.2.2	常時インバータ給電方式······-4-23	4.4.2.2	常時インバータ給電方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-23		
4.4.2.3	常時商用給電方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-25	4.4.2.3	常時商用給電方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
4.4.2.3	適用規格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 23	4.4.2.4	適用規格······4-27		
	過用規格·····-4-27 機器仕様·····4-27	4.4.2.4	機器仕様4-27		
4.4.2.5	機商任塚・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		機备任塚・・・・・・・・		
4.4.2.6	傳垣寺······4-28	4.4.2.6	悔迈寺······4-28		
第5節 非常用	発電設備	第5節 非常用	発電設備		
4.5.1		4.5.1	一般事項4-29		
4.5.2	ガスタービン発電装置・・・・・・・・・・・・・・・・・4-29	4.5.2	ガスタービン発電装置・・・・・・・・・・・・4-29		
4.5.2.1	一般事項・・・・・・・・・・・・4-29	4.5.2.1	一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-29		
4.5.2.2	原動機及び発電機・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-29	4.5.2.2	原動機及び発電機・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-29		
4.5.2.3	配電盤構成仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-30	4.5.2.3	配電盤構成仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-30		
4.5.2.4	始動装置及び停止装置・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-30	4.5.2.4	始動装置及び停止装置······4-30		
4.5.2.5	燃料設備4-31	4.5.2.5	燃料設備4-31		
4.5.2.6	潤滑油装置4-32	4.5.2.6	潤滑油装置4-32		
4.5.2.7	給排気設備······4-32	4.5.2.7	給排気設備······4-32		
4.5.2.8	燃料及び潤滑油等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-33	4.5.2.8	燃料及び潤滑油等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-33		
4.5.3	ディーゼル発電装置・・・・・・・・・・・・・・・・・4-33	4. 5. 3	ディーゼル発電装置・・・・・・・・・・・・・4-33		
4.5.3.1	一般事項4-33	4.5.3.1	一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-33		
4.5.3.2	原動機及び発電機・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-33	4.5.3.2	原動機及び発電機・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-33		
4.5.3.3	配電盤構成仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-34	4.5.3.3	配電盤構成仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
4.5.3.4	始動装置及び停止装置·····-4-34	4.5.3.4	始動装置及び停止装置······4-34		
4.5.3.5	燃料設備4-34	4.5.3.5	燃料設備4-34		
4.5.3.6	潤滑油装置及び冷却装置・・・・・・・・・・・・・・・・・4-34	4.5.3.6	潤滑油装置及び冷却装置······4-34		
4.5.3.7	給排気設備······4-35	4.5.3.7	給排気設備······4-35		
4.5.3.8	燃料及び潤滑油等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-35	4.5.3.8	燃料及び潤滑油等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-35		
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
第6節 監視制御		第6節 監視制御			
4.6.1	一般事項4-36	4.6.1	一般事項4-36		
4.6.2	監視制御設備構成機器及び機能仕様・・・・・・・・・・・・・・・4-39	4.6.2	監視制御設備構成機器及び機能仕様・・・・・・・・・・・・・・・4-39		
4.6.3	監視操作画面仕様及び操作方式・・・・・・・・・・・・・・・4-48	4.6.3	監視操作画面仕様及び操作方式・・・・・・・・・・・・・・4-48		
4.6.3.1	監視操作画面仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-48	4.6.3.1	監視操作画面仕様4-48		
4.6.3.2	監視操作画面操作方式4-51	4.6.3.2	監視操作画面操作方式4-51		
4.6.4	運転制御の基本機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-5 <mark>4</mark>	4.6.4	運転制御の基本機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-55		
(添付資料)		(添付資料)			
添付資料1	受配電設備監視操作画面(参考)···········-4-5 <mark>6</mark>	添付資料1	受配電設備監視操作画面(参考)・・・・・・・・・・・・・4-57		
添付資料 2	自家発電設備監視操作画面(参考)···········4-5 <mark>7</mark>	添付資料2	自家発電設備監視操作画面(参考)・・・・・・・・・・・・4-58		
添付資料3	ポンプ設備監視操作画面(参考)・・・・・・・・・・・・・・・4-5 <mark>8</mark>	添付資料3	ポンプ設備監視操作画面 (参考)4-59		

	改定		現行	備考
			1 LIL	
第7節 電動機設備		第7節 電動機部		
4.7.1	適用規格······4- <mark>59</mark>	4.7.1	適用規格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4.7.2	主ポンプ用電動機・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4- <mark>59</mark>	4.7.2	主ポンプ用電動機・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-60	
4.7.3	インバータ盤・・・・・・4-6 <mark>2</mark>	4.7.3	インバータ盤・・・・・・・4-63	
第8節 工業計器		│ │ 第8節 工業計器		
4.8.1	共通事項······4-6 <mark>4</mark>	4.8.1	- 共通事項······4-65	
4.8.2	電磁流量計······4-65	4.8.2	電磁流量計4-66	
4.8.3	超音波流量計······4-67	4.8.3	超音波流量計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4.8.4	E	4.8.4	压力、差压伝送器······4-69	
	プロート式レベル計·······	4.8.5	フロート式レベル計·············	
4.8.5	フロート式 レベル計····································		超音波式レベル計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4.8.6	超音波式レベル計·······4-09 電波式レベル計······4-69	4.8.6	超音仮式レベル計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4.8.7	— W 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4.8.7		
4.8.8	投込式レベル計····································	4.8.8	投込式レベル計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-70	
4.8.9	気泡式レベル計······4-69	4.8.9	気泡式レベル計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-70	
4.8.10	アルカリ度計······4-7 <mark>0</mark>	4.8.10	アルカリ度計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4.8.11	獨度計······4-7 <mark>0</mark>	4.8.11	濁度計4-71	
4.8.12	精密濁度計(微粒子カウンタ)・・・・・・・・・・・・・・・・4-7 <mark>1</mark>	4.8.12	精密濁度計 (微粒子カウンタ) ・・・・・・・・・・・・・・・・・4-72	
4.8.13	残留塩素計······4-7 <mark>1</mark>	4.8.13	残留塩素計4-72	
4.8.14	p H計······4-7 <mark>2</mark>	4.8.14	p H計······4-73	
4.8.15	電気伝導率計······4-7 <mark>3</mark>	4.8.15	電気伝導率計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4.8.16	色度計······4-7 <mark>3</mark>	4.8.16	色度計4-74	
4.8.17	水温計······4-7 <mark>3</mark>	4.8.17	水温計4-74	
4.8.18	自動水質計器······4-7 <mark>4</mark>	4.8.18	自動水質計器・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-75	
第9節 立坑設備		│ │ 第9節 立坑設備	± Ħ	
4.9.1	設置方式······4-7 <mark>6</mark>	4.9.1	設置方式・・・・・・・・・4-77	
4.9.2	構成機器······4-7 <mark>6</mark>	4.9.2	構成機器・・・・・・4-77	
4.9.3	機器及び材料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-7 <mark>6</mark>	4.9.3	機器及び材料・・・・・・・4-77	
4.9.4	施工······4- <mark>79</mark>	4.9.4	施工4-80	
第10節 配水本管	ラテレメータ設備	第10節 配水木	で管テレメータ設備	
第10副 <u>能</u> 水本	。	4.10.1	* 自 	
4.10.1		4.10.1	設直万式及い計側対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4.10.2	機器及び材料······4-82	4.10.2	機器及び材料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-82	
	施工4-87		施工4-83	
4.10.4 (添 付 資 料)	旭工····································	4.10.4 (添付資料)		
添付資料4	配水本管テレメータにおける補足事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4- <mark>89</mark>	添付資料4	配水本管テレメータにおける補足事項・・・・・・・・・・・4-90	
第11節 自動水質	打器設備	│ 第11節 自動水	〈質計器設備	
4.11.1	設置方式及び計測対象・・・・・・・・・・・・・・・・・4-9 <mark>0</mark>	4.11.1	設置方式及び計測対象・・・・・・・・・・・・・・・・・4-91	
4.11.2	機器構成······4-9 <mark>0</mark>	4.11.2	機器構成4-91	
4.11.3	機器及び材料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-9 <mark>0</mark>	4.11.3	機器及び材料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-91	
4.11.4	施工·······4-9 <mark>2</mark>	4.11.4	施工4-93	
第12節 配線		│ │ 第12節 配線		
4. 1 2. 1	電線・ケーブル類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-9 <mark>3</mark>	4. 1 2. 1	電線・ケーブル類・・・・・・・・・・・・・・4-94	

	改定		現行	備	考
4.12.2	電線・ケーブル類の布設4-9 <mark>4</mark>	4.12.2	電線・ケーブル類の布設4-95		
4.12.3	電路材······4-9 <mark>6</mark>	4.12.3	電路材4-97		
4.12.3.1	電線管······4-9 <mark>6</mark>	4.12.3.1	電線管・・・・・・・4-97		
4.12.3.2	ダクト・・・・・・4-9 <mark>7</mark>	4.12.3.2	ダクト・・・・・・・4-98		
4.12.3.3	ラック・・・・・・・4-9 <mark>7</mark>	4.12.3.3	ラック・・・・・・4-98		
4.12.4	電路材の布設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-9 <mark>7</mark>	4.12.4	電路材の布設4-98		
4.12.4.1	金属製電線管の布設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-9 <mark>7</mark>	4.12.4.1	金属製電線管の布設・・・・・・・・・・・・・・・・・4-98		
4.12.4.2	金属製電線管の接続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-9 <mark>7</mark>	4.12.4.2	金属製電線管の接続・・・・・・・・・・・・・・・・・4-98		
4.12.4.3	金属製可とう電線管の布設・・・・・・・・・・・・・・・・4-9 <mark>8</mark>	4.12.4.3	金属製可とう電線管の布設4-99		
4.12.4.4	金属製可とう電線管の接続・・・・・・・・・・・・・・・4-9 <mark>8</mark>	4.12.4.4	金属製可とう電線管の接続4-99		
4.12.4.5	ダクトの布設4-9 <mark>8</mark>	4.12.4.5	ダクトの布設4-99		
4.12.4.6	ダクトの接続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-9 <mark>8</mark>	4.12.4.6	ダクトの接続4-99		
4.12.4.7	ラックの布設・・・・・・4- <mark>99</mark>	4.12.4.7	ラックの布設 ・・・・・・4-100		
4.12.4.8	ラックの接続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4- <mark>99</mark>	4.12.4.8	ラックの接続 ・・・・・・4-100		
4.12.5	地中電線路······4- <mark>99</mark>	4.12.5	地中電線路4-100		
4.12.5.1	管路等の布設・・・・・・・4- <mark>99</mark>	4.12.5.1	管路等の布設4-100		
4.12.5.2	管路式による埋設深さ ·····················-4-10 <mark>0</mark>	4.12.5.2	管路式による埋設深さ4-101		
4.12.5.3	埋設表示 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4.12.5.3	埋設表示4-101		
4.12.5.4	掘削及び埋戻し ·····4-10 <mark>0</mark>	4.12.5.4	掘削及び埋戻し4-101		
	፯ ······4−10 <mark>1</mark>	~	■ ······4-102		
(添付資料)	_	(添付資料)			
添付資料 5	施設場所に応じた接地工事の種類一覧 ・・・・・・・・・・・・・・4-10 <mark>2</mark>	添付資料 5	施設場所に応じた接地工事の種類一覧 ・・・・・・・・・・・4-103		
7/4 Bul		17/4 Bil			
附 則		附 則			
	「画青記載安唄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		「画青記載妾頃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
			f試運転実施要領 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	大型	門則 3 大貝作] 的是松大旭女俱 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	《木町(工事音規)の[F)及(こうV・C・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
参考		参考			
1 -	背負契約書	1 -	背負契約書		
	は な対象 な対象 な対象 な対象 な対象 な対象 な対象 は対象 は対象 は対象 は対象 は対象 は対象 は対象 は		は な対象 な対象 な対象 な対象 な対象 な対象 は対象 は対象 は対象 は対象 は対象 は対象 は対象 は		
	S 当 正 来 伝 旭 门		S 百 正 未 伝 施 们		
		<u> </u>			

第1章 総則(令和6年4月改定)

改定	現行	備考
第1章 総 則	第1章 総 則	

	1章 総則(令和6年4月改定) 	備	
	第1章 総則		
第1節 一般事項	第1節 一般事項		
1. 1. 1 適用範囲 (1) この標準仕様書は、東京都水道局(以下「当局」という。)が施行する工事のうち、契約書及び約款(以下「契約書」という。)において工事標準仕様書に従うとされた、水道事業の用に供するための次の機械設備工事及び電気設備工事に適用する。 ア 機械設備工事 (ア)主ポンプ設備 (イ)取水・貯水・導水施設機械設備(取水堰・取水塔・取水門設備、沈砂池設備、水質保全設備、井戸設備等) (ウ)浄水施設機械設備(凝集池・沈殿池設備、急速ろ過池・緩速ろ過池設備、膜ろ過設備、エアレーション設備、粉末活性炭吸着設備、粒状活性炭吸着設備、オゾン処理設備、生物処理設備、除鉄・除マンガン設備、生物除去設備、海水淡水化設備、薬品等注入設備、消毒設備、探水設備等) (エ)排水処理施設機械設備(洗浄排水池設備、排泥池設備、濃縮槽設備、天日乾燥床設備、脱水機設備、ケーキャード設備等) (オ)送配水施設機械設備(震災対策用貯水設備、立坑設備、電動弁設備等) (オ)送配水施設機械設備(震災対策用貯水設備、立坑設備、電動弁設備等) (オ)送配水施設機械設備(震災対策用貯水設備、直流電源設備、自家発電設備等) (カ)その他(ア)から(オ)までの附属設備に関わるもの イ 電気設備工事 (ア)電力・特殊電源設備(他の水道用設備に電気を供給するためのものに限る。) 受電・変電・配電設備、動力制御設備、無停電電源設備、直流電源設備、自家発電設備等 (イ)運転操作設備(現場監視操作・制御設備、機側操作設備等) (カ)情報伝送設備(遠方監視制御設備、テレメータ・テレコントロール設備等) (エ)中央監視操作設備(中央監視操作設備、施設情報管理・帳票作成用計算機設備、系統監視・水運用管理設備等) (オ)計装設備(水位・流量・水圧計測設備、水質計装設備、管路用計装設備等)	1. 1. 1 適用範囲 (1) この標準仕様書は、東京都水道局(以下「当局」という。)が施行する工事のうち、契約書及び約款(以下「契約書」という。)において工事標準仕様書に従うとされた、水道事業 及び工業用水 選事業の用に供するための次の機械設備工事及び電気設備工事に適用する。 ア 機械設備工事 (ア) 主ボンプ設備 (イ) 取水・貯水・導水施設機械設備(取水堰・取水塔・取水門設備、沈砂池設備、水質保全設備、井戸設備等) (ウ) 浄水施設機械設備(凝集池・沈殿池設備、急速ろ過池・緩速ろ過池設備、膜ろ過設備、エアレーション設備、粉末活性炭吸着設備、粒状活性炭吸着設備、オブン処理設備、生物処理設備、除鉄・除マンガン設備、生物除去設備、海水淡水化設備、薬品等注入設備、消毒設備、探水設備等) (エ) 排水処理施設機械設備(洗浄排水池設備、排泥池設備、濃縮槽設備、天日乾燥床設備、脱水機設備、ケーキヤード設備等) (オ) 送配水施設機械設備(震災対策用貯水設備、立坑設備、電動弁設備等) (カ) その他(ア) から(オ)までの附属設備に関わるもの イ 電気設備工事 (ア)電力・特殊電源設備(他の水道用設備に関わるもの イ 電気設備工事 (ア)電力・特殊電源設備(他の水道用設備に関わるもの)。) 受電・変電・配電設備、動力制御設備、無停電電源設備、直流電源設備、自家発電設備等 (イ)運転操作設備(現場監視操作・制御設備、機側操作設備等) (ウ)情報伝送設備(遠方監視制御設備、テレメータ・テレコントロール設備等) (カ)情報伝送設備(遠方監視制御設備、テレメータ・テレコントロール設備等) (エ)中央監視操作設備、・東下池域で開発管理・帳票作成用計算機設備、系統監視・水運用管理設備等) (オ)計装設備(水位・流量・水圧計測設備、水質計装設備、管路用計装設備等)	文言の削除	
(キ)送配水用電気設備(立坑設備、電食防止設備等) (ク)その他(ア)から(キ)までの附属設備に関わるもの (2)この標準仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、受注者がその責任において履行する。 (3)契約書及び設計図書は、相互に補完するものとし、いずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。 (4)設計図書間に相違がある場合は、優先順位を次のアからオまでの順番のとおりとし、これにより難い場合は、「1.1.7 疑義に対する協議等」による。アーイからオまでに対する質問回答書イー現場説明書ウー特記仕様書エー図面	任において履行する。 (3)契約書及び設計図書は、相互に補完するものとし、いずれかによって定められている事項は、 契約の履行を拘束するものとする。	文言の変更 文言の変更 文言の追加	
本 標準仕様書 (5)設計図書に示されていない事項であっても、施工上必要がある仮設及び安全対策は実施する。 1. 2 用語の定義 この標準仕様書において用いる用語の定義は、次のとおりとする。 (1)「監督員」とは、契約書の規定(監督員)に基づき、当局が受注者に通知した者を総称していう。 (2)「現場代理人」とは、契約書第9条の規定(現場代理人及び主任技術者等)に基づき受注者が通知した現場代理人をいう。 (3)「受注者等」とは、当該工事請負契約の受注者又は現場代理人をいう。 (4)「契約図書」とは、当該工事請負契約の受注者又は現場代理人をいう。 (5)「設計図書」とは、「1.1.1 適用範囲」(4)のアからオまでに掲げる図書をいう。 (6)「特記」とは、「1.1.1 適用範囲」(4)のアからオまでに掲げる図書をいう。	オ 標準仕様書 (5) 設計図書に示されていない事項であっても、施工上必要がある仮設及び安全対策は実施する。 1. 1. 2 用語の定義 この標準仕様書において用いる用語の定義は、次のとおりとする。 (1)「監督員」とは、契約書の規定(監督員)に基づき、当局が受注者に通知した者を総称していう。		

第1章 総則(令和6年4月改定)					
改定	現行	備	考		
 (7)「図面」とは、入札に際して当局が示した設計図及び当局から変更又は追加された設計図をいう。なお、設計図書に基づき監督員が受注者等に指示した図面及び受注者等が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。 (8)「指示」とは、監督員が受注者等に対し、工事の施行上必要な事項を書面によって示すことをいう。ただし、緊急の場合には、監督員は、口頭、電話、ファクシミリその他の手段により指示を行うことができる。この場合には、後日監督員と受注者等とが指示の内容について書面により確認する。 (9)「承諾」とは、受注者等が監督員に対し、又は監督員が受注者等に対し、書面で申し出た事項について、申出を受けた者が書面をもって了解することをいう。 (10)「監督員と協議」とは、監督員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。 (11)「提出」とは、受注者等が監督員に対し、工事に係る書面その他の資料を説明し、差し出すことをいう。 (12)「提示」とは、監督員が受注者等に対し、又は受注者等が監督員に対し、工事に係る書面その他の資料を示し、説明することをいう。 (13)「報告」とは、受注者等が監督員に対し、工事の施行に関する事項について、書面により知らせることをいう。 (14)「連絡」とは、監督員と受注者等との間で、契約書第17条(条約変更等)に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。 (書面による連絡内容の伝達は不要とする。) 	 (7)「図面」とは、入札に際して当局が示した設計図及び当局から変更又は追加された設計図をいう。なお、設計図書に基づき監督員が受注者等に指示した図面及び受注者等が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。 (8)「指示」とは、監督員が受注者等に対し、工事の施行上必要な事項を書面によって示すことをいう。ただし、緊急の場合には、監督員は、口頭、電話、ファクシミリその他の手段により指示を行うことができる。この場合には、後日監督員と受注者等とが指示の内容について書面により確認する。 (9)「承諾」とは、受注者等が監督員に対し、又は監督員が受注者等に対し、書面で申し出た事項について、申出を受けた者が書面をもって了承することをいう。 (10)「監督員と協議」とは、監督員と受注者等とが協議事項の結果を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。 (11)「提出」とは、受注者等が監督員に対し、工事に係る書面その他の資料を説明し、差し出すことをいう。 (12)「提示」とは、監督員が受注者等に対し、又は受注者等が監督員に対し、工事に係る書面その他の資料を示し、説明することをいう。 (13)「報告」とは、受注者等が監督員に対し、工事の施行に関する事項について、書面により知らせることをいう。 (14)「連絡」とは、監督員と受注者等との間で、契約書第17条(条件変更等)に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。 	文言の変更 文言の変更 文言の変更			
(15)「通知」とは、監督員が受注者等に対し、又は受注者等が監督員に対し、工事の施行に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。 (16)「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は押印された文書をいう。	(15)「通知」とは、監督員が受注者等に対し、又は受注者等が監督員に対し、工事の施行に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。 (16)「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は捺印された文書をいう。				
なお、関係規程等により、署名又は押印がない書類や電子提出した書類も有効な書面として取り扱う。	(10)「音曲」とは、光刊平月日が記載では、有名人は添印ではいこ人音でいう。	ハンコレス、電 る記載の追加	電子提出に関す		
(17)「監督員の確認」とは、施工の各段階における施工状況や、機器及び材料の試験結果等について、 監督員の立会い又は受注者等から提出された資料に基づき、監督員がその事実を認知することを いう。	(17)「監督員の確認」とは、施工の各段階における施工状況や、機器及び材料の試験結果等について、 監督員の立会い又は受注者等から提出された資料に基づき、監督員がその事実を認知することを いう。				
(18)「監督員の立会い」とは、 <mark>監督員が臨場により、</mark> 必要な指示、承諾、協議、検査、確認 <mark>及び調整</mark> を行うことをいう。	(18)「監督員の立会い」とは、 <mark>工事の施行上</mark> 必要な指示、承諾、協議、確認、検査、調査等を行うため、 <mark>監督員がその場に臨むこと</mark> をいう。	文言の変更			
(19)「工事検査」とは、契約書に規定する工事の完了の確認、一部しゅん工の指定部分に係る工事の 完了の確認、部分払いの請求に係る既済部分の確認、契約の解除に伴う既済部分の確認、工事材 料の確認及び施工中に必要により行う確認並びに機器等製作の完成又は完成前の確認その他必要 な確認をするために当局が行うものをいう。 (20)「検査員」とは、工事検査を行うために当局が定めた者をいう。 (21)「工事関係図書」とは、「1.2.2 工程表」から「1.2.6 工事記録、工事報告等」までの図書をい	(19)「工事検査」とは、契約書に規定する工事の完了の確認、一部しゅん工の指定部分に係る工事の完了の確認、部分払いの請求に係る既済部分の確認、契約の解除に伴う既済部分の確認、工事材料の確認及び施工中に必要により行う確認並びに機器等製作の完成又は完成前の確認その他必要な確認をするために当局が行うものをいう。(20)「検査員」とは、工事検査を行うために当局が定めた者をいう。(21)「工事関係図書」とは、「1.2.2 工程表」から「1.2.6 工事記録、工事報告等」までの図書をいう。				
 う。 (22)「規格証明書」とは、設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行した資料をいう。 (23)「原則として」とは、これに続く事項について、受注者等が守るべきことをいうが、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合又はただし書のある場合は、他の手段によることができることをいう。 (24)「同等以上の品質」とは、設計図書に指定する品質又は設計図書に指定する品質に代えて使用しても機器及び材料の性能、機能等に支障がない品質で、監督員が承諾する試験機関の証明を得たもの(試験機関の証明を得るために必要な費用を受注者が負担するものに限る。)又は監督員の承諾を得たものをいう。 (25)「同等品」とは、設計図書に指定する品質と同等以上の品質を有するものをいう。 (26)「概成工期」とは、正事目的物の使用を想定して総合試運転調整を行う上で、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限をいう。 (27)「休日等」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日をいう。 (28)「工事の着手」とは、当該工事の契約書に記載された(着手指定の場合は、監督員が指定した)工期の起点となる日に工事を開始することをいう。 	(22)「規格証明書」とは、設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、 当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行した資料をいう。 (23)「原則として」とは、これに続く事項について、受注者等が守るべきことをいうが、あらかじめ 監督員の承諾を受けた場合又はただし書のある場合は、他の手段によることができることをいう。 (24)「同等以上の品質」とは、設計図書に指定する品質又は設計図書に指定する品質に代えて使用し ても機器及び材料の性能、機能等に支障がない品質で、監督員が承諾する試験機関の証明を得た もの(試験機関の証明を得るために必要な費用を受注者が負担するものに限る。)又は監督員の承 諾を得たものをいう。 (25)「同等品」とは、設計図書に指定する品質と同等以上の品質を有するものをいう。 (26)「概成工期」とは、設計図書に指定する品質と同等以上の品質を有するものをいう。 (26)「概成工期」とは、設計図書に指定する品質と同等以上の品質を有するものをいう。 (27)「休日等」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日をいう。 (28)「工事の着手」とは、当該工事の契約書に記載された(着手指定の場合は、監督員が指定した) 工期の起点となる日に工事を開始することをいう。	文言の変更			

第1章 総則(令和6年4月改定)				
改定	現行	備考		
(29)「現場」とは、当該工事を施行する場所、施工に必要な場所及び特記で指定された場所をいう。	(29)「現場」とは、当該工事を施行する場所、施工に必要な場所及び特記で指定された場所をいう。			
1. 1. 3 システム設計 (現行のとおり)	1. 1. 3 システム設計 (略)			
1. 1. 4 監督員の権限等 (1) 契約書の規定(監督員)に基づき当局が定める当該工事の監督員の種別は、次のとおりとする。 ア 総括監督員 イ 副総括監督員 ウ 監督員(事務取扱者) ェ 監督員(一般) (2) 監督員の権限は、契約書に規定した事項とし、次の業務を行う。 ア 工事の施行に関する受注者等に対する指示、承諾又は協議 イ 設計図書に基づく工事の施行のための詳細図等の作成及び交付並びに受注者が作成した図書の承諾 ウ 設計図書に基づく工程管理、立会い、工事の施行状況の確認、関連工事との調整又は工事に使用する機器又は材料の試験若しくは検査(他者に実施させ、当該実施を確認することを含む。) エ 設計図書の変更又は工事の一時中止若しくは打切りの必要があると認める場合における工事主管課長への報告 オ 現場監督業務の管理 (3) 監督員が行う受注者等に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、(1)に定めるいずれの監督員も行うことができる。 (4) 受注者等が行う監督員に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、監督員(事務取扱者)に対して行い、監督員(事務取扱者)に対して行い、監督員(事務取扱者)に対して行い、監督員(事務取扱者)に対して行い、監督員(事務取扱者)に対して行い、監督員に対して行い、監督員に対して行い、副総括監督員に対して行い、副総括監督員に対して行い、計2の限りでない。 (5) 監督員がその権限を受注者等に行使する場合は、書面でこれを行う。ただし、安全を確保するためであって、かつ、時間的余裕がない場合など、緊急を要する場合は、口頭、電話、ファクシミリその他の手段により指示等をすることができる。この場合は、後日、監督員と受注者等との双方で書面により確認する。	の承諾 ウ 設計図書に基づく工程管理、立会い、工事の施行状況の確認、関連工事との調整又は工事に使用する機器又は材料の試験若しくは検査(他者に実施させ、当該実施を確認することを含む。) エ 設計図書の変更又は工事の一時中止若しくは打切りの必要があると認める場合における工事主管課長への報告 オ 現場監督業務の管理 (3)監督員が行う受注者等に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、(1)に定めるいずれの監督員も行うことができる。 (4)受注者等が行う監督員に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、監督員(事務取扱者)に対して行い、監督員(事務取扱者)が不在又は欠けた場合は、副総括監督員に対して行い、副総括監督員が不在又は欠けた場合は、総括監督員に対して行い、副総括監督員が不在又は欠けた場合は、総括監督員に対して行い、副総括監督員が不在又は欠けた場合は、総括監督員に対して行う。ただし、緊急の場合は、この限りでない。 (5)監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、安全を確保するために必要であり、時間的余裕がない場合など、緊急を要する場合は、口頭、電話、ファクシミリ	文言の変更		
1. 1. 5 提出書類 (1)受注者等は、当局が別に定める「水道工事用書類・様式の記載例集」(以下「記載例集」という。) により工事に必要な提出書類を作成し、記載例集に定める指定の期日までに監督員に提出する。 また、書類の提出方法(紙面又は電子)については、契約確定後速やかに監督員と協議する。 なお、電子データにより提出した書類は、「附則-4 電子成果品(工事書類)の作成について」 に基づき、工事完了時に電子媒体として監督員に提出する。 (2) 記載例集に定めのない書類を提出する場合は、監督員の共元による。	1. 1. 5 提出書類 (1)受注者等は、当局が別に定める「水道工事用書類・様式の記載例集」(以下「記載例集」という。) により工事に必要な提出書類ろを作成し、記載例集に定める指定の期日までに監督員に提出する。 (2)記載例集に定めのない書類を提出する場合は、監督員の指示による。	工事書類の電子提出に関する記載の追加		
(2)記載例集に定めのない書類を提出する場合は、監督員の指示による。(3)特に提出を要しない書類は、監督員の指示による。(4)受注者等は、提出した書類に変更が生じたときは、理由を明らかにし、直ちに監督員に報告するとともに、変更した書類を指定の期日又は監督員が指示した日までに監督員に提出する。(5)監督員が書類の内容について補足を求めた場合又は内容の確認ができる資料若しくは試料の提出を求めた場合には、受注者等は、これに応じる。	(3) 特に提出を要しない書類は、監督員の指示による。 (4) 受注者等は、提出した書類に変更が生じたときは、理由を明らかにし、直ちに監督員に報告するとともに、変更した書類を指定の期日又は監督員が指示した日までに監督員に提出する。			
いて、受注者等は、図書の貸与を受け、又は閲覧することができる。	1. 1. 6 設計図書等の取扱い (1)受注者等は、設計図書、施工に必要な資料等を整備する。 (2)当局が所有する図書で市販又は公表されていないもののうち、監督員が必要と認めるものについて、受注者等は、図書の貸与を受け、又は閲覧することができる。 (3)受注者等は、設計図書及び当局が所有する図書等について、当該工事のために使用する以外の			

目的で第三者に使用させ、又はその内容を漏らしてはならない。ただし、市販若しくは公表され

ている場合又は事前に監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

- (2) 当局が所有する図書で市販又は公表されていないもののうち、監督員が必要と認いて、受注者等は、図書の貸与を受け、又は閲覧することができる。
- (3)受注者等は、設計図書及び<mark>工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧さ</mark> せてはならない。また、その内容を漏えいしてはならない。ただし、使用又は閲覧について、市販若 しくは公表されている場合又は事前に監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(3)受注者等は、設計図書及び<mark>当局が所有する図書等について、当該工事のために使用する以外の</mark> 文言の変更

改定

(1)受注者等は、設計図書の内容に関する疑義が生じた場合又は設計図書によることが困難若しく は不都合な状況が生じた場合には、監督員と協議する。

また、その場合には、受注者等は、事実確認ができる資料(現場地形図、設計図との対比図、 取合図、施工図等)を監督員に提出し、更に詳細な説明又は資料の追加を求められた場合は、そ の要求に応じる。

- (2)(1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。
- (3)(1)の協議を行った結果、受注者等は、監督員と協議した事項について議事録又は協議書を作成 し、監督員から提出の請求があった場合には、速やかに応じるとともに、監督員に提出する。

1. 1. 8 諸法令の遵守

1. 1. 7 疑義<mark>に対する協議等</mark>

(1) 受注者等は、工事の施行に当たり、適用を受ける法律、政令、省令(府令)、告示、条例、規則 等(以下「関係法令」という。)を遵守し、工事の円滑な進行を図る。

また、その運用及び適用は、受注者等の責任において行う。

なお、主な関係法令を参考として章末に例示する。

- (2) 当該工事の計画、図面、仕様書<mark>又は</mark>契約そのものが前項の関係法令に照らし不適当又は矛盾し ていることが判明した場合、受注者等は、直ちに<mark>監督員と協議する</mark>。
- (3)受注者等は、個人情報の保護に当たり、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)を遵守すること。

当局が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て当局の個 人情報であり、当局に許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。

(4)受注者等は、電子情報の取扱いに関して、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サ イバーセキュリティ対策基準と同様の水準でのサイバーセキュリティを確保すること。

なお、受注者等がサイバーセキュリティを確保することができないことにより当局が被害を被 った場合には、当局は受注者等に損害賠償を請求することができる。当局が請求する損害賠償額 は、当局が実際に被った損害額とする。

1. 1. 9 関係者への広報等

- (1) 受注者等は、工事の施行に当たり、地域住民その他の関係者との間に紛争が生じないように努 めるとともに、説明や広報等が必要な場合は、速やかにこれを行う。
- (2) 受注者等は、工事に関して、地域住民その他の関係者から説明を求められた場合又は苦情があ った場合は、直ちにこれに対応するとともに誠意をもってその解決に当たる。
- (3) 工事の施行上必要な地域住民その他の関係者との交渉や説明は、原則として受注者等の責任に おいて行うものとし、事前に概要書を作成し監督員に提出する。
- (4)受注者等は、(1)から(3)までの交渉等の内容について、後日紛争にならないように文書で確認 する等明確にするとともに、その経過を遅滞なく監督員に報告する。

1. 1. 10 官公署等への手続等

- (1)受注者等は、工事の着手、施行及び完了に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届 出、手続等を遅滞なく行う。
- (2)受注者等は、(1)に規定する届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督員 に報告する。
- (3) 官公署その他への届出手続等に関係し、関係官公署その他の関係機関との協議が必要となった 場合には、受注者等は、直ちに監督員に報告し、指示を受ける。

また、協議の結果は、文書で確認する等明確にし、その経過を遅滞なく監督員に報告する。

- (4)(1)の結果は、直ちに監督員に報告し、速やかにその写しを提出する。
- (5) 関係官公署その他の関係機関への届出、手続等に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、 次の各号の全てに該当する場合には、その手数料又は申請料は、当局の負担とする。

なお、当局が手数料等を負担する関係法令を、参考として章末に例示する。

- ア 届出等の申請者名を当局とする必要があるとき。
- イ 届出等の対象が工事目的物そのものであるとき。
- ウ 届出等の対象について、工事の完了後も当局が引き続きその効力を保持する必要があるとき

現行

1. 1. 7 疑義<mark>の解釈等</mark> (1) 受注者等は、設計図書の内容に関する疑義が生じた場合又は設計図書によることが困難若しく

また、その場合には、受注者は、事実確認ができる資料(現場地形図、設計図との対比図、取 合図、施工図等)を監督員に提出し、更に詳細な説明又は資料の追加を求められた場合は、その 要求に応じる。

- (2)(1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。
- (3)(1)の協議を行った結果、受注者等は、監督員と協議した事項について議事録又は協議書を作成 し、監督員から提出の請求があった場合には、速やかに応じるとともに、監督員に提出する。

1. 1. 8 諸法令の遵守

(1) 受注者等は、工事の施行に当たり、適用を受ける法律、政令、省令(府令)、告示、条例、規則 等(以下「関係法令」という。)を遵守し、工事の円滑な進行を図る。

また、その運用及び適用は、受注者等の責任において行う。

なお、主な関係法令を参考として章末に例示する。

は不都合な状況が生じた場合には、監督員と協議する。

- (2)当該工事の計画、図面、仕様書<mark>及び</mark>契約そのものが前項の関係法令に照らし不適当<mark>であること</mark> 又は矛盾していることが判明した場合、受注者等は、直ちに監督員に報告する。
- (3)受注者等は、個人情報の保護に当たり、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)を遵守すること。

当局が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て当局の個 人情報であり、当局に許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。

(4) 受注者等は、電子情報の取扱いに関して、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サ イバーセキュリティ対策基準と同様の水準でのサイバーセキュリティを確保すること。

なお、受注者等がサイバーセキュリティを確保することができないことにより当局が被害を被 った場合には、当局は受注者等に損害賠償を請求することができる。当局が請求する損害賠償額 は、当局が実際に被った損害額とする。

1. 1. 9 関係者への広報等

- (1) 受注者等は、工事の施行に当たり、地域住民その他の関係者との間に紛争が生じないように努 めるとともに、説明や広報等が必要な場合は、速やかにこれを行う。
- (2) 受注者等は、工事に関して、地域住民その他の関係者から説明を求められた場合又は苦情があ った場合は、直ちにこれに対応するとともに誠意をもってその解決に当たる。
- (3) 工事の施行上必要な地域住民その他の関係者との交渉や説明は、原則として受注者等の責任に おいて行うものとし、事前に概要書を作成し監督員に提出する。
- (4)受注者等は、前項までの交渉等の内容について、後日紛争にならないように文書で確認する等 | 文言の変更 明確にするとともに、その経過を遅滞なく監督員に報告する。

1. 1. 10 官公署等への手続等

- (1)受注者等は、工事の着手、施行及び完了に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届 出、手続等を遅滞なく行う。
- (2)受注者等は、(1)に規定する届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督員 に報告する。
- (3) 官公署その他への届出手続等に関係し、関係官公署その他の関係機関との協議が必要となった 場合には、受注者等は、直ちに監督員に報告し、指示を受ける。 また、協議の結果は、文書で確認する等明確にし、その経過を遅滞なく監督員に報告する。
- (4)(1)の結果は、直ちに監督員に報告し、速やかにその写しを提出する。
- (5) 受注者等は、関係法令に基づく関係官公署その他の関係機関が実施する検査等がある場合には、 項番(5)(6)の入れ替え <mark>その検査に必要な資機材、労務等を提供し、検査に立ち会うものとする。</mark>これに直接要する費用 | 文言の変更 は、受注者の負担とする。

(6) 関係官公署その他の関係機関への届出、手続等に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、 次の各号の全てに該当する場合には、その手数料又は申請料は、当局の負担とする。

項目名の変更

備考

文言の削除 文言の変更

項番(5)(6)の入れ替え

第 1 章 総則(令和 6 年 4 月改定)						
改定	現行	備	考			
(6) 受注者等は、関係法令に基づく関係官公署その他の関係機関が実施する検査等がある場合には、 「1.9.6 官公署等の検査」による。これに直接要する費用は、受注者の負担とする。	なお、当局が手数料等を負担する関係法令を、参考として章末に例示する。 ア 届出等の申請者名を当局とする必要があるとき。 イ 届出等の対象が工事目的物そのものであるとき。 ウ 届出等の対象について、工事の完了後も当局が引き続きその効力を保持する必要があるとき。	項番 (5) (6 文言の変更	6) の入れ替え			
1. 1. 11 事故時の措置 (1) 災害又は事故が発生した場合は、人命の安全確保を全てに優先させるとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努める。また、「1.2.3 施工計画書」に定める緊急保安体制に従って、直ちに監督員、関係機関等に連絡する。なお、稼働中の施設で、施設の機能に影響を生じる災害又は事故が発生したときは、当該施設の維持(運転・保全)管理業務を行う当局職員又は業務の委託を受けたものの職員(以下「維持管理職員」という。)に対しても直ちに連絡する。 (2) 受注者等は、被害の拡大や人身災害の発生が予測される場合、必要により地域住民その他の関係者等への広報及び避難誘導、作業員の避難等の措置を講じる。この場合、事前に監督員と協議するものとするが、緊急の場合は、この限りではない。 (3) 前項までの措置後、災害又は事故の発生原因、措置、被害状況等を事故発生報告書にまとめ、翌日までに監督員へ提出する。 (4) 通常避けることができない地盤沈下若しくは地下水の断絶等の理由による第三者への損害又は天災等の不可抗力による損害が生じた場合は、受注者等が善良な管理者の注意義務を怠っていなかったか否かを確認するための資料を、監督員の求めに応じ提出する。 (5) 契約書第28条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第25条(臨機の措置)に規定する臨機の予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。	なお、稼働中の施設で、施設の機能に影響を生じる災害又は事故が発生したときは、当該施設の維持(運転・保全)管理業務を行う当局職員又は業務の委託を受けたものの職員(以下「維持管理職員」という。)に対しても直ちに連絡する。 (2)受注者等は、被害の拡大や人身災害の発生が予測される場合、必要により地域住民その他の関係者等への広報及び避難誘導、作業員の避難等の措置を講じる。この場合、事前に監督員と協議するものとするが、緊急の場合は、この限りではない。 (3)前項までの措置後、災害又は事故の発生原因、措置、被害状況等を事故発生報告書にまとめ、翌日までに監督員へ提出する。 (4)通常避けることができない地盤沈下若しくは地下水の断絶等の理由による第三者への損害又は天災等の不可抗力による損害が生じた場合は、受注者等が善良な管理者の注意義務を怠っていなかったか否かを確認するための資料を、監督員の求めに応じ提出する。 (5)契約書第28条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」	文言の変更				
1. 1. 12 文化財の保護 から 1. 1. 14 知的財産の取扱い まで (現行のとおり) 1. 1. 15 受注者相互の協力 (1)受注者等は、契約書の規定(関連工事の調整)に基づき、隣接工事又は関連工事がある場合、これらの受注者と相互に協力し、施工する。 (2)受注者等は、電力供給、ガス供給、通信及び PFI (事業者民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)に基づく選定事業をいう。)事業者等の当局業務に関連して行う工事が同時期に施行される場合にも、これらの事業者等と相互に協力する。	の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づく選定事業をいう。)事業者等の 当局業務に関連して行う工事が同時期に施行される場合にも、これらの事業者等と相互に協力す る。	文言の変更				
1. 1. 16 他の工事標準仕様書の準用 から1. 1. 17 部分使用に係る確認(現行のとおり) 1. 1. 18 工期の変更に係る資料の提出 (1)受注者等は、契約書の規定 (発注者の請求による工期の短縮等) に基づく工期の短縮を求められた場合は、協議の対象となる事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表 その他協議に必要な資料を監督員に提出する。 (2)受注者等は、契約書の規定 (工期の変更等) に基づく工期の変更についての協議を当局と行う場合は、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表 その他の協議に必要な資料をあらかじめ監督員に提出する。	1. 1. 18 工期の変更に係る資料の提出 (1)受注者等は、契約書の規定に基づく工期の短縮を <mark>当局から</mark> 求められた場合は、協議の対象となる事項について、可能な短縮日数の算出根拠、 <mark>施工計画書</mark> その他の協議に必要な資料を、監督員に提出する。 (2)受注者等は、契約書の規定に基づく工期の変更についての協議を当局と行う場合は、協議の対	文言の変更 文言の追加	削除			
 1. 1. 19 設計図書の変更等 (現行のとおり) 1. 1. 20 工事の一時中止に係る事項 (1)契約書の規定(工事の中止)のほか、次のいずれかに該当し工事の全部又は一部の施行について一時中止が必要となった場合、受注者等は、直ちにその状況を監督員に報告する。ア 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合 イ 関連工事等の進捗が遅れた場合 	1. 1. 19 設計図書の変更等 (略) 1. 1. 20 工事の一時中止に係る事項 (1)契約書の規定 (工事の中止)のほか、次のいずれかに該当し工事の全部又は一部の施行について一時中止が必要となった場合、受注者等は、直ちにその状況を監督員に報告する。ア 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合 2 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合 1. 1. 19 設計図書の変更等 (略)	文章の変更				

イ <mark>別契約の</mark>関連工事の進捗が遅れた場合

イ 関連工事<mark>等</mark>の進捗が遅れた場合

文言の変更

第1章 総則(令和6年4月改定)			
改定	現 行	備	考
ウ 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合 エ 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合 オ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、争乱、暴動その他の自然的又は人 為的な事象で、受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じた 場合又は工事現場の状態が変動した場合 カ アからオまでのほか、特に必要がある場合 (2)受注者等が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等で、監督員が必要と認める ときには、監督員は、工事の全部又は一部の施行について一時中止することができる。 (3)受注者は、(1)又は(2)の場合において、工事を一時中止する場合は、中止期間中の工事現 場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。 基本計画書の記載内容等については、「工事の一時中止に伴う事務取扱要領」によるものとする。 なお、一部一時中止等で、工事現場の維持・管理体制が保たれている場合は、基本計画書の記 載内容を省略することができる。	ウ 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合 エ 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合 オ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、争乱、暴動その他の自然的又は人 為的な事象で、受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じた 場合又は工事現場の状態が変動した場合 カ アからオまでのほか、特に必要がある場合 (2) 受注者等が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等で、監督員が必要と認める ときには、監督員は、工事の全部又は一部の施行について一時中止することができる。 (3) 工事を一時中止する場合は、「工事の一時中止に伴う事務取扱要領」に基づき、中止期間中の工 事現場の維持管理に関する基本計画書を監督員に提出し、承諾を得る。 また、工事の続行に備え、工事現場の安全確保及び維持管理を行う。	文言の変更 基本計画書の記 る文言の追加	己載内容に関す
 (4) 当局が工事を一時中止した場合の工期の取扱いは、原則として次のとおりとする。 ア 工期が日数で定められているとき。 (ア)全部一時中止の場合、工期の日数は変更しない。ただし、工事完了予定日は、中止期間に相当する日数を延長した日とする。 (イ)一部一時中止の場合、工期の日数は変更しない。ただし、一部一時中止に伴い、特に当局が変更の必要を認めた場合は、この限りでない。 イ 工期が期限(日付)で定められているとき。 工期は変更しない。ただし、特に当局が変更の必要を認めた場合は、この限りでない。 	 (4) 当局が工事を一時中止した場合の工期の取扱いは、原則として次のとおりとする。 ア 工期が日数で定められているとき。 (ア)全部中止の場合、工期の日数は変更しない。ただし、工事完了予定日は、中止期間に相当する日数を延長した日とする。 (イ)一部中止の場合、工期の日数は変更しない。ただし、一部中止に伴い、特に当局が変更の必要を認めた場合は、この限りでない。 イ 工期が期限(日付)で定められているとき。 工期は変更しない。ただし、特に当局が変更の必要を認めた場合は、この限りでない。 		
1. 1. 2.1 契約解除権の行使に伴う措置(現行のとおり)	1. 1. 21 契約解除権の行使に伴う措置(略)		
契約書の規定(部分払)に基づく部分払は、受注者の請求に基づき次のとおり行う。 (1)打合せ事項 受注者が既済部分検査を請求する場合は、事前に検査日時等について当局と打ち合わせる。 (2)工種別構成率表の通知 契約締結後、監督員は、工種別構成率表に工種及び工種分割単位を記入して通知する。 (3)部分払の請求時期 部分払の請求時期は、「表 1.1 標準工種別出来形表」に示す出来形の内容が確認できる時期とする。 (4)受注者は、工種別構成率表を基に、出来形の内容に応じた認定率を記入した既済部分調書	1. 1. 22 部分払の手続 契約書の規定(部分払)に基づく部分払は、受注者の請求に基づき次のとおり行う。 (1) 打合せ事項 受注者が既済部分検査を請求する場合は、事前に検査日時等について当局と打ち合わせる。 (2) 工種別構成率表の通知 契約締結後、監督員は、工種別構成率表に工種及び工種分割単位を記入して通知する。 (3) 部分払の請求時期 部分払の請求時期に、「表 1.1 標準工種別出来形表」に示す出来形の内容が確認できる時期とする。 (4) 受注者は、工種別構成率表を基に、出来形の内容に応じた認定率を記入した既済部分調書兼出来高率計算書を作成し、既済部分検査請求書とともに監督員へ提出する。		

	改定				現 行			備考
	表 1.1 標準工種別出来			表 1.1 標準工種別出来形表				
工種別	出来形の内容及し		備考	工 種 別	出来形の内容及び		備考	
	高圧盤、電動機、ポンプ等の機器が据付けを完了したとき。 補修する電動機、ポンプ、液体抵抗器等の機器が据付けを完了したとき。	- 据付け完了	電源や周辺配管と の接続が完了して いること。		高圧盤、電動機、ポンプ等の機器が据付を完了したとき。 補修する電動機、ポンプ、液体抵抗器等の機器が据付を完了したとき。	- 押付け会了	電源や周辺配管との接続が完了していること。	文言の修正 文言の修正
立会検査を必要 とする工種	高圧盤、電動機、ポンプ等の機器が工場での立会検査に合格し現場に搬入されたとき。 補修する電動機、ポンプ、液体抵抗器等の機器が工場での検査に合格し現場に搬入されたとき。	材料検査 ・ 搬入完了		立会検査を必要 とする工種	高圧盤、電動機、ポンプ等の機器が工場での立会検査に合格し現場に搬入されたとき。 補修する電動機、ポンプ、液体抵抗器等の機器が工場での検査に合格し現場に搬入されたとき。	数料検査・ 搬入完了		
	現場での立会検査完了時	現場検査完了			現場での立会検査完了時	現場検査完了		
	工場での立会検査完了時	材料検査完了	当局の都合により 現場搬入ができな い場合に限る。		工場での立会検査完了時	材料検査完了	当局の都合により 現場搬入ができな い場合に限る。	
改造を行う工種	改造した機器が機能を発揮したとき。	機能発揮	盤、ソフト改造	改造を行う工種	改造した機器が機能を発揮したとき。	機能発揮	盤、ソフト改造	
立会検査を必要としない工種	主要機器及び汎用ポンプ、配管、ケー ブル等がその機能を発揮したとき。	機能発揮		立会検査を必要 としない工種	主要機器及び汎用ポンプ、配管、ケーブル等がその機能を発揮したとき。	機能発揮		
土木、建築工事 等の工種	それぞれの工事体系の定めによる。			土木、建築工事 等の工種	それぞれの工事体系の定めによる。			
(1)受注者等は、 50号)、健康(号)の規定に する。 (2)受注者等は、 って適正な補((3)建設業退職等 (4)受注者等は、 者用)を工事就 こと。	金共済制度の適用及び運用は、受注者の負 、建設業退職金共済制度に該当する場合に 着手後1か月以内 <mark>(電子申請方式による場</mark>	、企業退職金共済 者等を被保険者と 疾病、死亡その他 負担と責任におい は同制度に加入し 合は原則 40 日と	法(昭和34年法律第160 するこれらの保険に加入 の事故に対して責任をもて行う。 、その掛金収納書(発注人内)に発注者に提出する	(1)受注者等は、 50号)、健康(号)の規定に する。 (2)受注者等は、 って適正な補((3)建設業退職((4)受注者等は、 者用)を工事。 なお、収納	後の加入及び事故の補償 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)、 保険法(大正 11 年法律第 70 号)及び中点 より、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用 雇用者等の業務に関して生じた負傷、 賞をする。 金共済制度の適用及び運用は、受注者の 建設業退職金共済制度に該当する場合に 着手後 1 か月以内に発注者に提出すること 書の提出ができない特別な理由がある場合	ト企業退職金共済者等を被保険者と 疾病、死亡その他 負担と責任におい は同制度に加入し と。	法(昭和34年法律第160 とするこれらの保険に加入 也の事故に対して責任をも いて行う。 、その掛金収納書(発注	電子申請方式に関する記載の
する。 (5)受注者等は、 共済証紙の受打 ければならない	書の提出ができない特別な理由がある場合 、発注者から共済証紙の受払状況を把握で 払簿 <mark>(電子申請方式による場合は掛金充当</mark> い。 「労災保険関係成立票」及び「建設業退	するための請求が <mark>á書(工事別))</mark> そ	あった場合は、速やかに の他関係資料を提出しな	共済証紙の受	、発注者から共済証紙の受払状況を把握 払簿その他関係資料を提出しなければなり 「労災保険関係成立票」及び「建設業退	うない。		電子申請方式に関する記載の追加
(7) 受注者は、 提出し、確認 また、受注 はこれに代わる なお、法定を な金額を担保	者及び公衆が見やすい場所に掲げる。 工事着手後速やかに「労災保険加入証明 を受けた後、発注者へ提出すること。 者は、法定外の労災保険を付さなければなるものを発注者に提示する。 外の労災保険とは、公共工事等に従事する するための保険契約であり、国の労働災害 とを目的とした保険契約をいう。	ならない。その際 る者の業務上の負	系、当該保険契約の証券又 1傷等に対する補償に必要	を、工事関係	者及び公衆が見やすい場所に掲げる。			労災保険加入証明願の提出に 関する記載の追加

1.1.24 日雇労働者の雇用

1.1.24 日雇労働者の雇用

(1)受注者等は、工事の施行に当たっては、公共事業への日雇労働者吸収要綱(昭和 51 年 7 月 30 (1)受注者等は、工事の施行に当たっては、公共事業への日雇労働者吸収要綱(昭和 51 年 7 月 30

第1章 総則(令和6年4月改定)				
改定	現行	備考		
日 51 労職労第 221 号)に基づき、日雇労働者の雇用に努める。 なお、同要綱を適用する工事の工事着手時には、「公共事業施行通知書」を公共職業安定所又は (公財)城北労働・福祉センターに提出し、完成時には、「公共事業遵守証明書」を監督員に提出 する。 ただし、公共事業施行通知書により吸収予定数がゼロと認定された事業は、公共職業安定所又 は(公財)城北労働・福祉センターの収受印が押印されている公共事業施行通知書の写しをもって、公共事業遵守証明書に代えることができるものとする。	日 51 労職労第 221 号)に基づき、日雇労働者の雇用に努める。 なお、同要綱を適用する工事の着手時には、「公共事業施行通知書」 <mark>の写し</mark> を <mark>監督員</mark> に提出し <mark>て 確認を受け</mark> 、完了時には、「公共事業遵守証明書」を提出する。	工事書類の簡素化に伴う文言の変更		
(2) 受注者等は、無技能者を必要とする場合は、公共職業安定所又は(公財)城北労働・福祉センターの紹介する日雇労働者を雇用するものとする。ただし、手持ち労働者を差し引いた人員とする。	(2) 受注者等は、無技能者を必要とする場合は、公共職業安定所又は(公財)城北労働・福祉センターの紹介する日雇労働者を雇用するものとする。ただし、手持ち労働者を差し引いた人員とする。			
1. 1. 25 調査・試験に対する協力 (1) 当局又は当局が指定する第三者が調査又は試験を行う場合には、受注者等は、監督員の指示に 従いこれに協力する。この場合において、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知する。 (2) 当該工事が当局の実施する公共事業労務費調査の対象となった場合には、受注者等は、次に掲 げる協力を行う。 また、工期経過後においても同様とする。	従いこれに協力する。 (2) 当該工事が当局の実施する公共事業労務費調査の対象となった場合には、受注者等は、次に掲 げる協力を行う。	又言の追加		
ア 調査票等に必要事項を正確に記入し、当局に提出する等の必要な協力をする。 イ 調査票等を提出した事業所が、当局が事後に訪問して行う調査又は指導の対象になった場合には、その実施に協力する。 ウ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法(昭和22年法律第49号)等の規定に従い就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製、保存する等雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行う。 エ 工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該契約において、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負者を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定	また、工期経過後においても同様とする。 ア 調査票等に必要事項を正確に記入し、当局に提出する等の必要な協力をする。 イ 調査票等を提出した事業所が、当局が事後に訪問して行う調査又は指導の対象になった場合には、その実施に協力する。 ウ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法(昭和22年法律第49号)等の規定に従い就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製、保存する等雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行う。 エ 工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該契約において、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負者を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定			
める。 (3) 当該工事が当局の実施する施工に係る実態調査の対象となった場合には、受注者等は、調査票等に必要事項を正確に記入し、当局に提出する等の必要な協力をする。 また、工期経過後においても同様とする。 (4) 受注者等は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。	等に必要事項を正確に記入し、当局に提出する等の必要な協力をする。 また、工期経過後においても同様とする。			
また、工期経過後においても同様とする。 (5)受注者等は、低入札価格調査を経て当該工事の契約に至った場合には、提出した調査票等の記載内容に沿った施工を行わなければならない。 また、工期経過後においても報告書を提出し、ヒアリング調査等に協力しなければならない。	また、工期経過後においても同様とする。 (5) 受注者等は、低入札価格調査を経て当該工事の契約に至った場合には、提出した調査票等の記載内容に沿った施工を行わなければならない。 また、工期経過後においても報告書を提出し、ヒアリング調査等に協力しなければならない。			
1. 1. 26 工事現場の環境改善 (1) 工事現場の環境改善は、周辺住民への生活環境への配慮や、一般住民への建設事業の広報活動を図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに、関係者の作業環境を整えることにより公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。 (2) 工事現場の環境改善の具体的な実施内容は、契約図書の特記による。 (3) 受注者は、工事現場の環境改善の具体的な内容について承諾申請書を提出し、工事完了時には工事記録写真撮影要綱に基づき実施写真を監督員に提出する。	 1. 1. 26 工事現場のイメージアップ (1) 工事現場のイメージアップは、周辺住民への生活環境への配慮や、一般住民への建設事業の広報活動を図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに、関係者の作業環境を整えることにより公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。 (2) 工事現場のイメージアップの具体的な実施内容は、契約図書の特記による。 (3) 受注者は、イメージアップの具体的な内容について承諾申請書を提出し、工事完了時には実施写真を添えた報告書を監督員に提出する。 	文言の変更 工事書類の簡素化に伴う文言 の削除		

写真を<mark>添えた報告書を</mark>監督員に提出する。

工事記録写真撮影要綱に基づき実施写真を監督員に提出する。

の削除

	1 章 総則(令和6年4月改定) 		
改定	現行	備考	
第2節 工事関係図書等	第2節 工事関係図書等		
1. 2. 1 設計図書の照査及び事前調査 (1) 契約締結後、受注者等は、速やかに監督員との打合せ及び現地調査を実施し、設計図書に基づいて「1.2.2 実施工程表」から「1.2.5 承諾図書等」までの書類を「1.1.5 提出書類」に従って作成し提出する。 (2) 前項の打合せ及び現地調査に当たっては、次の事項を確認する。ア設計図書の解釈その他設計に係る具体的な事項イ施工方法、安全管理その他施工に係る具体的な事項ウ 官公署、他企業等との関連、許可・届出又は指示事項工 隣接工事、関連工事等との関連オ公害の発生、振動、騒音等地域住民その他の関係者への影響カ 既設又は関連工事で建設若しくは設置する地上及び地下工作物並びに機械及び電気設備(以下「工作物等」という。)の種類、位置、規模、構造、強度等キ稼働中の施設の機能を全部又は一部停止する場合等における条件 (3) 受注者等は、施工方法について事前に特許権の有無を調査し、特許権等の使用)による。特許権者の許諾を得る。これに要する費用は、契約書の規定(特許権等の使用)による。	いて「1.2.2 工程表」から「1.2.5 承諾図書等」までの書類を「1.1.5 提出書類」に従って作成 し提出する。 (2) 前項の打合せ及び現地調査に当たっては、次の事項を確認する。 ア 設計図書の解釈その他設計に係る具体的な事項 イ 施工方法、安全管理その他施工に係る具体的な事項 ウ 官公署、他企業等との関連、許可・届出又は指示事項 エ 隣接工事、関連工事等との関連 オ 公害の発生、振動、騒音等地域住民その他の関係者への影響 カ 既設又は関連工事で建設若しくは設置する地上及び地下工作物並びに機械及び電気設備(以下「工作物等」という。)の種類、位置、規模、構造、強度等 キ 稼働中の施設の機能を全部又は一部停止する場合等における条件	文言の統一	
1. 2. 2 <mark>実施工程表</mark> (1)受注者等は、製作及び施工に先立ち、 <mark>実施</mark> 工程表を作成し、施工計画書に記載する。 (2)実施工程表の作成に当たり、関連工事等の関係者と調整の上、十分検討する。	1. 2. 2 工程表 (1)受注者等は、製作及び施工に先立ち、工程表を作成し、施工計画書に記載する。	文言の統一 文言の統一 文言の追加	
(3) 契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要が生じた場合、受注者等は、遅滞なく実施工程表を変更し、施工等に支障がないよう適切な措置を講じるとともに、当該変更部分の施工前に監督員の承諾を受ける。 (4)(3)以外の場合であっても、実施工程表の内容を変更する必要が生じた場合、受注者等は、施工等に支障がないよう適切な措置を講じるとともに、監督員に報告する。 (5) 監督員の指示を受けた場合、受注者は、実施工程表の補足資料として、週間及び月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督員に提出する。 (6) 特記で概成工期が定められている場合は、受注者等は、実施工程表にこれを明記する。	は、遅滞なく実施工程表を変更し、施工等に支障がないよう適切な措置を講じるとともに、当該変更部分の施工前に監督員の承諾を受ける。 (3)(2)以外の場合であっても、実施工程表の内容を変更する必要が生じた場合、受注者等は、施工等に支障がないよう適切な措置を講じるとともに、監督員に報告する。	項番修正	
1. 2. 3 施工計画書 (現行のとおり)	1. 2. 3 施工計画書 (略)		
1. 2. 4 警戒宣言に伴う緊急時対策計画 国道、都道等の公道上で施工する場合は、監督員の指示により、地震警戒宣言が発せられた場合の 対応策等をあらかじめ定める「警戒宣言に伴う緊急時対策計画」を作成し、 <mark>施工計画書に記載する。</mark>		工事書類の簡素化に 方法の変更	伴う提出
1. 2. 5 承諾図書等 (現行のとおり)	1. 2. 5 承諾図書等 (略)		
 2.6 工事記録、工事報告等 契約書の規定(履行報告)に基づき、次の書類を作成し、監督員に報告する。 (1) 工事週報	 1. 2. 6 工事記録、工事報告等 契約書の規定(履行報告)に基づき、次の書類を作成し、監督員に報告する。 (1) 工事日報 工事日報 以工事期間中原則として毎日、監督員に提出する。 (2) 工事履行報告書 工事履行報告書は、必要に応じて、監督員に提出する。 (3) 議事録、協議書等 監督員又は当局職員と協議があったときは、議事録、協議書等を作成し、監督員に提出する。 (4) 試験記録等 	工事書類の簡素化に名及び提出頻度の変	
機器及び材料の品質や性能を確認するための試験の記録、プラントの機能を確認するための試 運転を行ったときの記録、発生材の数量の記録等は、報告書にまとめ随時監督員に提出する。			

第1章 総則(令和6年4月改定)

改定	現行	備	考	
		備	考	

改定

第3節 工事現場管理

1. 3. 1 施工管理 から 1. 3. 2 現場代理人 まで (現行のとおり)

1. 3. 3 監理技術者<mark>、監理技術者補佐</mark>及び主任技術者

- (1) 監理技術者 (特例監理技術者 (建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定を受ける監理技術者) を含む)、監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する 者)又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)には、適切な資格、経験、技術力等を有し、 その職務を誠実に履行する者を配置する。
- (2) 監理技術者等は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係(<mark>工事希望締切日</mark>において3か月以上 の雇用関係)を有する者とする。
- (3) 受注者等は、建設業法に定める監理技術者<mark>等</mark>についての資格を証明する資料を、監督員に提出

ただし、監理技術者は、原則として監理技術者資格者証(監理技術者講習修了履歴)の実物を 監督員に掲示し、確認を受けることで資格を証明する資料の提出は不要とする。

- (4) 監理技術者等は、監督員等が常に確認しやすいように腕章を着用する。
- (5) 監理技術者は、監理技術者資格者証 (監理技術者講習修了履歴) を常時携帯し、発注者等から 請求があった場合には、これを提示すること。
- (6) 監理技術者等の交代については、東京都水道局工事施行適正化推進要綱(東京都水道局)によ
- (7) 契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、機器・材料等の搬入、仮 設工事等が開始されるまでの期間)については、監理技術者等の工事現場への専任を要しない。 なお、現場施工に着手する日については、契約締結後、監督員と協議による。
- (8) 工事完了後、検査が終了し(当局の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片 付け等のみが残っている期間については、監理技術者等の工事現場への専任を要しない。

1.3.4 工事実績情報の登録

受注者は、受注時又は変更時において請負金額が500万円以上の工事については、(一財)日本建設 情報総合センター(JACIC)が実施している工事実績情報システム(コリンズ)の要領に基づく「登録 用データ」及び「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた後、次に掲げる指定 の期日までに工事実績情報の登録を行う。

登録手続終了後、(一財) 日本建設情報総合センターから発行される登録証明書(「登録内容確認書」) が届いた場合には、速やかにその写しを監督員に提出する。

ただし、登録内容がオンラインで確認できる場合は、提出不要とする。

(1) 受注時の登録

契約の日(着手指定の場合は着手日)から10日以内(休日等を除く。)

(2)登録内容変更時の登録

登録内容に変更が生じたとき、変更があった日から10日以内(休日等を除く。)ただし、変更 の登録を行う場合で、変更と完了との間が10日間(休日等を除く。)に満たないときは、変更時 の写しの提出を省略することができる。

なお、変更登録は、契約金額、工期、技術者等に変更が生じた場合に行うものとする。

(3) 工事完了時の登録

工事完了の日から10日以内(休日等を除く。)

(4) 訂正手続

工事カルテの内容に誤りがあったときは、誤りを確認した時点で適宜登録申請する。

1.3.5 工事の下請負

(1)受注者は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)第 14 条及び建設業法第 22 条の規定に反する一括下請負、契約書の規定に反するなどの不適切な形 現行

第3節 工事現場管理

1. 3. 1 施工管理 から 1. 3. 2 現場代理人 まで (略)

1. 3. 3 監理技術者及び主任技術者

(1)監理技術者及び主任技術者には、適切な資格、経験、技術力等を有し、その職務を誠実に履行 │特例監理技術者、監理技術者 する者を配置する。

(2) 監理技術者及び主任技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札の参加希望締切日 において3か月以上の雇用関係)を有する者とする。

(3) 受注者等は、建設業法に定める監理技術者<mark>及び主任技術者</mark>についての資格を証明する資料を、 監督員に提出する。

(4) 監理技術者<mark>及び主任技術者</mark>は、監督員等が常に確認しやすいように腕章を着用する。

- (5) 監理技術者は、<mark>監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証</mark> 履歴が裏面に貼付けされた 監理技術者資格者証を常時携帯し、発注者等から請求があった場合に は、これを提示すること。
- (6) 監理技術者

 又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)

 の交代については、東京都水道局 | 文言の変更 工事施行適正化推進要綱(東京都水道局)による。
- (7) 契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、機器・材料等の搬入、仮 設工事等が開始されるまでの期間)については、監理技術者等の工事現場への専任を要しない。 なお、現場施工に着手する日については、契約締結後、監督員と協議による。
- (8) 工事完了後、検査が終了し(当局の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片 付け等のみが残っている期間については、監理技術者等の工事現場への専任を要しない。

1.3.4 工事実績情報の登録

請負金額が500万円以上の工事については、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が実施し ている工事実績情報システム(コリンズ)の要領に基づく「登録用データ」を作成し、工事実績情報 の登録を行う。

なお、登録に当たっては、登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、「登録のための確 認のお願い」を作成し、その内容を監督員に提出する。この提出は、監督員から承諾を得た後、次に 掲げる指定の期日までに行うものとする。

登録手続終了後、(一財)日本建設情報総合センターから発行される登録証明書(「登録内容確認書」) が届いた場合には、速やかにその写しを監督員に提出する。

(1) 受注時の登録

契約の日(着手指定の場合は着手日)から10日以内(休日等を除く。)

(2) 登録内容変更時の登録

登録内容に変更が生じたとき、変更があった日から10日以内(休日等を除く。)ただし、変更 の登録を行う場合で、変更と完了との間が10日間(休日等を除く。)に満たないときは、変更時 の写しの提出を省略することができる。

なお、変更登録は、契約金額、工期、技術者等に変更が生じた場合に行うものとする。

- (3) 工事完了時の登録
 - 工事完了の日から10日以内(休日等を除く。)
- (4) 訂正手続

工事カルテの内容に誤りがあったときは、誤りを確認した時点で適宜登録申請する。

1. 3. 5 工事の下請負

(1) 工事の全部又は大部分を一括下請負し、又はその他不適切な形態の下請負契約を締結してはな | 文言の変更 らない。

補佐に関する記載を追加

備考

文言の変更

文言の変更

監理技術者資格証の掲示に関 する記載の追加

文言の変更 文言の削除

登録が必要となる場合の文言

工事実績情報の登録を指定の 期日までに行うとする文言へ

登録内容の確認方法に関する 文言の追加

第	1章 総則(令和6年4月改定)	
改定	現 行	備 考
態の下請負契約を締結してはならない。 (2) 工事の一部を下請負に付する場合には、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。 なお、下請負契約を締結するときは、法定福利費を内訳明示した見積書を活用するなど、適正な額の請負代金での下請負契約の締結に努めなければならない。 ア 受注者等が、工事全体の総合的な企画、指導及び調整をすること。 イ 下請負者は、当該下請負工事の施行能力を有すること。 ウ 下請負者が都の工事指名競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中でないこと。	(2) 工事の一部を下請負に付する場合には、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。 なお、下請負契約を締結するときは、法定福利費を内訳明示した見積書を活用するなど、適正 な額の請負代金での下請負契約の締結に努めなければならない。 ア 受注者等が、工事全体の総合的な企画、指導及び調整をすること。 イ 下請負者は、当該下請負工事の施行能力を有すること。 ウ 下請負者が都の工事指名競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中又は排除措置期 間中でないこと。	文言の削除
1. 3. 6 施工体制台帳等の作成、提出等 受注者は、工事を施行するために下請負契約を締結した場合は、公共工事の入札及び契約の適正化 の促進に関する法律(平成12年法律第127号)及び建設業法(昭和24年法律第100号)に定めると ころに基づき、次の(1)から(4)までのことをしなければならない。 (1)建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)及び「施工体制台帳に係る書類の提出につい て」(令和3年3月5日付国官技第319号、国営建技第16号及び令和3年3月22日付国港技第	1. 3. 6 施工体制台帳等の作成、提出等 受注者は、工事を施行するために下請負契約を締結した場合は、公共工事の入札及び契約の適正化 の促進に関する法律(平成12年法律第127号)及び建設業法(昭和24年法律第100号)に定めると ころに基づき、次の(1)から(4)のことをしなければならない。 (1)建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)及び「施工体制台帳に係る書類の提出につい て」(平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号、国空建第68号)	文言の追加 改正年を更新
90 号)に従って記載した施工体制台帳(下請負契約金額を記載した下請負契約書の写しを含む。 二次下請負以下も同様とする。)を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出 しなければならない。 また、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場 所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。	に従って記載した施工体制台帳(下請負契約金額を記載した下請負契約書の写しを含む。二次下請負以下も同様とする。)を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。 また、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。	
(2) 施工体制台帳及び施工体系図には、 <mark>建設業法第24条の8第1項及び建設業施行規則第14条の</mark> 2に揚げる事項及び一次下請負人となる警備会社を記載しなければならない。	(2)施工体制台帳及び施工体系図には、実際に工事に従事している全ての下請負者をもれなく記載しなければならない。この場合、オペレーター付きリース下請負契約はもとより、建設副産物等の運搬及び交通誘導警備業務等の業務委託契約についても記載する。	工事書類の簡素化に伴い、施工体制台帳等の作成範囲に関する記載の変更
(3) 発注者又は監督員が施工体制台帳又は施工体系図の点検等を行う際はこれに協力しなければならない。	(3) 受注者等は、当局又は監督員から、監理技術者等の設置状況及び工事現場の施工体制が施工体制台帳及び施工体系図の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときには、速やかにこれに応じる。	文言の変更
(4)施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出する。 1. 3. 7 稼働中の施設での施工 (1)既設工作物等を施工する場合は、原則として監督員の立会いの上、施工対象の工作物等が運転を停止し、又は休止した状態にあり、誤動作、誤操作等による事故が起きないよう対策が施されていることを確認する。 (2)工事現場には、見やすい場所に工事件名、工期、受注者名、現場責任者氏名等を表示する。 (3)運転中又は運転が可能な状態にある工作物等は、原則として施工、工作物等に接近しての現場調査等をしてはならない。	 (4)施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出する。 1. 3. 7 稼働中の施設での施工 (1)既設工作物等を施工する場合は、原則として監督員の立会いの上、施工対象の工作物等が運転を停止し、又は休止した状態にあり、誤動作、誤操作等による事故が起きないよう対策が施されていることを確認する。 (2)工事現場には、見やすい場所に工事件名、工期、受注者名、現場責任者氏名等を表示する。 (3)運転中又は運転が可能な状態にある工作物等は、原則として施行、工作物等に接近しての現場調査等をしてはならない。 	文言の変更

の指示に従う。

に行う。

料を提出する。

(4) 施行対象の既設工作物等を操作又は運転する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議しそ 文言の変更

また、当該工事で新規に建設又は設置する工作物等を操作又は運転する場合であっても、既設

又は関連工事で建設若しくは設置する工作物等と接続又は関連するものについては、同様とする。

くは計算機の停止等を行う場合は、十分に現場調査を行い、事前に監督員と協議する。協議に当

たっては、作業計画(作業の日時、工程、内容、方法等)、影響範囲、維持管理職員との連絡体制

(5) 施設の機能を全部若しくは一部停止させ、又は工作物等の運転に支障を及ぼす停電、断水若し

(6) 水道施設での施工に当たっては、人の飲用に供するものであることを踏まえ、次の事項を確実

また、各日の作業が終了したときは、全ての作業員を速やかに退出させる。

ア 施工に携わる作業員の人数、氏名等を毎日正確に把握し、不審者等が紛れ込むことのないよ

うにする。この場合において、監督員が請求したときは、作業員の人数及び氏名を記載した資

その他必要事項を記載した資料を監督員に提出する。

また、所定の時間内に作業を終了できるよう適切な工程管理を行う。

- (4) 施工対象の既設工作物等を操作又は運転する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議しそ の指示に従う。

また、当該工事で新規に建設又は設置する工作物等を操作又は運転する場合であっても、既設 又は関連工事で建設若しくは設置する工作物等と接続又は関連するものについては、同様とする。

(5) 施設の機能を全部若しくは一部停止させ、又は工作物等の運転に支障を及ぼす停電、断水若し くは計算機の停止等を行う場合は、十分に現場調査を行い、事前に監督員と協議する。協議に当 たっては、作業計画(作業の日時、工程、内容、方法等)、影響範囲、維持管理職員との連絡体制 その他必要事項を記載した資料を監督員に提出する。

また、所定の時間内に作業を終了できるよう適切な工程管理を行う。

- (6) 水道施設での施工に当たっては、人の飲用に供するものであることを踏まえ、次の事項を確実 に行う。
 - ア 施工に携わる作業員の人数、氏名等を毎日正確に把握し、不審者等が紛れ込むことのないよ うにする。この場合において、監督員が請求したときは、作業員の人数及び氏名を記載した資 料を提出する。
 - また、各日の作業が終了したときは、全ての作業員を速やかに退出させる。

第1章 総則(令和6年4月改定)			
改定	現行	備 考	
 イ 工事範囲ではない工作物等に不用意に近づかない。 また、このことについて各作業員への指導を徹底する。 ウ 浄水又は浄水処理過程における水に異物を混入させてはならない。 また、異物が混入するおそれのある作業を行うときは、事前に監督員と協議する。 エ 浄水又は浄水処理過程における水に異物を混入させ、又は混入している状況を発見した場合は、直ちに監督員及び維持管理職員に連絡する。 また、監督員の指示があれば、それに従う。 	 イ 工事範囲ではない工作物等に不用意に近づかない。 また、このことについて各作業員への指導を徹底する。 ウ 浄水又は浄水処理過程における水に異物を混入させてはならない。 また、異物が混入するおそれのある作業を行うときは、事前に監督員と協議する。 エ 浄水又は浄水処理過程における水に異物を混入させ、又は混入している状況を発見した場合は、直ちに監督員及び維持管理職員に連絡する。 また、監督員の指示があれば、それに従う。 		
1. 3. 8 衛生管理 (現行のとおり)	1. 3. 8 衛生管理(略)		
1. 3. 9 施工日時 (1) 休日等は、原則として作業を行わない。 また、作業は、午前8時30分から午後5時15分までに行うものとし、それ以外の時間は、原則として作業を行わない。 ただし、以下の場合はこの限りではない。 ア 特記に施工日時が定められている場合 イ あらかじめ監督員の了承を得た後、理由等を監督員へ連絡(口頭は除く。)した場合なお、国道、都道等の公道上で施工する場合は、理由等を記載した週間工程表を監督員に提出する。	1. 3. 9 施工日時 (1) 休日等は、原則として作業を行わない。 また、作業は、午前8時30分から午後5時15分までに行うものとし、それ以外の時間は、原 則として作業を行わない。 ただし、事前に監督員の承諾を受けた場合又は特記に施工日時が定められている場合は、この 限りでない。	工事書類の簡素化に伴い、「休日等の工事施工届」が削除さ れたため、対応方法の記載を 変更	
(2) 設計図書に施工日時が定められている場合で、その日時を変更する必要がある場合は、あらか じめ監督員の承諾を受ける。	(2) 設計図書に施工日時が定められている場合で、その日時を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。		
1. 3. 10 現場事務所、資材置場等 から 1. 3. 15 境界杭、測量標等まで(現行のとおり)	1.3.10 現場事務所、資材置場等 から 1.3.15 境界杭、測量標等まで(略)		
 3.16 既設施設の養生等 (1)受注者等は、施工に当たり、既設又は関連工事で建設若しくは設置した工作物等の移設、防護又は切回しが必要となった場合は、速やかに監督員に報告し協議する。 (2)前項工作物等を撤去又は復旧する場合、受注者等は、あらかじめその処置方法について監督員と協議する。	又は切回しが必要となった場合は、速やかに監督員に報告し協議する。 (2) 前項工作物等を撤去又は復旧する場合、受注者等は、あらかじめその処置方法について監督員と協議する。	文言の修正	
1. 3. 17 工事用機械器具等の選定 から 1. 3. 19 不当介入に対する通報報告 まで (現行のとおり)	1.3.17 工事用機械器具等の選定 から 1.3.19 不当介入に対する通報報告 まで (略)		

改定 現行

第4節 安全管理

1. 4. 1 工事中の安全確保

- (1) 施工に当たっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第 57 号)その他関係法令等に基づくほか、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年国土交通省告 示第 496 号) に従うとともに、建築工事安全施工技術指針(平成7年5月25日付建設省営監発 第13号)、労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針(平成11年労働省告示第53号)等 を参考に、常に工事の安全に<mark>留意</mark>して現場管理を行い、工事の施行に伴う災害及び事故の防止に
- (2) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、労働安全衛生法その他関係 法令等に従って行う。ただし、別に責任者が定められた場合、受注者等はこれに協力する。
- (3) 前項に定める責任者は、監理技術者等に諮り施工中の安全を確立するための安全対策を計画す

また、必要により関係官公署その他の関係機関と安全確保に係る連絡を取る。

なお、工事現場において安全管理上の障害を発見した場合は、速やかに必要な措置を施すとと もに、直ちに監督員に報告する。

- (4)(2)に定める責任者は、安全対策の計画に基づいて、工事現場、工事用通路、機械器具、作業員 の服装等の安全点検等を実施する。このことは、工事中止期間にあっても同様とする。 なお、工事現場においては、安全管理責任者であることを示す腕章等を着用する。
- (5)(2)に定める責任者は、平素から気象情報等に十分な注意を払うとともに、豪雨、強風、出水そ の他の天災に対して、被害を最小限にするための必要な措置を講じる。特に、河川、雨水等の影 響を受けやすい場合には、施工場所のみならず上流側の局所的な豪雨に注意を行い、危険が予想 される場合は、速やかに作業を中止し安全を確保する。

また、必要に応じて、請負業者の社内で気象に関する情報の連絡体制を確保する。

- (6)受注者等は、同一場所にて関連工事等がある場合で、当局により労働安全衛生法第30条第1項 に規定する措置を講ずる者として指名された場合は、関係法令に従って、労働災害を防止するた めに必要な措置を講じる。
- (7) 同一場所で、当局が施設内の事故防止を目的として、安全パトロール等の安全衛生活動を実施 している場合、安全衛生に関する責任者は、これに参加する。
- (8)受注者等は、足場工の施工に当たり枠組み足場を設置する場合は、「手すり先行工法等に関する ガイドライン(厚生労働省平成21年4月)|によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時 及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置し なければならない。

1. 4. 2 安全教育

- (1) 受注者等は、安全教育計画を作成し、施工計画書に記載する。
- (2) 受注者等は、作業員に対しては、定期的に安全教育等を行い、安全意識の向上を図る。 なお、新規の現場入場作業員等は、安全教育等を実施後でなければ就業させてはならない。
- (3)受注者等は、毎日の作業開始前に当日の作業予定の確認を行うほか、危険作業、変更した作業 内容の確認を徹底する。
- (4) 安全教育は全作業員が参加し、次の内容について、1か月当たり半日以上実施する。 ア 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育
 - イ 当該工事の内容の周知徹底
 - ウ 当該工事における災害対策訓練
 - エ 当該工事現場で予想される事故対策訓練
 - オ その他安全教育に必要な事項
- (5) 受注者等は、安全教育等の実施状況について、写真、ビデオ等により記録する。 また監督員の請求があった場合は、<mark>直ちに</mark>提示する。

1. 4. 3 事故防止 (現行のとおり)

第4節 安全管理

1. 4. 1 工事中の安全確保

- (1)施工に当たっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第 57 号) その他関係法令によるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱 (平成 5 年 1 月 12 日付建設 <mark>省経建発第1号)</mark>に従うとともに、建築工事安全施工技術指針(平成7年5月 25 日付建設省営監 発第 13 号)、労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針(平成 11 年労働省告示第 53 号) 等を参考に、常に工事の安全に注意して現場管理を行い、工事の施行に伴う災害及び事故の防止
- (2) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、労働安全衛生法その他関係 法令等に従って行う。ただし、別に責任者が定められた場合、受注者等はこれに協力する。
- (3) 前項に定める責任者は、監理技術者等に諮り施工中の安全を確立するための安全対策を計画す る。

また、必要により関係官公署その他の関係機関と安全確保に係る連絡を取る。

なお、工事現場において安全管理上の障害を発見した場合は、速やかに必要な措置を施すとと もに、直ちに監督員に報告する。

- (4)(2)に定める責任者は、安全対策の計画に基づいて、工事現場、工事用通路、機械器具、作業員 の服装等の安全点検等を実施する。このことは、工事中止期間にあっても同様とする。 なお、工事現場においては、安全管理責任者であることを示す腕章等を着用する。
- (5)(2)に定める責任者は、平素から気象情報等に十分な注意を払うとともに、豪雨、強風、出水そ の他の天災に対して、被害を最小限にするための必要な措置を講じる。特に、河川、雨水等の影 響を受けやすい場合には、施工場所のみならず上流側の局所的な豪雨に注意を行い、危険が予想 される場合は、速やかに作業を中止し安全を確保する。

また、必要に応じて、請負業者の社内で気象に関する情報の連絡体制を確保する。

- (6) 受注者等は、同一場所で別契約の関連工事がある場合で、当局により労働安全衛生法第30条第 | 文言の変更 1項に規定する措置を講ずる者として指名された場合は、関係法令に従って、労働災害を防止す るために必要な措置を講じる。
- (7) 同一場所で、当局が施設内の事故防止を目的として、安全パトロール等の安全衛生活動を実施 している場合、安全衛生に関する責任者は、これに参加する。
- (8) 受注者等は、足場工の施工に当たり枠組み足場を設置する場合は、「手すり先行工法等に関する ガイドライン(厚生労働省平成21年4月) によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時 及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置し なければならない。

1. 4. 2 安全教育

- (1) 受注者等は、安全教育計画を作成し、施工計画書に記載する。
- (2) 受注者等は、作業員に対しては、定期的に安全教育等を行い、安全意識の向上を図る。 なお、新規の現場入場作業員等は、安全教育等を実施後でなければ就業させてはならない。
- (3)受注者等は、毎日の作業開始前に当日の作業予定の確認を行うほか、危険作業、変更した作業 内容の確認を徹底する。
- (4) 安全教育は全作業員が参加し、次の内容について、1 か月当たり半日以上実施する。
 - ア 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育
 - イ 当該工事の内容の周知徹底
 - ウ 当該工事における災害対策訓練
 - エ 当該工事現場で予想される事故対策訓練
 - オ その他安全教育に必要な事項
- (5) 安全教育の実施状況は、写真、ビデオ等により記録する。 また、監督員の請求があった場合は、遅滞なく記録を提示する。

1. 4. 3 事故防止 (略)

改正年の更新

備考

文言の変更

文言の変更 文言の変更

第1章 総則(令和6年4月改定)

3. 4. 4 機需製造目が発生られた場合の担信 1. 4. 4 機需製造目が発生られた場合の担信 1. 4. 4 機需製造目が発生られた場合の担信 1. 4. 4 機需製造目が発生られた場合は、ためが買ぶみを知る。ただし、1. 2. 4 受機費を担いている場合は、ためが買ぶみを知る。ただし、1. 2. 4 受機費を担いている場合は、ためが買みを達している場合は、ためが買みを達している場合は、それに基づいて供用を選出している場合は、それに基づいて供用を選出を対し、(1) 直動に下事を中止、場合的な体制に近づいて関係をに出ませる。 (2) 監督員と協張の上 下来を申止、場合的な体制を受験を行い、必要な安全が出間機能など。 (2) 監督員と協張の上 下来を申止、場合的な体制を受験を行い、必要な安全が出間機能な近で。 (2) 監督員と協張の上 下来を申止、場合的な体制を受験を行い、必要な安全が出間機能な近で。 (3) 監督員と協張の上 下来を申止、場合的な体制を通します。 (4) 日本に下事で申止、場合的な体制を通します。 (4) 日本に下事で申止、場合的な体制を通います。 (5) 監督員と協振の上 下来の中止、場合的な体制を通います。 (4) 日本に下事で申止、場合的な体制を通います。 (4) 日本に下事で申止、場合的な体制を通います。 (5) 日本に下事で申止、場合的な体制を通います。 (5) 日本に下事で申止、場合的な体制を通います。 (6) 日本に下事で申止、場合的な体制を通います。 (6) 日本に下事で申止、場合的な体制を通います。 (6) 日本に下事で申止、場合のな体制を通います。 (6) 日本に下事で申止、場合的な体制を通います。 (6) 日本に下事で申止、場合のな体制を通います。 (6) 日本に下事で申止、場合のな体制を使います。 (6) 日本に下事でする。 (6
地震警戒宣言が発せられた場合は、次の対応策を講じる。ただし、「1.2.4 警戒宣言に伴う緊急時対 策計画」により、「警戒宣言に伴う緊急時対策計画」を作成している場合は、それに基づいて措置を講 じる。 (1)直ちに工事を中止し、緊急保安体制に基づいて関係者に通知する。 (2)監督員と協議の上、工事現場の保安点検を行い、必要な安全強化措置を施す。 1. 4. 5 爆発及び火災の防止 から 1. 4. 7 石綿(アスベスト)に係る注意事項 まで (現
(1) 直ちに工事を中止し、緊急保安体制に基づいて関係者に通知する。 (2) 監督員と協議の上、工事現場の保安点検を行い、必要な安全強化措置を施す。 (1) 直ちに工事を中止し、緊急保安体制に基づいて関係者に通知する。 (2) 監督員と協議の上、工事現場の保安点検を行い、必要な安全強化措置を施す。 1. 4. 5 爆発及び火災の防止 から 1. 4. 7 石綿(アスベスト)に係る注意事項 まで (現 1. 4. 5 爆発及び火災の防止 から 1. 4. 7 石綿(アスベスト)に係る注意事項 まで (略)

改定

第5節 環境対策

1. 5. 1 環境保全等

- (1)受注者等は、建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(いわゆる、建設リサイクル法。(平成12年法律第104号)、環境基本法(平成5年法律第91号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)、計量法、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例その他関係法令に基づき、振動、騒音、ばい煙、粉じん、有害ガス、臭気、水質汚濁、地盤沈下、地下水の断絶等の影響が生じないよう、工事の施行に伴う環境の保全に努める。
- (2) 施工に当たって関係法令に基づく届出等が必要な場合は、「1.1.10 官公署等への手続等」に従い適切に対処する。
- (3) 環境への影響若しくは公害が予知され、又は発生した場合は、直ちに監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従うこと。
- (4) 当局又は東京都が環境への負荷の低減及び公害の防止のための施策を実施する場合は、これに協力する。
- (5) 受注者等は、施工に当たり資材、建設機械、工法、目的物について、国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)、東京都建設リサイクルガイドラインに基づき、東京都が作成した「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」の規定に従い、環境物品等の調達の推進及び環境影響物品等(原材料の調達や製造に環境破壊を伴うもの、使用することにより環境に悪影響を与えるもの、エネルギーや資源を浪費するものなどをいう。)の使用抑制を行い、環境負荷の低減に努める。調達すべき環境物品等、詳細は特記による。

1. 5. 2 建設副産物の取扱い(現行のとおり)

1. 5. 3 リサイクル計画

- (1) 計画的かつ効率的なリサイクルを実施するために、東京都建設リサイクルガイドラインに従ってリサイクル計画を作成する。作成した計画は、施工計画書に記載する。
- (2) 発生する建設副産物の種類及び発生量に従い、必要により再生資源利用計画書、再生資源利用 促進計画書等の関係書類を作成し、施工計画書に添付する。
- (3) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(平成12年政令第495号)第2条に規定する規模以上の工事の施行に当たっては、落札者及び受注者の手続を行う。
- また、監督員から通知書の提出等の代行を指示された場合は、これに従う。

1. 5. 4 リサイクル及び適正処理に当たっての注意事項

- (1)建設副産物の処理を適切に行うため、当局、下請負者、機器・材料納入業者、処理業者等との間に協力体制を整備し、円滑に運営する。
- (2)作業員、関係者等に建設副産物の性状、取扱い方法等を周知徹底させるための教育、啓発等を行う。
- (3)建設副産物を工事現場に仮置きする場合は、工事件名、工期、受注者名、責任者氏名、建設副産物の種類、数量その他の必要な事項を掲示し、適切な管理を行う。
- (4) 建設廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、次の事項 に注意して適正に行う。
 - ア 収集運搬事業者又は処分業者であって、委託しようとする処理が事業の範囲に含まれている 者であることを確認した上で委託する。
 - イ 収集運搬事業者及び処分業者とそれぞれ書面により委託契約する。

現行

第5節 環境対策

1. 5. 1 環境保全等

(1) 受注者等は、建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(いわゆる、建設リサイクル法。(平成12年法律第104号)、環境基本法(平成5年法律第91号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)、計量法、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例その他関係法令に従い、振動、騒音、ばい煙、粉じん、有害ガス、臭気、水質汚濁、地盤沈下、地下水の断絶等の影響が生じないよう、工事の施行に伴う環境の保全に努める。

関係法令の追加 文言の変更

備考

- (2) 施工に当たって関係法令に基づく届出等が必要な場合は、「1.1.10 官公署等への手続等」に従い適切に対処する。
- (3) 環境への影響若しくは公害が予知され、又は発生した場合は、直ちに監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従う。
- (4) 当局又は東京都が環境への負荷の低減及び公害の防止のための施策を実施する場合は、これに協力する。
- (5) 受注者等は、施工に当たり資材、建設機械、工法、目的物について、国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)、東京都建設リサイクルガイドラインに基づき、東京都が作成した「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」の規定に従い、環境物品等の調達の推進及び環境影響物品等(原材料の調達や製造に環境破壊を伴うもの、使用することにより環境に悪影響を与えるもの、エネルギーや資源を浪費するものなどをいう。)の使用抑制を行い、環境負荷の低減に努める。調達すべき環境物品等、詳細は特記による。

1.5.2 建設副産物の取扱い(略)

1. 5. 3 リサイクル計画

- (1) 計画的かつ効率的なリサイクルを実施するために、東京都建設リサイクルガイドラインに従ってリサイクル計画を作成する。作成した計画は、施工計画書に記載する。
- (2) 発生する建設副産物の種類及び発生量に従い、必要により再生資源利用計画書、再生資源利用 促進計画書等の関係書類を作成し、施工計画書に添付する。
- (3) <mark>廃棄物の処理を委託する場合は、委託契約書の写し並びに運搬又は処理に係る許可証の写し (許</mark> 可を要しない場合はその理由書) を施工計画書に添付する。
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(平成 12 年政令第 495 号)第 2 条に規定 項番の修正 する規模以上の工事の施行に当たっては、落札者及び受注者の手続を行う。

また、監督員から通知書の提出等の代行を指示された場合は、これに従う。

1. 5. 4 リサイクル及び適正処理に当たっての注意事項

- (1)建設副産物の処理を適切に行うため、当局、下請負者、機器・材料納入業者、処理業者等との間に協力体制を整備し、円滑に運営する。
- (2)作業員、関係者等に建設副産物の性状、取扱い方法等を周知徹底させるための教育、啓発等を行う。
- (3) 建設副産物を工事現場に仮置きする場合は、工事件名、工期、受注者名、責任者氏名、建設副産物の種類、数量その他の必要な事項を掲示し、適切な管理を行う。
- (4) 建設廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、次の事項に注意して適正に行う。
 - ア 収集運搬事業者又は処分業者であって、委託しようとする処理が事業の範囲に含まれている 者であることを確認した上で委託する。
 - イ 収集運搬事業者及び処分業者とそれぞれ書面により委託契約する。

東京都建設リサイクルガイド ライン改定に伴う文言の削除

改定

- ウ 委託した建設廃棄物について発生から 0. 再資源化又は最終処分が終了するまでの一連の処理 が適正に処理されるよう必要な措置を講ずる。
- エ 産業廃棄物を収集又は運搬する車両について、車体の外側に次の(ア)から(ウ)までに掲 げる事項が表示されており、かつ、車内に運搬中の産業廃棄物に関する書類が備え付けられて いることを、適宜確認する。
- (ア) 産業廃棄物収集運搬車であること。
- (イ)業者名
- (ウ) 許可番号
- オ 受注者等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、建設廃棄物の種類ごと及び運搬 先ごとに産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)を作成し、建設廃棄物を引き渡す 際に交付するか、又は電子マニフェスト ((公財)日本産業廃棄物処理振興センターと排出事業 者、収集運搬業者及び処分業者が通信ネットワークを使用して、排出事業者が委託した産業廃 棄物の流れを監理する仕組み)を使用して、廃棄物処理の状況を確認し、適正に処理が行われ るものとする。
- カ 建設廃棄物を搬出する場合において、マニフェストの交付又は電子マニフェストへの登録を 行う必要のない場合には、リサイクル伝票及びリサイクル証明書により適正処理の確認を行う。
- (ア) リサイクル伝票による適正処理

再生利用認定制度や個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等が対象となる場合に は、リサイクル伝票(搬出数量が確認できるもの)により適正処理の確認を行う。その様式 については、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等に よる。

(イ) リサイクル証明書による適正処理

建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として利用する場合や高炉還元等を行う場合に は、リサイクル証明書により適正処理の確認を行う。その様式についてはセメント工場等の 建設資材製造施設、製鉄所等が発行した証明書(写しでもよい。)による。

- キ 産業廃棄物の処理が法令に定める所定の期日までに確認できない場合は、処理状況の確認等 の必要な対応を行う。
- (5)特別管理産業廃棄物の処理に当たっては、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置するとともに、 帳簿を作成し、保存する。
- (6) 有価物の有償売却に当たっては、計量伝票等により、建設発生土の再使用又は再利用に当たっ ては、リサイクル証明書、土砂伝票(土砂搬入管理券等の発生側の運搬証明)、土砂搬入確認書(受 入側の受入証明) 等により、適正な処理が図られていることを確認する。

1.5.5 リサイクル及び適正処理の実施状況の確認

- (1) マニフェスト、電子マニフェスト、計量伝票、リサイクル伝票、土砂伝票及びリサイクル証明 書(以下「マニフェスト等」という。)に基づいて、建設副産物の種類及び数量、運搬日等を記録 した集計表を作成する。
- (2)マニフェスト等及び集計表を監督員に提示する(集計表は提出する。)とともに、検査時に検査 員から求められた場合は、これらを提示する。

- (3) 東京都建設リサイクルガイドラインに従い、リサイクル実施状況について、再生資源利用実施 書、再生資源利用促進実施書、リサイクル状況記録写真、リサイクル阻害要因説明書等をリサイ クル報告書として作成し、監督員に提出する。
- 1. 5. 6 発生品の処理 (現行のとおり)
- 1. 5. 7 室内空気汚染対策等
- (1)受注者等は、接着剤、塗装等の塗布に当たっては、使用方法や塗布量を十分に管理し、適切な

現行

- ウ 委託した建設廃棄物について発生から再資源化又は最終処分が終了するまでの一連の処理が 適正に処理されるよう必要な措置を講ずる。
- エ 産業廃棄物を収集又は運搬する車両について、車体の外側に次の(ア)から(ウ)までに掲 げる事項が表示されており、かつ、車内に運搬中の産業廃棄物に関する書類が備え付けられて いることを、適宜確認する。
- (ア) 産業廃棄物収集運搬車であること。
- (イ)業者名
- (ウ) 許可番号
- オ 受注者等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、建設廃棄物の種類ごと及び運搬 先ごとに産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)を作成し、建設廃棄物を引き渡す 際に交付するか、又は電子マニフェスト((公財)日本産業廃棄物処理振興センターと排出事業 者、収集運搬業者及び処分業者が通信ネットワークを使用して、排出事業者が委託した産業廃 棄物の流れを監理する仕組み)を使用して、廃棄物処理の状況を確認し、適正に処理が行われ
- カ 建設廃棄物を搬出する場合において、マニフェストの交付又は電子マニフェストへの登録を 行う必要のない場合には、リサイクル伝票及びリサイクル証明書により適正処理の確認を行う。 (ア) リサイクル伝票による適正処理

再生利用認定制度や個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等が対象となる場合に は、リサイクル伝票(搬出数量が確認できるもの)により適正処理の確認を行う。その様式 については、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等に よる。

(イ) リサイクル証明書による適正処理

建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として利用する場合や高炉還元等を行う場合に は、リサイクル証明書により適正処理の確認を行う。その様式についてはセメント工場等の 建設資材製造施設、製鉄所等が発行した証明書(写しでもよい。)による。

- キ 産業廃棄物の処理が法令に定める所定の期日までに確認できない場合は、処理状況の確認等 の必要な対応を行う。
- (5)特別管理産業廃棄物の処理に当たっては、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置するとともに、 帳簿を作成し、保存する。
- (6) 有価物の有償売却に当たっては、計量伝票等により、建設発生土の再使用又は再利用に当たっ ては、リサイクル証明書、土砂伝票(土砂搬入管理券等の発生側の運搬証明)、土砂搬入確認書(受 入側の受入証明) 等により、適正な処理が図られていることを確認する。

1. 5. 5 リサイクル及び適正処理の実施状況の確認

- (1)マニフェスト、電子マニフェスト、計量伝票、リサイクル伝票、土砂伝票及びリサイクル証明│集計表の作成に関する記載へ 書に基づいて、建設副産物の種類及び数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出
- (2) = -施工中いつでも監督員に提示できるようにするとともに、工事完了後、写しを提出する。 なお、電子マニフェストを利用する場合は(一財)日本産業廃棄物処理振興センターから通知 された処理結果について、プリントアウトしたもの又はその写しを監督員に提出する。
- (3) 計量伝票、リサイクル伝票、土砂伝票、リサイクル証明書等は、ファイルに敷理し、施工中い つでも監督員に提示できるようにする。
- (4) 東京都建設リサイクルガイドラインに従い、リサイクル実施状況について、再生資源利用実施 書、再生資源利用促進実施書、リサイクル状況記録写真、リサイクル阻害要因説明書等をリサイ クル報告書として作成し、監督員に提出する。
- 1.5.6 発生品の処理 (略)
- 1.5.7 室内空気汚染対策等

と変更

備考

マニフェスト等の写しの提出 は不要とし、提示する旨の記 載へと変更

(1) 及び(2) で内容を包 含したため、項目の削除 項番の変更

第 ₁ 章 総則(令和6年4月改定)			
改定	現行	備考	
乾燥時間をとるようにする。 また、施工時及び施工後は、通風又は換気を十分に行い、揮発した溶剤成分等による室内空気の汚染を防止する。 (2)受注者等は、内装仕上げが完了した室内は常に換気し、仕上げ材料等から初期に拡散されるホルムアルデヒドその他の揮発性物質を室内に滞留させないようにする。 (3)受注者等は、はつり作業や溶接作業、建設機械を搬入して作業を行う場合、煙、塵埃、排気ガス等による室内の空気汚染を防止するよう、適切な換気を行う。 1. 5. 8 アイドリングストップの実施 (現行のとおり)	 (1)受注者等は、接着剤、塗装等の塗布に当たっては、使用方法や塗布量を十分に管理し、適切な 乾燥時間をとるようにする。 また、施工時及び施工後は、通風又は換気を十分に行い、揮発した溶剤成分等による室内空気 の汚染を防止する。 (2)受注者等は、内装仕上げが完了した室内は常に換気し、仕上げ材料等から初期に拡散されるホ ルムアルデヒドその他の揮発性物質を室内に滞留させないようにする。 1. 5. 8 アイドリングストップの実施 (略) 	室内作業時における換気の記載を追加	
 1.5.9 環境により良い自動車の利用 自動車を使用し、又は利用させる場合は、次の事項によらなければならない。 (1)「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。 (2)自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示を求められた場合には、速やかに提示する。 	車であること。 (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。 なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出する。	工事書類の簡素化に伴う文言 の削除	
1. 5. 10 排出ガス対策型建設機械 (一般工事用建設機械) (1)「表 1.5.1 一般工事用建設機械」に掲げる一般建設機械を使用する場合は、次のいずれかに該当する建設機械を使用する。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議する。また、工事現場において排出ガス対策型建設機械又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出する。ア「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年法律第51号)に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車 イ 「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付国総施第225号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(平成18年3月17日付国土交通省告示第318号)若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成18年3月17日付国総施第215号、最終改定平成23年7月13日付国総環リ第1号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。ウ 排出ガス対策型建設機械を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された「民間開発建設技術の技術審査・証明事業」若しくは「建設技術審査証明事業」により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。	当する建設機械を使用する。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議する。また、工事現場において排出ガス対策型建設機械又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出する。ア 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年法律第51号)に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車 イ 「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付国総施第225号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(平成18年3月17日付国土交通省告示348号、最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成18年3月17日付国総施第215号、最終改定平成23年7月13日付国総環リ第1号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。ウ 排出ガス対策型建設機械を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施	文言の修正	
(2) トンネル工事用建設機械を使用する場合は、「配水管工事標準仕様書(東京都水道局)」による。		記載位置の変更	

改定現行				備考
表 1.5.1 一般工事用		表 1.5.1 一般工事用]建設機械	
機 種	備 考	機 種	備 考	
ケーシング掘削機、リバースーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機及び全回転型オールケーシング掘削機) 7 ロードローラ、タイヤローラ及び振動ローラ	した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排	1 バックホウ 2 トラクタショベル(車輪式) 3 ブルドーザ 4 発動発電機(可搬式) 5 空気圧縮機(可搬式) 6 油圧ユニット(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの。油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機及び全回転型オールケーシング掘削機) 7 ロードローラ、タイヤローラ及び振動ローラ	した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排 出ガス規制が定められている自動車で、 有効な自動車車検証の交付を受けている	
8 ホイールクレーン ・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は	サウサロウ科主体列子のカムナ のルマンフィ	8 ホイールクレーン ・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又に	1. サウサルウ料 古地田 オカコティナム・ガルマンフェ	
 ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの 1. 5. 11 低騒音型・低振動型建設機械 (現行のできる) 1. 5. 12 建設機械等の燃料 (1)受注者等は、ディーゼルエンジン仕様の自動車及合は、JIS 規格に合った軽油を使用しなければならなお、軽油を燃料とする建設機械等の使用に当たなお、軽油を燃料とする建設機械等の使用に当た(2)受注者等は、監督員又は当局職員が調査のため、建調査・試験に対する協力」(1)及び「1.5.1 環境保護なお、監督員又は当局職員は、燃料採取を行う日本で行うとともに、燃料採取は、必ず受発注者双方 	ご軽油を燃料とする建設機械等に使用する場ない。 っては、下請負者等に関係法令を遵守させる。 設機械等から燃料を採取する場合は、「1.1.25 と等」(4)の規定に従いこれに協力する。 時等は事前に受注者に通知せず、原則抜き打	の ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの (2)トンネル工事用建設機械を使用する場合は、「配力 1. 5. 11 低騒音型・低振動型建設機械 (略) 1. 5. 12 建設機械等の燃料 (1) ディーゼルエンジン仕様の自動車及び軽油を燃料格に合った軽油を使用しなければならない。 なお、軽油を燃料とする建設機械等の使用に当た	水管工事標準仕様書(東京都水道局)」による。 科とする建設機械等に使用する場合は、JIS 規 こっては、下請負者等に関係法令を遵守させる。 から燃料を採取する場合は、「1.1.25 調査・試	
1. 5. 13 過積載の防止 受注者等は、ダンプカー等の大型輸送機械で大量の土 の運搬を伴う工事については、搬送計画、通行道路の選 関係機関と協議して必要な具体的内容を定め、監督員に (1)土砂等の運搬に当たっては、ダンプカー等の過程 に従い、次の事項を遵守する。 ア 積載重量制限を超過して土砂等を積み込まず、	定その他車両の通行に係る安全対策について、 提出すること。 載防止を厳守するとともに、関係法令の定め	の運搬を伴う工事については、搬送計画、通行道路の選 関係機関と協議して必要な具体的内容を定め、監督員に (1) 土砂等の運搬に当たっては、ダンプカー等の過程 に従い、次の事項を遵守する。 ア 積載重量制限を超過しない。	定その他車両の通行に係る安全対策について、 工提出すること。 責載防止を厳守するとともに、関係法令の定め	文言の変更
イ 法に定める表示番号等の不表示車、積載重量自底等の不正改造車等に土砂等を積み込まず、またりすることのないようにすること。 ウ 産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しない。 (2)受注者等は、土砂等の運搬に当たり、ダンプカー自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、過積載の防止及び交通安全の確保に努める。 (3)受注者等は、土砂等の運搬を下請負に付する場合不当に害し、過積載を誘発するような契約を締結し	、積み込ませないとともに、工事現場に出入 等を使用する場合は、土砂等を運搬する大型 (昭和42年法律第131号)の目的に照らして、 同団体等への加入者の使用を促進するなど、 には、公正な取引の確保に努め、その利益を	イ 法に定める表示番号等の不表示車、積載重量自底等の不正改造車等を使用しない。 また、工事現場に出入りすることのないように ウ 産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しない。 (2)受注者等は、土砂等の運搬に当たり、ダンプカー 自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ 過積載の防止及び交通安全の確保に努める。 (3)受注者等は、土砂等の運搬を下請負に付する場合 不当に害し、過積載を誘発するような契約を締結し	でする。 一等を使用する場合は、土砂等を運搬する大型 法(昭和 42 年法律第 131 号)の目的に照らして、 、同団体等への加入者の使用を促進するなど、 合には、公正な取引の確保に努め、その利益を	文言の変更
1. 5. 14 特別品目、特定調達品目、調達推進品目	(現行のとおり)	│ │ 1. 5. 14 特別品目、特定調達品目、調達推進品目	目 (略)	

改定	現行	備	考
第6節 機器及び材料等	第6節 機器及び材料等		
1. 6. 1 機器及び材料の規格、基準等 (1) 使用する機器及び材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を整督員に提出する。ただし、JIS マーク表示等のある機器、材料を使用する場合及び事前に監督員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。 (2) 設計図書に規定している規格等が改正された場合は、「1.1.7 疑義正対する風無等」による。 (3) 設計図書に測定するき規格等を定めるものを除き、原則として機器及び材料は、JIS 又は章末に列記する「標準の規格等」に適合したものとする。 (4) 前項により難い場合は、監督員の承諾を受けた上で、前項の規格等に準拠し、又はその他の規格等を電末に列示する。 (5) 前二項にかかわらず、関係法令で遵守すべき規格又は基準を定めているものは、当該関係法令に適合したものとする。また、水道用配管材料に係る規格又は基準は、「東京都水道用配管材料に様書(東京都水道局)」による。 なお、参考として関係法令に基づく規格又は基準のうち主なものを章末に例示する。 (6) 浄木又は浄水処理過程における水に接する機器及び材料(ボンフ、消火栓その他の水と接触する値積が著しく小さいものを除く。) は、水道施設の技術的基準を定める省合(平成12 年厚生省令第15 号)の規定に適合したものでなければならない。なお、同省合に適合する機器又は材料であることを証明する規格証明書その他の資料を監督員に提出する。 1. 6. 2 機器及び材料の品質等 から 1. 6. 7 フロン類の適正処理 まで(現行のとおり)	に適合したものとする。 また、水道用配管材料に係る規格又は基準は、「東京都水道用配管材料仕様書(東京都水道局)」 による。 なお、参考として関係法令に基づく規格又は基準のうち主なものを章末に例示する。 (6) 浄水又は浄水処理過程における水に接する機器及び材料(ポンプ、消火栓その他の水と接触す る面積が著しく小さいものを除く。) は、水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省 令第15号)の規定に適合したものでなければならない。 なお、同省令に適合する機器又は材料であることを証明する規格証明書その他の資料を監督員 に提出する。	項目名変更に作	半う修正

第1章 総則(令和6年4月改定)					
改定	現 行	備 考			
第7節 施工	第7節 施工				
料を提出する。	1. 7. 1 機器及び材料の搬入検査 (1)機器及び材料の搬入に際し、受注者等は、「機器材料搬入・検査簿」及び「機器材料搬入・検査表」を作成し、事前に監督員に提出する。 (2)機器及び材料の搬入時には、原則として監督員の立会いを受ける。 (3)監督員からの請求があった場合には、受注者等は、機器及び材料の品質及び性能を証明する資料を提出する。 (4)前項までの事項は、支給材料については適用しない。支給材料の引渡しは、特記による。	工事書類の簡素化に伴う文言の削除			
1.7.2 監督員による立会い及び検査 から 1.7.2 監督員による立会い及び検査 まで (現行のとおり)	1.7.2 監督員による立会い及び検査 から 1.7.2 監督員による立会い及び検査 まで (略)				
う自らの責任において適切に保管する。	1. 7. 3 機器及び材料の保管 受注者は、立会い又は検査に合格した機器及び材料を、工事に使用するまでの間、変質等がないよう自らの責任において適切に保管する。 なお、据付け時に損傷又は変質しているものは、新品に取り替え、再び立会い又は検査を受ける。 これに要する費用は、契約書の規定による。	文言の追加			
1. 7. 4 有資格者の配置 から 1. 7. 6 電気保安技術者 まで (現行のとおり)	1. 7. 4 有資格者の配置 から 1. 7. 6 電気保安技術者 まで (略)				
1. 7. 7 制御系システム工事におけるサイバーセキュリティ	1. 7. 7 制御系システム工事におけるサイバーセキュリティ				
1. 7. 7. 1 用語の定義 から 1. 7. 7. 9 実地調査及び指示等 まで (現行のとおり)	1. 7. 7. 1 用語の定義 から 1. 7. 7. 9 実地調査及び指示等 まで (略)				
	 1. 7. 7. 10 情報の保管、管理等に対する義務違反 (1)受注者又は下請負先において、「1.7.7.4 秘密の保持」から「1.7.7.8 下請負の取扱い」までに規定する情報の保管、管理等に関する義務に違反し、又はこれを怠った場合には、当局は、工事請負契約書の規定に関わらず、契約を解除することができるものとする。 (2)(1)に規定する受注者又は下請負先の義務違反又は義務を怠ったことによって当局が損害を被った場合には、当局は、受注者に損害賠償を請求することができる。この場合、当局が請求する損害賠償額は、工事請負契約書の規定にかかわらず、当局が実際に被った損害額とする。 (3)制御系システムのセキュリティ情報を含んだ資料等又は発注者からの貸与品等の紛失、滅失、毀損等の事故が生じた場合には、発注者は、必要に応じて受注者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができるものとする。 	文言の修正			
第8節 試験及び試運転等 から 第9節 工事検査 まで (現行のとおり)	第8節 試験及び試運転等 から 第9節 工事検査 まで (略)				

第1章 総則(令和6年4月改定)

第1章 総則(令和6年4月改定) 					
改定	現行	備考			
第10節 工事の完了	第10節 工事の完了				
1. 10. 1 後片付け (現行のとおり)	1.10.1 後片付け (略)				
1. 10. 2 完成図書等の提出 受注者等は、工事が完了(指定部分に係る工事完了時を除く。)したときは、 <mark>以下の完成図書等</mark> を監督員に提出する。 (1)記載例集「第5章 計画書等作成要領」の「第2 工事完成図作成要領」に基づき作成した工事完成図 (2)附則-2「工事記録写真撮影要綱」に基づき作成した写真帳等 (3)附則-4「電子成果品(工事書類)の作成について」に基づき電子データにより提出した書類を	工事完成図届と共に監督員に提出する。	工事書類の簡素化及び電子納 品に伴う文言の変更。			
格納した電子媒体 した は は は は は は は は は は は は は	(2) 完成図書は、承諾図書に準じる内容とし、記載例集にある作成要領に従って作成する。ただし、 監督員の指示がある場合は、それに従う。	文言の削除			
	(3) 完成図書に記す寸法、縮尺、文字、図示記号等は、工事完了時における設備の状況を明確かつ 正確に表現したものでなければならない。	文言の削除			
1. 10. 3 標識その他 (現行のとおり)	1. 10. 3 標識その他 (略)				

改定	現行	備考
第2章 施工一般	第2章 施工一般	

改定	現 行	備	考
第2章 施工一般	第2章 施工一般		
第1節 共通事項	第1節 共通事項		
2. 1. 1 一般事項 (現行のとおり)	2. 1. 1 一般事項 (略)		
 2. 1. 2 施設の停止を伴う工事 (1) 停電、断水作業等を実施する場合は、監督員と協議し承諾を得てから行う。特に、稼働施設の停止を伴う場合は、詳細な実施計画書を作成し、監督員と協議し承諾を得てから行う。 (2) 既設機器及び配管の取り外し、取付けに当たっては、施設への影響範囲、安全対策等十分な調査を行い、原則として監督員立会いの下で行う。 ア 切離し後の機器、配管等には、「図 2.1.2 操作禁止(例)」に示すような「操作禁止」等の表示を監督員と協議し承諾を得てから取り付ける。 イ フランジ蓋等を取り付ける場合は、水圧等に耐えられる必要な措置を行う。 	を伴う場合は、詳細な実施計画書を作成し、監督員と協議し承諾を得てから行う。 (2) 既設機器及び配管の取り外し、取付けに当たっては、施設への影響範囲、安全対策等十分な調査を 行い、原則として監督員立会いの下で行う。	文言の修正	į
図 2.1.2 操作禁止表示(例)	図 2.1.2 操作禁止表示(例)		
操作禁止 1 工事件名 ○○○工事 2 受注者名 ○○会社 3 現場代理人名 ○○○○ 4 連絡先 ○○○一○○○○○○ 5 工期 00年00月00日 6 監督員名 ○○部○○課○○担当□□ □□ 7 監督員連絡先 ○○○一○○○○○	操作禁止 1 工事件名 ○○工事 2 受注者名 ○○会社 3 現場代理人名 ○○○○ 4 連絡先 ○○○○○○○○○ 5 工期 00年00月00日 6 監督員名 ○○部○○課○○担当□□ □□ 7 監督員連絡先 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○		
(3) 既設機器の主電源又は制御電源の切離し又は接続に当たっては、施設への影響範囲等に関して十分 な調査を行い、必要箇所は監督員立会いの下で行う。 なお、切離し後のケーブル類は端末処理を行い、操作スイッチ、バルブ類には、「図 2.1.2 操作禁 止表示(例)」に示すような「操作禁止」等の表示を監督員と協議し承諾を得てから行う。	な調査を行い、必要箇所は監督員立会いの下で行う。	文言の修正	:
2. 1. 3 仮設工事 (現行のとおり)	2. 1. 3 仮設工事(略)		

現 行 改定 備考 第2節 機器等の据付け 第2節 機器等の据付け 2. 2. 1 一般事項 から 2. 2. 2 耐震対策 まで (現行のとおり)

2. 2. 3 コンクリート工事

- (1) コンクリート基礎に用いる材料、施工方法については、本仕様書のほか、配水管工事標準仕様書及 び「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版((一財) 日本建築センター)」による。
- (2)機器、配管その他の基礎等に使用するコンクリートは、IIS A5308「レディーミクストコンクリー ト」又はこれに準じた現場機械練りコンクリートとする。
 - コンクリートの使用区分は、「表 2.2.2 コンクリートの使用区分」による。

表 2.2.2 コンクリートの使用区分

種別	設計基準強度	スランプ	骨材最大寸法	水セメント比 の最大値	使用簡所
	$\mathrm{N/mm}^{2}$	cm	mm	%	
鉄筋コンクリート	24	12	20 又は 25	55	新設等で、躯体が 24N/mm ² の箇所の 架台、基礎等に適 用
鉄筋コンクリート	21	8~15	20 又は 25	55	架台、基礎、躯体 で強度、水密性を 要する箇所等
無筋コンクリート	18	8~15	20 又は25	_	充填部、静荷重を 受ける箇所、強度 を要する箇所、電 気室床用等

- (3) スランプの許容差は、±2.5cmとする。
- (4) コンクリート及び鉄筋コンクリートの打設は、設計図書に示されたものを除き、コンクリート標準 示方書(土木学会)に準拠する。
- (5) コンクリートの打設は、原則として、鉄筋、型枠その他の配置について、事前に監督員の立会いを
- (6) コンクリートは、速やかに運搬し、直ちに打設する。練り混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原 則として外気温が 25℃を超える場合で 1.5 時間、25℃以下の場合で 2 時間を超えないものとし、かつ コンクリートの運搬時間(練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間)は1.5時間以内とし なければならない。
- (7) コンクリートの試験に当たっては、IIS A5308「レディーミクストコンクリート」に基づき行うこ
 - なお、試験項目及び試料採取等は「表 2.2.3 試料採取単位」による。
- (8) コンクリートの打込み前には、打込み場所の全ての雑物を除いて清掃し、鉄筋のある場合は、鉄筋 を正しい位置に配置する。
- (9)コンクリートは、打込み中及び打込み後バイブレータ又は突棒により、鉄筋の周囲や型枠の隅々ま でよく行きわたるよう締め固める。
- (10) コンクリートを打設後、低温、乾燥、急激な温度変化等による有害な影響を受けないよう養生する とともに、硬化中に振動、衝撃及び荷重を加えないようにコンクリートを保護する。
- (11) 既設コンクリートに新しいコンクリートを打ち継ぐ場合は、既設コンクリート面に充分な<mark>目荒らし</mark> を行い、雑物等を取り除いた後よく吸収させ、既設コンクリートと密着させる。
- (12) 屋外及び水気の多いところに設けるコンクリート基礎は、水切り勾配を施す。

2. 2. 1 一般事項 から 2. 2. 2 耐震対策 まで (略)

2. 2. 3 コンクリート工事

- (1) コンクリート基礎に用いる材料、施工方法については、本仕様書のほか、配水管工事標準仕様書及 び「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版 ((一財) 日本建築センター)」による。
- (2)機器、配管その他の基礎等に使用するコンクリートは、IIS A5308「レディーミクストコンクリー トー又はこれに準じた現場機械練りコンクリートとする。

コンクリートの使用区分は、「表 2.2.2 コンクリートの使用区分」による。

表 2.2.2 コンクリートの使用区分

種 別	設計基準強度	スランプ	骨材最大寸法	水セメント比 の最大値	使用箇所
	$\mathrm{N/mm}^{2}$	cm	mm	%	
鉄筋コンクリート <mark>又は</mark> 無筋コンクリート	24	12	20 又は 25	55(鉄筋) 60(無筋)	新設等で、躯体が 24N/mm ² の箇所の 架台、基礎等に適 用
鉄筋コンクリート	21	8~15	20 又は 25	55	架台、基礎、躯体 で強度、水密性を 要する箇所等
無筋コンクリート	18	8~15	20 又は 25	_	充填部、静荷重を 受ける箇所、強度 を要する箇所、電 気室床用等

無筋コンクリート の誤用を防ぐため 記載を削除

- (3) スランプの許容差は、±2.5cm とする。
- (4) コンクリート及び鉄筋コンクリートの打設は、設計図書に示されたものを除き、コンクリート標準 示方書(土木学会)に準拠する。
- (5) コンクリートの打設は、原則として、鉄筋、型枠その他の配置について、事前に監督員の立会いを
- (6) コンクリートは、速やかに運搬し、直ちに打設する。練り混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原 則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつ コンクリートの運搬時間(練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間)は1.5時間以内とし なければならない。
- (7) コンクリートの試験に当たっては、JIS A5308「レディーミクストコンクリート」に基づき行うこ

なお、試験項目及び試料採取等は「表 2.2.3 試料採取単位」による。

- (8) コンクリートの打込み前には、打込み場所の全ての雑物を除いて清掃し、鉄筋のある場合は、鉄筋 を正しい位置に配置する。
- (9) コンクリートは、打込中及び打込後バイブレータ又は突棒により、鉄筋の周囲や型枠の隅々までよ│文言の修正 く行きわたるよう締め固める。
- (10) コンクリートを打設後、低温、乾燥、急激な温度変化等による有害な影響を受けないよう養生する とともに、硬化中に振動、衝撃及び荷重を加えないようにコンクリートを保護する。
- (11) 既設コンクリートに新しいコンクリートを打ち継ぐ場合は、既設コンクリート面に充分な<mark>目荒し</mark>を | 文言の修正 行い、雑物等を取り除いた後よく吸収させ、既設コンクリートと密着させる。
- (12) 屋外及び水気の多いところに設けるコンクリート基礎は、水切り勾配を施す。

	改定		備考	
	表 2. 2. 3 試料採取単位		表 2. 2. 3 試料採取単位	
試験項目	試料採取単位	試験項目	試料採取単位	
	構造物の重要性と工事の規模に応じて 50m³ ごとに 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときに行う。		構造物の重要性と工事の規模に応じて 50m³ ごとに 1 回、及び荷卸し時 に品質変化が認められたときに行う。	
スランプ及び 空気量	〔備考〕 無筋コンクリートで、1 工種当たりの総使用量が 50m³ 未満の場合に限り、1 工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。	スランプ及び 空気量	[備考] 無筋コンクリートで、1 工種当たりの総使用量が 50m³ 未満の場合に限り、1 工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。	
圧縮強度	コンクリートの製造工場ごと及び、コンクリートの配合が異なるごとに次により行う。 1 鉄筋コンクリート及び舗装用コンクリートは、打設スタート時及び150m³ごととその端数につき1回行う。ただし、1日を通して打設し、日打設量が150m³を越えない場合でも、1日2回(午前・午後)行う。 2 上記1以外のコンクリートは、打設1日につき1回行う。ただし、基礎コンクリート、練石積(張)の胴込コンクリート等は、工事規模に応じて1工事当たり1~3回程度とする。 3 テストピースは荷卸し時点で採取する。(3本/1組)	圧縮強度	コンクリートの製造工場ごと及び、コンクリートの配合が異なるごとに次により行う。 1 鉄筋コンクリート及び舗装用コンクリートは、打設スタート時及び150m³ごととその端数につき1回行う。ただし、1日を通して打設し、日打設量が150m³を越えない場合でも、1日2回(午前・午後)行う。 2 上記1以外のコンクリートは、打設1日につき1回行う。ただし、基礎コンクリート、練石積(張)の胴込コンクリート等は、工事規模に応じて1工事当たり1~3回程度とする。 3 テストピースは荷卸し時点で採取する。(3本/1組)	
	[備考] 無筋コンクリートで、1 工種当たりの総使用量が 50m ³ 未満の場合に限り、1 工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。		〔備考〕 無筋コンクリートで、1 工種当たりの総使用量が 50m³ 未満の場合に限り、1 工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。	
塩化物量	午前及び午後に各1回行う。ただし、午前に1回、コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。 1試験の測定回数は3回とし、測定値の平均で判定する。	塩化物量	午前及び午後に各1回行う。ただし、午前に1回、コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。 1試験の測定回数は3回とし、測定値の平均で判定する。	
	[備考] 無筋コンクリートに限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。		〔備考〕 無筋コンクリートに限り、1 工種 1 回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。	
2. 2. 4 型枠 か	ら 2.2.6 モルタル まで (現行のとおり)	2.2.4 型枠 か	ら 2. 2. 6 モルタル まで (略)	
製作会社名等を明なお、配電盤内 (2)主要機器、盤等 ア 新設工事	(表 2.2.5 主要設備機器) には、製品名、形式、仕様、質量、製造番号、製作年月、 目記した銘板を取り付ける。 内取付機器で、容易に確認できない銘板は、別途、補助銘板を取り付ける。 等には、次の工事銘板を取り付ける。銘板の種類及び記載内容は、次による。 に事番号、完成年月、受注者名等	製作会社名等を明 なお、配電盤P (2)主要機器、盤等 ア 新設工事	(表 2.2.4 主要設備機器)には、製品名、形式、仕様、質量、製造番号、製作年月 月記した銘板を取り付ける。 内取付機器で、容易に確認できない銘板は、別途、補助銘板を取り付ける。 等には、次の工事銘板を取り付ける。銘板の種類及び記載内容は、次による。 工事番号、完成年月、受注者名等	表番号の修正

第2章 施工一般(令和6年4月改定)

第2章 抗	施工一般(令和6年4月改定)				
改定	現 行	備 考			
工事件名、工事番号、改造及び補修内容、完成年月、受注者名等 (3)銘板は、JIS Z8304「銘板の設計基準」による。ただし、材質は、原則として金属又はプラスチック 製とする。 次に、工事銘板の例を示す。	工事件名、工事番号、改造及び補修内容、完成年月、受注者名等 ク (3) 銘板は、JIS Z8304「銘板の設計基準」による。ただし、材質は、原則として金属又はプラスチック 製とする。 次に、工事銘板の例を示す。				
(例 - 1)	(例 - 1)				
工事銘板	工事銘板				
工事件名 〇〇浄水場電気設備設置工事 工事番号 第〇〇〇〇〇〇号	工事件名 〇〇浄水場電気設備設置工事 工事番号 第〇〇〇〇〇〇号				
完成年月 令和〇年〇〇月(〇〇〇〇年〇〇月) 受注者名 〇〇〇〇株式会社	完成年月				
(例 - 2)	(例 - 2)				
工事銘板	工事銘板				
工事件名 ○○浄水場△△ポンプ補修工事 工事番号 第○○○○○号 補修内容 ◇◇◇◇補修 □□□□取替 完成年月 令和○年○○月(○○○○年○○月) 受注者名 ○○○○株式会社	工事件名 ○○浄水場△△ポンプ補修工事 工事番号 第○○○○○号 補修内容 ◇◇◇◇補修 □□□□取替 完成年月 令和○年○○月(○○○○年○○月) 受注者名 ○○○○株式会社				

表2.	2	5	主要設備機器
不조∠.	۷.	่อ	土安設頒儉盃

	表2.2.5 主要設備機器
設 備 名	主要機器名
ポンプ設備	主ポンプ 取水、導水、配水、送水、高度浄水等
ハンフ収 加	その他ポンプ 表洗、逆洗、洗浄排水、揚水、場内給水等
沈砂池設備	除塵機
沈殿池・ろ過池 設備	かき寄機、フロキュレータ、フラッシュミキサ等
薬品注入設備	薬品注入機、次亜塩素酸ナトリウム製造装置、希釈装置、薬品注入ポンプ等
排水処理設備	脱水機、乾燥機、破砕機、コンベヤ等
高度浄水処理設備	オゾン処理設備(原料ガス装置、オゾン発生装置、排オゾン処理装置、 散気設備等) <mark>及び</mark> 生物活性炭吸着池設備
膜処理設備	膜ろ過ユニット、逆流洗浄装置、空気洗浄装置等
原動機設備	ディーゼル機関 <mark>及び</mark> ガスタービン機関
空気機械設備	空気圧縮機、ブロワ、送排風機、真空ポンプ等
荷役機械	クレーン等
貯留設備(塔・槽 類)	貯槽類 (コンクリート槽は除く。)
弁・門扉類	各種電動弁等
計量設備	トラックスケール
	引込盤、受配電盤、受電補助盤等
受配電設備	変圧器、断路器、遮断器等
	高圧閉鎖配電盤、力率改善用コンデンサ等
負荷設備	閉鎖配電盤、コンビネーションスタータ、ロードセンタ、コントロール センタ、継電器盤、現場盤等
電動機	高圧 <mark>又は</mark> 低圧(3.7kW以上)用各種電動機
電動機用 速度制御装置	VVVF 装置、液体抵抗器、金属抵抗器等
監視制御設備	監視盤、操作盤、継電器盤、計装盤等
遠方監視設備	遠方監視盤、遠方監視制御装置 <mark>及び</mark> 情報伝送装置
特殊電源設備	発電設備(発電機、原動機、励磁盤、自動始動盤、同期盤等) 無停電電源設備
	直流電源設備(充電器、蓄電池等)
電子計算機設備	処理装置、制御装置、入出力装置、監視操作装置、補助メモリ等
計装設備	工業計器、水質計器、気象観測装置等
工業用テレビ設備	制御盤、映像モニタ盤等
流量計	電磁流量計 <mark>及び</mark> 超音波流量計
その他	熱交換器、オートストレーナ、ボイラー <mark>及び</mark> 油圧装置

現行

	表2.2.5 主要設備機器
設 備 名	主要機器名
ポンプ設備	主ポンプ 取水、導水、配水、送水、高度浄水等
ル ノ ノ 政 / III	その他ポンプ表洗、逆洗、洗浄排水、揚水、場内給水等
沈砂池設備	除塵機
沈殿池・ろ過池 設備	かき寄機、フロキュレータ、フラッシュミキサ等
薬品注入設備	薬品注入機、次亜塩素酸ナトリウム製造装置、希釈装置、薬品注入ポンプ等
排水処理設備	脱水機、乾燥機、破砕機、コンベヤ等
高度浄水処理設備	オゾン処理設備(原料ガス装置、オゾン発生装置、排オゾン処理装置、 散気設備等) <mark>、</mark> 生物活性炭吸着池設備
膜処理設備	膜ろ過ユニット、逆流洗浄装置、空気洗浄装置等
原動機設備	ディーゼル機関 <mark>、</mark> ガスタービン機関
空気機械設備	空気圧縮機、ブロワ、送排風機、真空ポンプ等
荷役機械	クレーン等
貯留設備(塔・槽 類)	貯槽類 (コンクリート槽は除く。)
弁・門扉類	各種電動弁等
計量設備	トラックスケール
	引込盤、受配電盤、受電補助盤等
受配電設備	変圧器、断路器、遮断器等
	高圧閉鎖配電盤、力率改善用コンデンサ等
負荷設備	閉鎖配電盤、コンビネーションスタータ、ロードセンタ、コントロール センタ、継電器盤、現場盤等
電動機	高圧 <mark>、</mark> 低圧(3.7kW以上)用各種電動機
電動機用 速度制御装置	VVVF 装置、液体抵抗器、金属抵抗器等
監視制御設備	監視盤、操作盤、継電器盤、計装盤等
遠方監視設備	遠方監視盤、遠方監視制御装置 <mark>、</mark> 情報伝送装置
特殊電源設備	発電設備(発電機、原動機、励磁盤、自動始動盤、同期盤等) 無停電電源設備
	直流電源設備(充電器、蓄電池等)
電子計算機設備	処理装置、制御装置、入出力装置、監視操作装置、補助メモリ等
計装設備	工業計器、水質計器、気象観測装置等
工業用テレビ設備	制御盤、映像モニタ盤等
流量計	電磁流量計 <mark>、</mark> 超音波流量計
その他	熱交換器、オートストレーナ、ボイラー <mark>、</mark> 油圧装置

表中の記載を変更

備考

第2章 施工一般(令和6年4月改定)						
改定	現行	備考				
2. 2. 8 雷対策 機械設備及び電気設備は、必要により雷に対する保護対策を施す。対策に当たっては、次の規格を適用する。 (1) JIS A4201 「建築物の雷保護」 (2) JIS 79290 「雷保護」 (3) JIS C60664-1 「低電圧電力システム内装置用絶縁協調一第1部:基本原則、要求事項及び試験」 (4) JIS C60664-3 「低圧系統内機器の絶縁協調一第3部:汚損保護のためのコーティング、ポッティング及びモールディングの使用」 (5) JIS C60664-4 「低圧系統内機器の絶縁協調一第4部:高周波電圧ストレスの考慮」 (6) JIS C60664-5 「低圧系統内機器の絶縁協調一第5部:2mm以下の空間距離及び沿面距離を決定するための包括的方法」	する。 (1) JIS A4201 「建築物の雷保護」 (2) JIS Z9290 「雷保護」 (3) JIS C60664 「低圧系統内機器の絶縁強調」	JIS 規格の変更に伴 う修正				
(7) JIS C5381-11 「低圧サージ防護デバイスー第 11 部:低圧配電システムに接続する低圧サージ防護デバイスの要定及び適用基準」 (8) JIS C5381-12 「低圧サージ防護デバイスー第 12 部:低圧配電システムに接続するサージ防護デバイスの選定及び適用基準」 (9) JIS C5381-21 「低圧サージ防護デバイスー第 21 部:通信及び信号回線に接続するサージ防護デバイスの所要性能及び試験方法」 (10) JIS C5381-22 「通信及び信号回線に接続するサージ防護デバイスの選定及び適用基準」	(4) JIS C5381-11 「低圧サージ防護デバイス-第 11 部:低圧配電システムに接続する低圧サージ防護デバイスの要求性能及び試験方法」 (5) JIS C5381-12 「低圧サージ防護デバイス-第 12 部:低圧配電システムに接続するサージ防護デバイスの選定及び適用基準」 (6) JIS C5381-21 「低圧サージ防護デバイス-第 21 部:通信及び信号回線に接続するサージ防護デバイスの所要性能及び試験方法」 (7) JIS C5381-22 「通信及び信号回線に接続するサージ防護デバイスの選定及び適用基準」					

第2章 施工一般(令和6年4月改定)

第2草	施工一般(令和6年4月改定)		
改定	現 行	備	考
第3節 塗装	第3節 塗装		
2. 3. 1 一般事項(現行のとおり)	2.3.1 一般事項 (略)		
2. 3. 2 塗装品質管理 (1)機器及び材料の塗装に当たり、塗料、塗装方法等の品質及び施工管理を必要とする次のものについて、承諾図書の一部として材料、施工方法、試験方法等をまとめた施工要領書(塗装仕様書という。)を作成し、監督員の承諾を受ける。ア 現場での塗装(歩廊、手すりその他の軽易なものの塗装作業で、監督員の承諾を受けたものは除く。) イ 工場で塗装を行うもののうち、設計図書で指定したもの及び監督員が指示したもの(2)大型塔槽類、橋脚等の塗装に当たっては、塗装年度、塗料名、塗料会社、施工者名等を表示する。	て、承諾図書の一部として材料、施工方法、試験方法等をまとめた施工要領書(塗装仕様書という。) を作成し、監督員の承諾を受ける。	文言の修正	<u>:</u>
2. 3. 3 塗装の種類 から 2. 3. 6 塗装色 まで (現行のとおり)	2.3.3 塗装の種類 から 2.3.6 塗装色 まで (略)		

		改定			備考			
	表 2.3	3.3 新設機器等の塗装仕様及び工程			表 2.0	3.3 新設機器等の塗装仕様及び工程		
種類	工程	塗料の調合及び処理	標準膜厚 (μm) (注 1)	種類	工程	塗料の調合及び処理	標準膜厚 (μm) (注 1)	
	プライマ <mark>ー</mark>	長曝型エッチングプライマ <mark>ー</mark> (JIS K5633 2種)	15		プライマ	長曝型エッチングプライマ(JIS K5633 2種)	15	文言の統一
	下塗一層	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35		下塗一層	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35	
フェノール 樹脂系塗装	下塗二層	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35	フェノール 樹脂系塗装	下塗二層	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35	
倒加尔坚衣	中 塗	フェノール樹脂系塗料	25	倒加尔坚衣	中 塗	フェノール樹脂系塗料	25	
	上塗	フェノール樹脂系塗料	25		上 塗	フェノール樹脂系塗料	25	
	プライマ <mark>ー</mark>	ジンクリッチプライマ <mark>ー</mark> (JIS K5552)	20	-	プライマ	ジンクリッチプライマ(JIS K5552)	20	
	下塗一層	 構造物用さび止めペイント (JIS K5551)	60		下塗一層	構造物用さび止めペイント (JIS K5551)	60	
ポリウレタン 歯脂系塗装	下塗二層	構造物用さび止めペイント (JIS K5551)	60	ポリウレタン 樹脂系塗装	下塗二層	構造物用さび止めペイント (JIS K5551)	60	
划 旧术坐表	中 塗	鋼構造物用耐候性塗料(JIS K5659)	30		中 塗	鋼構造物用耐候性塗料(JIS K5659)	30	
	上塗	鋼構造物用耐候性塗料(JIS K5659)	25		上塗	鋼構造物用耐候性塗料 (JIS K5659)	25	
	プライマ <mark>ー</mark>	長曝型エッチングプライマ <mark>ー</mark> (JIS K5633 2種)	15		プライマ	長曝型エッチングプライマ(JIS K5633 2 種)	15	
	下塗一層	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35		下塗一層	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35	
フタル酸 歯脂系塗装	下塗二層	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35	フタル酸 樹脂系塗装	下塗二層	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35	
助 旧术空表	中塗	長油性フタル酸樹脂系塗料 (中塗用) (JIS K5516 2 種)	30	倒加术坚装	中塗	長油性フタル酸樹脂系塗料 (中塗用) (JIS K5516 2 種)	30	
	上塗	長油性フタル酸樹脂系塗料 (上塗用) (JIS K5516 2 種)	25		上塗	長油性フタル酸樹脂系塗料 (上塗用) (JIS K5516 2種)	25	
	プライマ <mark>ー</mark>	ジンクリッチプライマ <mark>ー</mark>	20		プライマ	ジンクリッチプライマ	20	
水道用 夜状エポキシ 歯脂塗装	下塗、中塗、上塗計4層以上	水道用液状エポキシ樹脂塗料(JWWA K135)	計 300 (注2、3)	水道用 液状エポキシ 樹脂塗装	下塗、中塗、上塗計4層以上	水道用液状エポキシ樹脂塗料(JWWA K135)	計 300 (注2、3)	
水道用 無溶剤形エポキシ 樹脂塗装	水道用無溶剤形 エポキシ樹脂塗 料塗装方法(JWWA K157)に準じる。	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料(JWWA K157)	計 300 (注2、3)	水道用 無溶剤形エポキシ 樹脂塗装	水道用無溶剤形 エポキシ樹脂塗 料塗装方法(JWWA K157)に準じる。	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料(JWWA K157)	計 300 (注 2、3)	
エポキシ 粉体塗装	水道用ダクタイ ル鋳鉄管内面エ ポキシ樹脂粉体 塗装(JWWA G112) に準じる。	水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装 (JWWA G112)	計 300	エポキシ 粉体塗装	水道用ダクタイ ル鋳鉄管内面エ ポキシ樹脂粉体 塗装(JWWA G112) に準じる。	水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装 (JWWA G112)	計 300	
	プライマ <mark>ー</mark>	ジンクリッチプライマ <mark>ー</mark> (JIS K5552)	20		プライマ	ジンクリッチプライマ(JIS K5552)	20	
水道用 タールエポキシ 樹脂塗装	下塗、中塗、上塗計3層以上	水道用タールエポキシ樹脂塗料(JWWA K115)	計 300 (注2)	水道用 タールエポキシ 樹脂塗装	下塗、中塗、上塗計3層以上	水道用タールエポキシ樹脂塗料(JWWA K115)	計 300 (注2)	
	プライマ <mark>ー</mark>	ジンクリッチプライマ <mark>ー</mark> (JIS K5552)	20		プライマ	ジンクリッチプライマ(JIS K5552)	20	
エポキシ 樹脂系塗装	下塗計4層中塗、上塗以上	構造物用さび止めペイント(JIS K5551) エポキシ樹脂塗料(注 4)	計 200 (注2)	エポキシ 樹脂系塗装	下塗、中塗、上塗計4層以上	構造物用さび止めペイント (JIS K5551)	計 200 (注2)	 中塗、上塗の記載を 修正
(注2) 各層の様(注3) 管類等のポキシ樹脂(注4) 使用する	 乾燥及び硬化後に 標準膜厚は、使用す の現場における内面 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	「電磁式による計測をした場合のものである。」 「る塗料の製造会社の指定による。」 「金塗装及び現場溶接部における手塗り塗装を行う場合」 「塗りし、塗膜の厚さをプライマーを含め 400 μ m 以上はメーカー標準とする。 規格が改定された場合は、最新版を適用する。		(注2) 各層の標 (注3) 管類等の ポキシ樹朋	票準膜厚は、使用す の現場における内面 旨系プライマ―をT	と電磁式による計測をした場合のものである。 する塗料の <mark>製作</mark> 会社の指定による。 面塗装及び現場溶接部における手塗り塗装を行う場合 下塗りし、塗膜の厚さをプライマーを含め 400μm以上 規格が改定された場合は、最新版を適用する。		文言の変更 エポキシ樹脂塗料 について追記 項番の変更

		改定	現行				備考	
	表 2.0	3.4 塗替えの塗装仕様及び工程			表 2.5	3.4 塗替えの塗装仕様及び工程		
種類	工程	塗料の調合及び処理	標準膜厚 (μm) (注 1)	種類	工程	塗料の調合及び処理	標準膜厚 (μm) (注 1)	
	補修塗(注2)	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35		補修塗(注2)	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35	
フェノール	下 塗	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35	フェノール	下 塗	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35	
樹脂系塗装	中 塗	フェノール樹脂系塗料	25	樹脂系塗装	中 塗	フェノール樹脂系塗料	25	
	上 塗	フェノール樹脂系塗料	25		上 塗	フェノール樹脂系塗料	25	
	補 修 塗(注2)	構造物用さび止めペイント (JIS K5551)	50		補修塗(注2)	構造物用さび止めペイント (JIS K5551)	50	
ポリウレタン	下 塗	構造物用さび止めペイント (JIS K5551)	50	ポリウレタン	下 塗	構造物用さび止めペイント (JIS K5551)	50	
樹脂系塗装	中 塗	鋼構造物用耐候性塗料 (JIS K5659)	30	樹脂系塗装	中 塗	鋼構造物用耐候性塗料 (JIS K5659)	30	
	上 塗	鋼構造物用耐候性塗料 (JIS K5659)	25		上 塗	鋼構造物用耐候性塗料 (JIS K5659)	25	
	補修塗(注2)	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35		補修塗(注2)	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35	
	下塗一層	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35		下塗一層	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35	
フタル酸 樹脂系塗装	下塗二層	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35	フタル酸 樹脂系塗装	下塗二層	鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K5674)	35	
個加尔里衣	中 塗	長油性フタル酸樹脂系塗料 (中塗用) (JIS K5516 2種)	30	倒用不坚衣	中 塗	長油性フタル酸樹脂系塗料 (中塗用) (JIS K5516 2種)	30	
	上 塗	長油性フタル酸樹脂系塗料 (上塗用) (JIS K5516 2種)	25		上 塗	長油性フタル酸樹脂系塗料 (上塗用) (JIS K5516 2種)	25	
水道用液状	補 修 塗(注2)	水道用液状エポキシ樹脂塗料(JWWA K 135)	60	水道用液状	補 修 塗(注2)	水道用液状エポキシ樹脂塗料 (JWWA K 135)	60	
エポキシ 樹脂塗装	下塗、中塗、上塗計3層以上	水道用液状エポキシ樹脂塗料 (JWWA K 135)	計 300 (注3)	エポキシ樹脂塗装	下塗、中塗、上塗計3層以上	水道用液状エポキシ樹脂塗料 (JWWA K 135)	計 300 (注3)	
水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法(JWWA K157)に準じる。	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料(JWWA K157)	計 300 (注 4)	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法(JWWA K157)に準じる。	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料(JWWA K157)	計 300 (注 4)	
エポキシ 粉体塗装	水道用ダクタイル 鋳鉄管内面エポキ シ樹脂粉体塗装 (JWWA G112)に準 じる。	水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装 (JWWA G112)	計 300	エポキシ 粉体塗装	水道用ダクタイル 鋳鉄管内面エポキ シ樹脂粉体塗装 (JWWA G112)に準 じる。	水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装 (JWWA G112)	計 300	
水道用	補 修 塗(注2)	水道用タールエポキシ樹脂塗料(JWWA K115)	80	水道用	補 修 塗(注2)	水道用タールエポキシ樹脂塗料(JWWA K115)	80	
タールエポキシ 樹脂系塗装	中塗、上塗 計2層以上	水道用タールエポキシ樹脂塗料(JWWA K115)	計 200 (注3)	タールエポキシ 樹脂系塗装	中塗、上塗 計2層以上	水道用タールエポキシ樹脂塗料(JWWA K115)	計 200 (注3)	
_	補 修 塗(注2)	構造物用さび止めペイント (JIS K5551)	50		補 修 塗(注2)	構造物用さび止めペイント (JIS K5551)	50	
エポキシ	下 塗	構造物用さび止めペイント (JIS K5551)	50	エポキシ	下 塗	構造物用さび止めペイント (JIS K5551)	50	
樹脂系塗装	中塗、上塗計2層以上	エポキシ樹脂塗料(注5)	計 80 (注3)	樹脂系塗装	中塗、上塗	構造物用さび止めペイント (JIS K5551)	計 80 (注3)	中塗、上塗の記載を
(注2) 補修塗る。 (注3) 各層の板 (注4) 管類等の ポキシ樹脂 (注5) 使用する	とは、3 種又 <mark>は 4 種</mark> 票準膜厚は、使用する の現場における内面 脂系プライマーを下さ るエポキシ樹脂塗料	磁式による計測をした場合のものである。 ケレンで地肌が出た部分について、部分的に塗装を行る る塗料の製造会社の指定による。 塗装及び現場溶接部における手塗り塗装を行う場合は 塗りし、塗膜の厚さをプライマーを含め 400 μ m 以上と よメーカー標準とする。 格が改定された場合は、最新版を適用する。	、水道用工	(注2) 補修塗。(注3) 各層の析(注4) 管類等のポキシ樹脂	とは、3種 <mark>、</mark> 4種ケレ 票準膜厚は、使用する の現場における内面 脂系プライマーを下	磁式による計測をした場合のものである。 シンで地肌が出た部分について、部分的に塗装を行うこる る塗料の <mark>製造</mark> 会社の指定による。 塗装及び現場溶接部における手塗り塗装を行う場合は 塗りし、塗膜の厚さをプライマーを含め400μm以上と とれるできれた場合は、最新版を適用する。	は、水道用エ	修正 文言の修正 文言の修正 エポキシ樹脂塗料 について追記 項番の変更

改定				現行	Ī		備考
表 2. 3. 5 標準3				表 2. 3. 5 標準	塗装色		
被塗装物(機器、材料、配管等)	塗	装 色	<u> </u>	被塗装物(機器、材料、配管等)	塗		
	色票番号	マンセル値	- _		色票番号 マンセル値		
主ポンプ本体	<mark>L</mark> 65-80H	5B8/ 4	_ 主	ポンプ本体軸継手	<mark>J</mark> 65-80H	5B8/ 4	
ポン軸継手	<mark>L</mark> 09-50X	10R5/14	_ ン	TEME 1	<mark>J</mark> 09-50X	10R5/14	色票番号を塗料用 標準色(2021 年 L
電動機	<mark>L</mark> 65-80H	5B8/ 4	プ - 設	电别傚	<mark>J</mark> 65-80H	5B8/ 4	版)へ更新
備 液体抵抗器	<mark>L</mark> 65-80H	5B8/ 4		液体抵抗器	<mark>J</mark> 65-80H	5B8/ 4	
原水	<mark>L</mark> 39-60L	10GY6/ 6	_	原水	<mark>J</mark> 39–60L	10GY6/ 6	
未ろ過水(沈殿水)	<mark>L</mark> 39-80H	10GY8/ 4	<u> </u>	未ろ過水(沈殿水)	<mark>J</mark> 39-80H	10GY8/ 4	
主配給水	<mark>L</mark> 69-50T	10B5/10	- 主配	給水	<mark>J</mark> 69–50T	10B5/10	
管 排水(洗浄排水、上澄水)	<mark>L</mark> 17-70L	7. 5YR7/ 6	- 管	排水(洗浄排水、上澄水)	<mark>J</mark> 17-70L	7.5YR7/6	
排泥	<mark>L</mark> 17-50L	7. 5YR5/ 6	•	排泥	<mark>J</mark> 17-50L	7.5YR5/6	
塩水ポンプ	_	2. 5PB7/ 6		塩水ポンプ	_	2.5PB7/6	
塩水配管	_	2. 5PB7/ 6	-	塩水配管	_	2. 5PB7/ 6	
次亜塩素酸ナトリウム配管、貯槽 <mark>及び</mark> 注入ポンプ	<mark>L</mark> 22-85H	2. 5 8 5 4	-	次亜塩素酸ナトリウム配管、貯槽 <mark>、</mark> 注入ポンプ	<mark>J</mark> 22-85H	2. 5 4 4	·
薬 ポリ塩化アルミニウム配管、貯槽及び注入ポンプ	_	10G5/ 4	古	ポリ塩化アルミニウム配管、貯槽 <mark>、</mark> 注入ポンプ	_	10G5/ 4	表中の記載を変更
液 注 硫酸アルミニウム配管、貯槽 <mark>及び</mark> 注入ポンプ	<mark>L</mark> 52-60L	2. 5BG6/ 6	- 楽	硫酸アルミニウム配管、貯槽 <mark>、</mark> 注入ポンプ	<mark>J</mark> 52-60L	2.5BG6/6	-
水酸化ナトリウム配管、貯槽及び注入ポンプ	<mark>L</mark> 07-80H	7.5R8/ 4	一 入	水酸化ナトリウム配管、貯槽、注入ポンプ	<mark>J</mark> 07-80H	7. 5R8/ 4	
水酸化ナトリウム(中和廃液)配管	 <mark>L</mark> 22-85F	2.5 48.5/3	- 配 管	水酸化ナトリウム(中和廃液)配管		2. 5 4 3	
水酸化カルシウム配管、貯槽及び注入ポンプ	 <mark>L</mark> 09-70T	10R7/10	- 注	水酸化カルシウム配管、貯槽 <mark>、</mark> 注入ポンプ		10R7/10	
活性炭(スラリ)配管、貯槽及び注入ポンプ	 LN-40	N-4	· 入 設	活性炭(スラリ)配管、貯槽、注入ポンプ		N-4	
備 硫酸配管、貯槽 <mark>及び</mark> 注入ポンプ	 L12-60X	2. 5YR6/14	- 備	硫酸配管、貯槽 <mark>、</mark> 注入ポンプ		2.5YR6/14	
二酸化炭素ガス配管	 <mark>L</mark> 37-50L	7.5GY5/6	-	二酸化炭素ガス配管		7.5GY5/6	
オゾン化空気配管(注入系統)		2. 5P4/10	-	オゾン化空気配管 (注入系統)		2. 5P4/10	
薬品廃液配管	 L17-70L	7. 5YR7/ 6	-	薬品廃液配管	J17-70L	7.5YR7/6	
空 空気槽及び真空タンク	 LN-95	N-9. 5	- 空	空気槽、真空タンク		N-9. 5	
-		2. 5B6/ 2	- 気源		<u> </u>	2. 5B6/ 2	
空気(真空)配管	LN-95	N-9. 5	設	空気(真空)配管	JN-95	N-9. 5	

改定				備考			
表 2.3.5 標準塗装	色 (続き)		表 2. 3	3.5 標準塗装色(続き)			
被塗装物(機器、材料、配管等)	塗	装 色	被塗装物(機器、材料、配管等	``````````````````````````````````````	塗 装 色		
恢至衣物(城桥、构材、癿目录)	色票番号	マンセル値	似空衣彻(成矿、树竹、癿目寸	色票番号	マンセル値		
圧油・貯油槽(ギアポンプ含む。)	<mark>L</mark> 09-50X	10R5/14	圧油・貯油槽 (ギアポンプ含む。)	<mark>J</mark> 09-50X	10R5/14	色票番号を塗料用	
受・給水槽	<mark>L</mark> 65-80H	5B8/ 4	受・給水槽	<mark>J</mark> 65-80H	5B8/ 4	標準色(2021 年 I 版)へ更新	
かくはん機類(駆動部)	<mark>L</mark> 65-80H	5B8/ 4	かくはん機類 (駆動部)	<mark>J</mark> 65-80H	5B8/ 4		
コンベヤ類	<mark>L</mark> 55-60B	5BG6/ 1	コンベヤ類	<mark>J</mark> 55-60B	5BG6/ 1		
クレーン	<mark>L</mark> 65-80H	5B8/ 4	クレーン	<mark>J</mark> 65-80H	5B8/ 4		
電動弁	<mark>L</mark> 65-80Н	5B8/ 4	電動弁	<mark>J</mark> 65-80H	5B8/ 4		
配管架台 (めっきを施したものは除く。)	<mark>L</mark> 55-60B	5BG6/ 1	配管架台(めっきを施したものは除く	_o) J55-60B	5BG6/ 1		
自家発排気管 (耐熱塗料)	シバ	レバー	自家発排気管(耐熱塗料)	シル	バー		
ケーブルダクト(電線管を含む。)	L22-70B	2.5Y7/ 1	ケーブルダクト (電線管を含む。)	<mark>J</mark> 22-70B	2. 5 7 1		
ケーブルラックサポート (めっきを施したものは除く。)	<mark>L</mark> 55−60B	5BG6/ 1	そ ケーブルラックサポート の 他 (めっきを施したものは除く。)	<mark>J</mark> 55-60B	5BG6/ 1		
屋内点検架台(点検歩廊、階段、手すり等)	<mark>L</mark> 39-80H	10GY8/ 4	設備屋内点検架台(点検歩廊、階段、手す	り等) J39-80H	10GY8/ 4		
屋外点検架台	シバ	レバー	屋外点検架台	シル	バー		
指示のない機器・架台類	<mark>L</mark> 65-80H	5B8/ 4	指示のない機器・架台類	<mark>J</mark> 65-80H	5B8/ 4		
燃料用油類	L07-40X	7. 5R4/14	燃料用油類	<mark>J</mark> 07-40X	7. 5R4/14		
油圧装置用油	<mark>L</mark> 09–50X	10R5/14	油圧装置用油	<mark>J</mark> 09-50X	10R5/14		
排オゾン	<mark>L</mark> 85-70L	5P7/ 6	排オゾン	<mark>J</mark> 85-70L	5P7/ 6		
漏えいオゾン	<mark>L</mark> 92-40V	2. 5RP4/12	漏えいオゾン	<mark>J</mark> 92-40V	2. 5RP4/12		
脱水機	<mark>L</mark> 39-80H	10GY8/ 4	脱水機	<mark>J</mark> 39-80H	10GY8/ 4		
小水力発電設備	<mark>L</mark> 65-80H	5B8/ 4	小水力発電設備	<mark>J</mark> 65-80H	5B8/ 4	 塗料用標準色の ²	
 色票番号は、(一社)日本塗料工業会発行による 塗料用標準色が改訂された場合は、発行年記号を対 は、マンセル値に対応する色又はその近似色で監禁 	最新版のものに読み替	える。これにより難い場合	ある。 <mark>見本帳</mark> が改訂された場合は、発行:	会発行による塗料用標準色 <mark>見本帳</mark> 年記号を最新版のものに読み替える 近似色で監督員の承諾を得たものと	。これにより難い場合は、		

改定	現行	備考
第4節 溶接	第4節 溶接	
2. 4. 1 一般事項 から 2. 4. 2 溶接品質管理 まで (現行のとおり)	2. 4. 1 一般事項 から 2. 4. 2 溶接品質管理 まで (略)	
2. 4. 3 溶接施工方法 (1) 溶接施工方法 (1) 溶接施工に当たっては、次の事項に従う。	み等により機能、外観等に影響を及ぼすことのないよう施工方法を詳細に検討する。 ウ 手溶接の溶接姿勢は下向き溶接とする。ただし、製作上又は工程上やむを得ない場合には他の溶接姿勢によることができる。 (2)溶接現場の気象が次に掲げる事項に該当するときは、原則として溶接作業を行ってはならない。 ア 雨天又は作業中に雨天になるおそれがあり、かつ、防護施設を設けていない場合 イ 溶接施工部に次に示す風速以上の風が吹き付ける場合 (ア)風速 2m/s (半自動溶接) (イ)風速 5m/s (手動溶接) ウ 気温が 5℃以下の場合(ただし、予熱等の措置を施す場合はこの限りではない。) エ その他監督員が溶接を行うのが適切でないと認めた場合 (3)欠陥部の補修	文言の修正

第3章 機械設備工事(令和6年4月改定)

改定	現行	備考
第3章 機械設備工事	第3章機械設備工事	

第3章 機械設備工事

第1節 共通事項 から 第2節 ポンプ まで (現行のとおり)

第3節 薬品注入設備

3. 3. 1 一般事項 から 3. 3. 3 希釈設備 まで (現行のとおり)

3. 3. 4 貯蔵設備

(1)貯蔵槽は、鋼製その他の金属、樹脂(FRP を含む。)、鉄筋コンクリート等を主たる材料とし、内圧│(1)貯蔵槽は、鋼製その他の金属、樹脂(FRP を含む。)、鉄筋コンクリート等を主たる材料とし、内 及び耐震性を十分に考慮した構造及び強度を有するものとする。

また、接液部の材質は、「表 3.3.3 貯蔵槽の接液部材質」を標準とし、必要によりライニング等 を施す。詳細は特記による。

表 3.3.3 貯蔵槽の接液部材質

薬品名称	材 質
次亜塩素酸ナトリウム	PVC、チタン又はポリエチレン樹脂
ポリ塩化アルミニウム	ビニルエステル樹脂 FRP、PVC 又はポリエチレン樹脂
水酸化ナトリウム	ビニルエステル樹脂 FRP、SUS304 又はポリエチレン樹脂
濃硫酸	SS400

- (2) 貯槽を FRP 製とする場合は、次の規格による。 JIS K7012「ガラス繊維強化プラスチック製耐食貯槽」
- (3) 濃硫酸の貯蔵槽は、原則として鋼製とする。 また、槽内の乾燥を保つための対策を施す。
- (4) 貯蔵槽の周囲には、薬品が漏れ出した場合に薬品の拡散を防止するため、防液堤又はこれに類す る施設を設ける。防液堤の内面は、耐薬品性の塗料等で塗装を施す。
 - また、薬品の漏れを検知するための検知装置を設置する。詳細は特記による。
- (5) 貯蔵槽には、直読式液位計、液位発信器、液位電極等の計装設備を取り付ける。計装設備の形式 は「表3.3.4 貯蔵槽計装設備」に、その主要部に使用する材質は「表3.3.5 貯蔵槽計装設備の接液 部材質」によるものとし、詳細は特記による。
- (6) 貯蔵槽には内部点検用のマンホールを設ける。
- (7) 移送ポンプ等を設ける場合は、特記による。
- (8) 貯槽を屋外に設置し、雷対策を施す場合は、特記による。
- (9)次亜塩素酸ナトリウム貯蔵設備においては、塩素酸生成抑制等を考慮する。 詳細は特記による。
- (10) 次亜塩素酸ナトリウム用冷却器の方式及び材質は特記による。

表 3.3.4 貯蔵槽計装設備

X MAILHANN			
品 名	形 式	備考	
声等于冻伤到	マグネットフロート式	4m 以上は 2 分割	
直読式液位計	フロートテープ式	上部の液位が確認不可能時	
液位発信器 超音波式、 <mark>電波式</mark> 又は圧 力式。		温度補償機能内蔵(超音波式)	

第3章 機械設備工事

現行

第1節 共通事項 から 第2節 ポンプ まで (略)

第3節 薬品注入設備

3. 3. 1 一般事項 から 3. 3. 3 希釈設備 まで (略)

3. 3. 4 貯蔵設備

圧及び耐震性を十分に考慮した構造及び強度を有するものとする。

また、接液部の材質は、「表 3.3.3 貯蔵槽の接液部材質」を標準とし、必要によりライニング等 を施す。詳細は特記による。

表 3.3.3 貯蔵槽の接液部材質

薬品名称	材 質
次亜塩素酸ナトリウム	PVC、チタン又はポリエチレン樹脂
ポリ塩化アルミニウム	ビニルエステル樹脂 FRP、PVC 又はポリエチレン樹脂
水酸化ナトリウム	ビニルエステル樹脂 FRP、SUS304 又はポリエチレン樹脂
濃硫酸	SS400

(2) 貯槽を FRP 製とする場合は、次の規格による。 JIS K7012「ガラス繊維強化プラスチック製耐食貯槽」

(3) 濃硫酸の貯蔵槽は、原則として鋼製とする。 また、槽内の乾燥を保つための対策を施す。

(4) 貯蔵槽の周囲には、薬品が漏れ出した場合に薬品の拡散を防止するため、防液堤又はこれに類す る施設を設ける。防液堤の内面は、耐薬品性の塗料等で塗装を施す。

また、薬品の漏れを検知するための検知装置を設置する。詳細は特記による。

- (5) 貯蔵槽には、直読式液位計、液位発信器、液位電極等の計装設備を取り付ける。計装設備の形式 は「表3.3.4 貯蔵槽計装設備」に、その主要部に使用する材質は「表3.3.5 貯蔵槽計装設備の接液 部材質」によるものとし、詳細は特記による。
- (6) 貯蔵槽には内部点検用のマンホールを設ける。
- (7) 移送ポンプ等を設ける場合は、特記による。
- (8) 貯槽を屋外に設置し、雷対策を施す場合は、特記による。
- (9) 次亜塩素酸ナトリウム貯蔵設備においては、塩素酸生成抑制等を考慮する。 詳細は特記による。
- (10) 次亜塩素酸ナトリウム用冷却器の方式及び材質は特記による。

表 3.3.4 貯蔵槽計装設備

品 名	形式	備考
古李子海丛社	マグネットフロート式	4m 以上は 2 分割
直読式液位計	フロートテープ式	上部の液位が確認不可能時
液位発信器	超音波式又は圧力式	温度補償機能内蔵(超音波式)

形式を追加

備考

表335 貯蔵槽計装設備の接液部材質

衣 0. 0. 0 射 啟 间 时 表 改 偏 0 1 要 / 及 向 1 时 負			
薬品名称	直読式液位計	液位電極	
次亜塩素酸ナトリウム	SUS304+PVC ライニング	チタン	
ポリ塩化アルミニウム	SUS304+PVC ライニング	チタン	
水酸化ナトリウム	SUS304 同等品	SUS304 同等品	
濃硫酸	SUS316	SUS316	

3. 3. 5 注入設備 (現行のとおり)

3. 3. 6 薬品用弁類

- (1) 流量調節弁及び圧力調節弁の仕様は、空気作動式逆作動形ダイヤフラム弁(手動ハンドル付き、 イコールパーセンテージ特性)又は電動式を標準とし、次の規格による。 JIS B2005「工業プロセス用調節弁」
- (2) 自動弁(全開又は全閉で使用するもの)の形式は、空気作動式逆作動形ダイヤフラム弁(ウェア (2) 自動弁(全開又は全閉で使用するもの)の形式は、空気作動式逆作動形ダイヤフラム弁(ウェア 形) 又は電動式とする。
- (3)薬品用弁類の材質は、薬品の種類に従い「表 3.3.7薬品用弁類の材質」を標準とする。

表 3.3.7 薬品用弁類の材質

- 品名・部品名		次亜塩素酸 ナトリウム	ポリ塩化 アルミニウム	水酸化 ナトリウム	濃硫酸
圧流力量	本体	SS400 +PVC ライニング	SS400 +PVC ライニング		SCS14 +四ふっ化 エチレン樹脂
調節弁		PVC 又は 四ふっ化 エチレン樹脂	PVC 又は四ふっ化 エチレン樹脂	SUS316	四ふっ化エチレン 樹脂
手動弁・	本体	FC200+四ふっ化エチ レン樹脂ライニング	· · - · ·	+クロロプレン	FC200 +四ふっ化エチレン 樹脂ライニング
自 動 弁	タイヤノフム	四ふっ化エチレン樹脂	天然ゴム		四ふっ化エチレン 樹脂

(注1) 硬度はメーカー標準とする

(注2) 材質については、同等品も使用できるものとする。

3. 3. 7 薬品用ポンプ (現行のとおり)

≠ າ	2 E	中本挿具壮乳はの技法が北原	
衣 び.		貯蔵槽計装設備の接液部材質	

薬品名称	直読式液位計	液位電極
次亜塩素酸ナトリウム	SUS304+PVC ライニング	チタン
ポリ塩化アルミニウム	SUS304+PVC ライニング	チタン
水酸化ナトリウム	SUS304 同等品	SUS304 同等品
濃硫酸	SUS316	SUS316

3. 3. 5 注入設備 (略)

3. 3. 6 薬品用弁類

- (1) 流量調節弁及び圧力調節弁の仕様は、空気作動式逆作動形ダイヤフラム弁(手動ハンドル付き、 イコールパーセンテージ特性)又は電動式を標準とし、次の規格による。 JIS B2005「工業プロセス用調節弁」
- 形)又は電動式とする。
- (3) 薬品用弁類の材質は、薬品の種類に従い「表 3.3.7 薬品用弁類の材質」を標準とする。

表 3.3.7 薬品用弁類の材質

品名・部品名		次亜塩素酸 ナトリウム	ポリ塩化 アルミニウム	水酸化 ナトリウム	濃硫酸
圧流量調	本体	SS400 +PVC ライニング	SS400 +PVC ライニング		SCS14 +四ふっ化 エチレン樹脂
調節弁		PVC 又は 四ふっ化 エチレン樹脂	PVC 又は四ふっ化 エチレン樹脂	SUS316	四ふっ化エチレン 樹脂
手動弁・	本体	FC200+四ふっ化エチ レン樹脂ライニング	FC200 +硬質天然 ゴムライニング	· ·	FC200 +四ふっ化エチレン 樹脂ライニング
自動弁	タイヤノフム	四ふっ化エチレン 樹脂	天然ゴム		四ふっ化エチレン 樹脂

(注) 材質については、同等品も使用できるものとする。

硬度に関する記載を追

3. 3. 7 薬品用ポンプ (略)

第3章 機械設備工事(令和6年4月改定)

第3章 機械設備工事(令和6年4月改定)				
改定	現。行	備考		
第 4 節 排水処理設備	第4節 排水処理設備			
3.4.1 一般事項 (現行のとおり)	3.4.1 一般事項 (略)			
3. 4. 2 横型加圧脱水機 3. 4. 2. 1 機器仕様 (1)形式 圧搾機構付ろ布走行式(無薬注方式) (2)主要部材質 ア フレーム JIS G3101 SS400 又は同等品 イ ろ布 ポリプロピレン 又は同等品 ウ ろ板 FRP、ポリプロピレン スは同等品 で タイヤフラム 軟質天然ゴム 又は同等品 で 度はメーカー標準とする (3)塗装は、ポリウレタン樹脂系塗装とし、塗装仕様及び塗装工程は、「第2章第3節 塗装」による。(4)附属品 ア 専用補機 (必要に応じてバルブスタンド、真空ポンプ、レシーバタンク、補給水槽等を含む。)イ 小配管弁類 ウ 圧力計 エ 洗浄水飛散防止カーテン	3. 4. 2 横型加圧脱水機 3. 4. 2. 1 機器仕様 (1)形式 圧搾機構付ろ布走行式(無薬注方式) (2)主要部材質 ア フレーム JIS G3101 SS400 又は同等品 イ ろ布 ポリプロピレン 又は同等品 ウ ろ板 FRP、ポリプロピレン エ ダイヤフラム 軟質天然ゴム 又は同等品 (3)塗装は、ポリウレタン樹脂系塗装とし、塗装仕様及び塗装工程は、「第2章第3節 塗装」による。 (4)附属品 ア 専用補機 (必要に応じてバルブスタンド、真空ポンプ、レシーバタンク、補給水槽等を含む。) イ 小配管弁類 ウ 圧力計 エ 洗浄水飛散防止カーテン	硬度に関する記載を追加		
3. 4. 2. 2 補修 (現行のとおり) 3. 4. 3 排泥ポンプ、引抜ポンプ、送泥ポンプ、給泥ポンプ から 3. 4. 4 圧力水ポンプ、ろ布洗浄ポンプ まで (現行のとおり) 3. 4. 5 ベルトコンベヤ 3. 4. 5. 1 機器仕様 (1) 形式 トラフ形ベルトコンベヤ (2) 主要部材質 ア フレーム JIS G3101 SS400 又は同等品 で スルト 軟質天然ゴム 又は同等品 で 関連はメーカー標準とする (3) 駆動装置 が星式減速機又はモータプーリ (4) 附属品 ア 緊急停止装置 イ 蛇行検出装置 ウ 洗浄装置 エ テークアップ装置 オ ベルトスクレーパ 3. 4. 5. 2 施工 (現行のとおり)	3. 4. 2. 2 補修 (略) 3. 4. 3 排泥ポンプ、引抜ポンプ、送泥ポンプ、給泥ポンプ から 3. 4. 4 圧力水ポンプ、ろ布洗浄ポンプ まで (略) 3. 4. 5 ベルトコンベヤ 3. 4. 5. 1 機器仕様 (1) 形式 トラフ形ベルトコンベヤ (2) 主要部材質 ア フレーム JIS G3101 SS400 又は同等品 イ ベルト 軟質天然ゴム 又は同等品 (3) 駆動装置 遊星式減速機又はモータプーリ (4) 附属品 ア 緊急停止装置 イ 蛇行検出装置 ウ 洗浄装置 エ テークアップ装置 オ ベルトスクレーパ 3. 4. 5. 2 施工 (略)	硬度に関する記載を追加		
第5節 計装用空気源設備 (現行のとおり)	第5節 計装用空気源設備 (略)			

第3章 機械設備工事(令和6年4月改定)

第3章 機械設備工事(令和6年4月改定) 「				
改定	現行	備	考	
第6節 配管・弁類	第6節 配管・弁類			
3. 6. 1 配管材料 から 3. 6. 4 弁駆動装置 まで (現行のとおり)	3. 6. 1 配管材料 から 3. 6. 4 弁駆動装置 まで (略)			
3. 6. 5 配管布設 3. 6. 5. 1 共通事項 から 3. 6. 5. 3 小口径配管等 まで (現行のとおり) 3. 6. 5. 4 耐圧試験 (1) 小口を配管は組み数 (1) 小口を配管は組み数 (2) 耐圧試験は、原則として水により行う。 (2) 耐圧試験は、原則として水により行う。 (3) 配管の用途、試験用水の確保等の理由により、水による試験が適切でない又は行えない場合は、耐圧試験を全気又は塗素により行う。ただし、樹脂管は安全上の問題があるため、この限りではない。 (4) 耐圧試験は、配管各部の仕様、試験圧力等を考慮し、適宜区間を分割して行う。 (5) 水による耐圧試験圧力は、常用圧力の1.5倍とする。 (6) 空気等による耐圧試験圧力は、常用圧力の1.5倍とする。 (7) 耐圧試験時間は30 分間以上とする。 (8) 水道用ボリンチレン二層管については、柔軟性に富む性質のため、試験方法は次のとおりとする。 ア 試験するに当たって、の「30ma、3 分間の予圧を行う。 イ 試験圧力の予圧後、配管の両端を閉じ10分間の保持を行う。 ウ 10分間の圧力保持後、0.6MPa 以上の圧力保持及び目視点検でも満液がないことを確認する。 (9) 試験対象に関に式ンプ、貯槽等の圧力を保つことができない機器がある場合は、対象機器を切り離して試験を行う。 (10) 耐圧試験や行う。 (10) 耐圧試験や行う。 (10) 耐圧試験や行う。 (10) 耐圧試験・気温の変化や値射目光等で配管内圧力が変動するため、十分に監視するとともに、周辺の安全にも配慮する。	3. 6. 5 配管布設 3. 6. 5. 1 共通事項 から 3. 6. 5. 3 小口径配管等 まで (略) 3. 6. 5. 4 耐圧試験 (1) 小口径配管は組み立て後に耐圧試験を行う。主配管においては別途監督員の指示による。 (2) 耐圧試験は、原則として水により行う。 (3) 配管の用途、試験用水の確保等の理由により、水による試験が適切でない又は行えない場合は、耐圧試験を空気又は窒素により行う。ただし、樹脂管は安全上の問題があるため、この限りではない。 (4) 耐圧試験は、配管各部の仕様、試験圧力等を考慮し、適宜区間を分割して行う。 (5) 水による耐圧試験圧力は、常用圧力の 1. 5 倍とする。 (6) 空気等による耐圧試験圧力は、常用圧力の 1. 25 倍とする。 (7) 耐圧試験時間は 30 分間以上とする。	文言の修正		

改定	現行	備考
第4章 電気設備工事		
<u> </u>	第4章 電気設備工事	

第4章 電気設備工事

改定

第1節 共通事項 (現行のとおり)

第2節 配電盤

4. 2. 1 一般事項

4. 2. 1. 1 構造一般

- (1)機械的項目 から (2)電気的項目 まで (略)
- (3) 塗装、色彩・光沢及び銘板類
- ア 塗装

盤の塗装は、「表 4.2.1」による。

表 4.2.1

適用区分		塗装の種類	
乾燥 部		ポリウレタン樹脂系又はメラミン樹脂系	
屋内盤	高湿部	ポリウレタン樹脂系	
屋外盤		ポリウレタン樹脂系	

(注) 盤の塗装は、原則として化学処理等の素地調整を行い、下塗装、中塗装及び空研ぎ (又は水研ぎ)後、仕上げ塗装を行う。

なお、塗装最低膜厚は、仕上りで外面 80 μ m 以上、内面で 40 μ m 以上とする。

イ 色彩・光沢

- (ア) JEM1135「配電盤・制御盤及びその取付器具の色彩」による。 色彩は原則として、「表 4.2.2 塗装色」による。
- (イ) 盤表面の光沢(つや)は、半つやを標準とする。
- (ウ)めっき面、アルミニウム、ステンレスなどに塗装しない。ただし、これらの面へ塗装を 施すことがある場合は下地処理を行い、塗装する色彩は「表 4.2.2 塗装色」による。
- (エ) 設置場所により、景観との調和を図る必要性がある場合には、「表 4.2.2 塗装色」に限 らない。

表 4.2.2 塗装色

	4.必え、歩十担正	塗装	e <mark>色</mark>			
	色彩を施す場所	色票番号	マンセル値			
	盤 (チャンネルベースを含 屋 む。) の表面及び内面 屋		_			
盤	内面パネルの表面及び裏面		L25-70B	5Y7/1		
	盤内収納機器のフレーム、カノ	ベーなどの金				
	属露出部					
`付盤	計器、継電器など、盤表面に表れる器具の					
器表	ふち枠		<mark>.</mark>	1.		
具 面	開閉器、操作器などの操作部	一般用				
な取	開肉番、珠下番などの操作部	非常停止	赤 <mark>(参考色)</mark>	8. 75R5/12)		

(注) 色票番号は、(一社)日本途料工業会発行による途料用標準色 (2021 年 L 版) のものであ る。塗料用標準色が改訂された場合は、発行年記号を最新版のものに読み替える。これによ り難い場合は、マンセル値に対応する色を使用することができる。

第4章 電気設備工事

現行

第1節 共通事項 (略)

第2節 配電盤

- 4. 2. 1 一般事項
- 4. 2. 1. 1 構造一般
- (1)機械的項目 から (2) 電気的項目 まで (略)
- (3) 塗装、色彩・光沢及び銘板類

ア 塗装

盤の塗装は、「表 4.2.1」による。

表 4.2.1

適用区分		塗装の種類
尼内船	乾燥部	ポリウレタン樹脂系又はメラミン樹脂系
屋内盤	高湿部	ポリウレタン樹脂系
屋外盤		ポリウレタン樹脂系

(注) 盤の塗装は、原則として化学処理等の素地調整を行い、下塗装、中塗装及び空研ぎ (又は水研ぎ)後、仕上げ塗装を行う。

なお、塗装最低膜厚は、仕上りで外面 80 μ m 以上、内面で 40 μ m 以上とする。

イ 色彩・光沢

- (ア) JEM1135「配電盤・制御盤及びその取付器具の色彩」による。 色彩は原則として、「表 4.2.2 塗装色」による。
- (イ) 盤表面の光沢(つや)は、半つやを標準とする。
- (ウ) めっき面、アルミニウム、ステンレスなどに塗装しない。ただし、これらの面へ塗装を 施すことがある場合は下地処理を行い、塗装する色彩は「表 4.2.2 塗装色」による。
- (エ) 設置場所により、景観との調和を図る必要性がある場合には、「表 4.2.2 塗装色」に限 らない。

表 4.2.2 塗装色

色彩を施す場所			色票番号	マンセル値	
	盤 (チャンネルベースを含む。) の表面及び内面	屋内用 屋外用	_	5Y7/1	
盤	内面パネルの表面及び裏面 盤内収納機器のフレーム、カノ	バーなどの金	<mark>J</mark> 25-70B		
	属露出部				
付盤	計器、継電器など、盤表面に剥	長れる器具の			
器表具面	ふち枠		JN-15	N1. 5	
	明明四 担佐四人じの下 て	一般用			
な取	開閉器、操作器などの取っ手	非常停止	赤	-	

(注) 色票番号は、(一社)日本塗料工業会発行による塗料用標準色<mark>見本帳 (平成 29 年 J 版)</mark> の | 塗料用標準色の年版を更新 ものである。見本帳が改訂された場合は、発行年記号を最新版のものに読み替える。これに より難い場合は、マンセル値に対応する色を使用することができる。

色票番号を塗料用標準色 (2021年1版) へ更新

備考

JEM1135 の改定に合わせて変

ウ 銘板類

- (ア) 主銘板
- a 盤の正面には、銘板を設ける。盤の表面に出る銘板は、原則として合成樹脂製とする。
- b 銘板の色は、「表 4.2.3 配電盤の銘板色」のとおり系統別に色分けをする。
- c 銘板の取付けは、ステンレス製(SUS304)のビス止めとする。
- d 銘板の取付け穴は、片端を長穴とし、熱による膨張を考慮する。
- (イ) 文字の規格は、次による。
- a JIS Z8903「機械彫刻用標準書体(常用漢字)」
- b JIS Z8904「機械彫刻用標準書体(かたかな)」
- c JIS Z8905「機械彫刻用標準書体(アラビア数字・ローマ字)」
- d JIS Z8906「機械彫刻用標準書体(ひらがな)」
- (ウ) 原則として高圧以上の配電盤の盤面には、制御器具番号(デバイス番号)を明記したプ レートを取り付ける。

(4) 添付品等

配電盤等で実装したランプ、ヒューズ類の総数の50%を添付品として納入する。ただし、LEDの 添付数は、10%とする。

表 4.2.3 配電盤の銘板色

	24 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
₹ 6 4. ПП	銘板(の色
系統別	色票番号	マンセル値
共通	<mark>L</mark> N-95	N9. 5
1系	<mark>L</mark> 02-80L	2. 5R8/6
2系	<mark>L</mark> 65-80Н	5B8/4
3系	<mark>L</mark> 22-80V	2.548/12
4系	<mark>L</mark> 45-70P	5G7/8

- (注1) 色票番号は、(一社)日本塗料工業会発行による塗料用標準色 (2021 年 L 版) のものであ | る。<mark>途料用標準色</mark>が改訂された場合は、発行年記号を最新版のものに読み替える。これによ り難い場合は、マンセル値に対応する色を使用することができる。
- (注2) 系統別色について、既設色と異なる場合は、監督員の承諾を得たものとする。

4. 2. 2 特別高圧ガス絶縁開閉装置 (現行のとおり)

4. 2. 3 高圧配電盤

4.2.3.1 一般事項 から 4.2.3.5 高圧コンビネーションスタータ まで (現 | 行のとおり)

4. 2. 3. 6 高圧進相コンデンサ及びリアクトル

高圧進相コンデンサ及び附属機器は、JIS C4902「高圧及び特別高圧進相コンデンサ並びに附属機 器」を適用するほか、次のとおりとする。

- (1) 高圧進相コンデンサの一次側には、限流ヒューズを取り付ける。
- (2) 高圧母線等に接続する高圧進相コンデンサは、放電抵抗を内蔵し、必要に応じ放電コイルを取 📗 り付ける。
- (3)高圧進相コンデンサには、高調波電流による障害防止及びコンデンサ回路の開閉による突入電 │ (3)高圧進相コンデンサには、高調波電流による障害防止及びコンデンサ回路の開閉による突入電 流抑制のために、直列リアクトルを取り付ける。

また、直列リアクトルは、警報接点付きで、過熱時に警報を発することができるものとする。

ウ 銘板類

(ア) 主銘板

- a 盤の正面には、銘板を設ける。盤の表面に出る銘板は、原則として合成樹脂製とする。
- b 銘板の色は、「表 4.2.3 配電盤の銘板色」のとおり系統別に色分けをする。

現行

- c 銘板の取付けは、ステンレス製(SUS304)のビス止めとする。
- d 銘板の取付け穴は、片端を長穴とし、熱による膨張を考慮する。
- (イ) 文字の規格は、次による。
- a JIS Z8903「機械彫刻用標準書体(常用漢字)」
- b JIS Z8904「機械彫刻用標準書体(かたかな)」
- c JIS Z8905「機械彫刻用標準書体 (アラビア数字・ローマ字)」
- d JIS Z8906「機械彫刻用標準書体(ひらがな)」
- (ウ) 原則として高圧以上の配電盤の盤面には、制御器具番号(デバイス番号)を明記した プレートを取り付ける。

(4) 添付品等

配電盤等で実装したランプ、ヒューズ類の総数の50%を添付品として納入する。ただし、LEDの 添付数は、10%とする。

表 4 2 3 配雷般の銘板色

	及 ₹. 2. 0 癿电量の	如
五件叫	銘板の	<u></u> の色
系統別	色票番号	マンセル値
共通	<mark>J</mark> N-95	N9. 5
1系	<mark>J</mark> 02-80L	2. 5R8/6
2系	<mark>J</mark> 65-80H	5B8/4
3系	<mark>J</mark> 22-80V	2. 5Y8/12
4系	<mark>J</mark> 45-70P	5G7/8

- (注1) 色票番号は、(一社)日本塗料工業会発行による塗料用標準色<mark>見本帳(平成 29 年 J 版)</mark>の ものである。見本帳が改訂された場合は、発行年記号を最新版のものに読み替える。これに より難い場合は、マンセル値に対応する色を使用することができる。
- (注2) 系統別色について、既設色と異なる場合は、監督員の承諾を得たものとする。
- 4. 2. 2 特別高圧ガス絶縁開閉装置 (略)

4. 2. 3 高圧配電盤

4.2.3.1 一般事項 から 4.2.3.5 高圧コンビネーションスタータ まで (略)

4. 2. 3. 6 高圧進相用コンデンサ及びリアクトル

高圧進相<mark>井</mark>コンデンサ及び附属機器は、JIS C4902「高圧及び特別高圧進相<mark>井</mark>コンデンサ及び附属 機器」を適用するほか、次のとおりとする。

- (1) 高圧進相コンデンサの一次側には、限流ヒューズを取り付ける。
- (2) 高圧母線等に接続する高圧進相コンデンサは、放電抵抗を内蔵し、必要に応じ放電コイルを取 り付ける。
- 流抑制のために、直列リアクトルを取り付ける。

また、直列リアクトルは、警報接点付きで、過熱時に警報を発することができるものとする。

色票番号を塗料用標準色 (2021年1版) へ更新

備考

塗料用標準色の年版を更新

JIS 規格名称に合わせて文言 の統一

(4) 高圧進相コンデンサは、原則として内部に生じた異常を検出する保護接点付きとする。

表 4.2.8 進相コンデンサ及びリアクトルの仕様

	役4.2.0 進作コンナンケ及びサナット700位像				
		高圧進相コンデンサ	直列リアクトル		
絶縁体	油入自冷式 絶縁油 乾 式 窒素又はSF6		絶縁油		
和			モールド		
保護		放電抵抗、(放電コイル)、保護接 点、内部故障検出装置(附属)	警報接点		
%リアクタンス			6%又は13%		

4. 2. 3. 7 高圧負荷開閉器

高圧負荷開閉器は、JIS C4605「高圧交流負荷開閉器」、JIS C4607「引外し形高圧交流負荷開閉器」及び JIS C4611「限流ヒューズ付高圧交流負荷開閉器」を適用する。

- (1) 引込用高圧負荷開閉器は、次の信号を検出する接点付きとする。
 - ア 故障信号
 - (ア) 地絡発生
 - (イ) 短絡発生
 - (ウ) 自己診断機能異常
 - (エ) 減圧ロック (UGS 及び PGS のみ)
 - イ 開閉状態信号
- (2) 限流ヒューズと組み合わせるものは、次のとおりとする。
- ア 限流ヒューズは、JIS C4604「高圧限流ヒューズ」を適用するほか、次のとおりとする。
- (ア) ストライカ装置付きとし、溶断警報監視を行うものは、溶断警報接点付きとする。
- (イ) 耐電圧は、定格電圧に応じて3号A又は6号Aとする。
- イ 定格過負荷遮断電流は、限流ヒューズと保護協調をとる。
- ウ 相間及び側面には、絶縁バリヤを取り付ける。

4. 2. 4 低圧配電盤

4. 2. 4. 1 一般事項 (現行のとおり)

4. 2. 4. 2 構 造

(1) 盤板厚

収納機器の重量、動作による衝撃等を考慮し、設計製作する。

表 4.2.9 鋼板の厚さ〔単位 mm〕

及 +. 2. 0						
構成部 低圧配電盤 (屋内外共)	小型壁	掛盤等				
	(屋内外共)	屋 外	屋内			
扉板	2.3以上	2.3以上	1.6以上			
天井 (屋根) 板	2.3以上	2.3以上	1.6以上			
側面板	2.3以上	2.3以上	1.6以上			
仕切板	1.6以上					

- (注1)機械的強度を必要とする構成部は、適切な補強又は3.2 ㎜以上の板厚とする。
- (注2) ケーブル貫通部は、防水、防湿、防虫及び防食のために耐久性(絶縁性、難燃性等)の あるシーリングコンパウンドを充填する。
- (注3) 「表 4.2.9 鋼板の厚さ」は、ステンレス鋼板に適用しない。
- (注4) 仕切板に金属を用いる場合には厚さ 1.6mm 以上、絶縁物を用いる場合には難燃性で厚さ 3mm 以上のものを使用する。

現行

(4) 高圧進相コンデンサは、原則として内部に生じた異常を検出する保護接点付きとする。

表 4.2.8 進相用コンデンサ及びリアクトルの仕様

		高圧進相 <mark>用</mark> コンデンサ	直列リアクトル
—————————————————————————————————————	油入自冷式	絶縁油	絶縁油
和	乾 式	窒素又はSF6	モールド
,	保 護	放電抵抗、(放電コイル)、保護接 点、内部故障検出装置(附属)	警報接点
% IJ	アクタンス		6%又は13%

JIS 規格名称に合わせて文言 の統一

備考

4. 2. 3. 7 高圧負荷開閉器

高圧負荷開閉器は、JIS C4605「高圧交流負荷開閉器」、JIS C4607「引外し形高圧交流負荷開閉器」及び JIS C4611「限流ヒューズ付高圧交流負荷開閉器」を適用する。

- (1) 引込用高圧負荷開閉器は、次の信号を検出する接点付きとする。
 - ア 故障信号
 - (ア) 地絡発生
 - (イ) 短絡発生
 - (ウ) 自己診断機能異常
 - (エ) 減圧ロック (UGS 及び PGS のみ)
 - イ 開閉状態信号
- (2) 限流ヒューズと組み合わせるものは、次のとおりとする。
 - ア 限流ヒューズは、JIS C4604「高圧限流ヒューズ」を適用するほか、次のとおりとする。
 - (ア) ストライカ装置付きとし、溶断警報監視を行うものは、溶断警報接点付きとする。
 - (イ) 耐電圧は、定格電圧に応じて3号A又は6号Aとする。
 - イ 定格過負荷遮断電流は、限流ヒューズと保護協調をとる。
 - ウ 相間び側面には、絶縁バリヤを取り付ける。

4. 2. 4 低圧配電盤

4. 2. 4. 1 一般事項 (略)

4. 2. 4. 2 構 造

(1) 盤板厚

収納機器の重量、動作による衝撃等を考慮し、設計製作する。

表 4 2 0 郷板の厚さ〔単位 mm〕

	₹ 4. 2. 9							
構	構成部		番 版 当	低圧配電盤	小	型壁	掛盤	等
	111 /4/2 FF	(屋内外共)	屋	外	屋	内		
扉板			2.3以上	2. 3	以上	1.6	以上	
天井	(屋根	(1) 板	2.3以上	2. 3	以上	1.6	以上	
側面	板		2.3以上	2. 3	以上	1.6	以上	
仕切;	板		1.6以上				_	

- (注1)機械的強度を必要とする構成部は、適切な補強又は3.2 mm以上の板厚とする。
- (注2) ケーブル貫通部は、防水、防湿、防虫及び防食のために耐久性(絶縁性、難燃性等)の あるシーリングコンパウンドを充填する。
- (注3) 「表 4.2.9 鋼板の厚さ」は、ステンレス鋼板に適用しない。
- (注4)仕切板に金属を用いる場合には厚さ 1.6mm 以上、絶縁物を用いる場合には難燃性で厚さ 3mm 以上のものを使用する。

文言の修正

改定	現 行	/± ±
	20 11	備 考
遮断器及び配線用遮断器は、全容量遮断方式とし、その引き外し方式は、選択遮断方式とする。 (3) 主要機器 主要機器は、次のとおりとする。 なお、収納機器の取付けは、通常の使用状態で生じる発熱、アーク、振動、磁界等によって他 の機器に悪影響を及ぼさないように考慮する。 ア 配線用遮断器 適用規格 JIS C8201「低圧開閉装置及び制御装置」 イ 気中遮断器 適用規格 JEC 160 「気中遮断器」 ウ 電磁開閉器 適用規格 JIS C8201「低圧開閉装置及び制御装置」 エ 低圧進相コンデンサ 適用規格 JIS C4901「低圧開閉装置及び制御装置」 エ 低圧進相コンデンサ 適用規格 JIS C4901「低圧進相コンデンサ(屋内用)」 オ 絶縁監視装置 低圧電路の漏れ電流のうちから対地絶縁抵抗に起因する電流成分で監視する方式とする。 適用規格 JIS C8374「漏電継電器」 4. 2. 5 コントロールセンタ から 4. 2. 8 配電盤の据付けまで(現行のとおり) 4.	2) 保護	JIS 規格への移行に伴う変更

改定	現行	備考
第6節 監視制御設備	第6節 監視制御設備	
4. 6. 1 一般事項 から 4. 6. 3 監視操作画面仕様及び操作方式 まで (現行のとおり)	 4.6.1 一般事項 から 4.6.3 監視操作画面仕様及び操作方式 まで (略) 	
4. 6. 4 運転制御の基本機能 (1) 受配電設備 受電設備の及び高圧受電設備で2回終受電(常用及び予備)を行っている場合、常用 回線受電時の停電において、自動的に常用回線から予備回線受電に切り替わるものとする。 イ 電力会社から受電できない場合には、全停電と同時に自家用発電設備が自動的に始動し、必要な負債に給電が行えるものとする。 ウ 受変電、配電設備に使用される開開装置の保守点検作業(電力会社からの要請を含む。)において、安全確保のため監視操作画面から受電用断路器の開閉(操作)機能をロック(鎖錠)できるものとする。 エ 受電の無停電切換は、監視操作画面からインターロックを解除し、解除後は切替操作を行えるものとする。 オ 連相コンプンサの自動力率調整を行う場合は、原則として無効電力を計測し、連相コンデンサの台数制剥を行う。 カ 使用電力量により時限終了後の電力を予測し、デマンド目標値を超えるおそれがある場合は、警報を出力する。 (2) 主ボンブ設備 から (3) ろ過設備 まで (現行のとおり)	4. 6. 4 運転制御の基本機能 (1) 受配電設備 受電設備の停電切換及び無停電切換については、電力会社と十分に協議する。 ア 特別高圧受電設備及び高圧受電設備で2回線受電(常用及び下備)を行っている場合、常用回線受電時の停電において、自動的に常用回線から予備回線受電に切り替わるものとする。 イ 電力会社から受電できない場合には、全停電と同時に自家用発電設備が自動的に始動し、必要な電、配電設備に使用される開開装置の保守点検作業(電力会社からの要請を含む。)において、安全確保のため監視操作画面から受車用断路器の開閉(操作)機能をロック(鎖趾)できるものとする。 エ 受電の無停電切換は、監視操作画面からインターロックを解除し、解除後は切替操作を行えるものとする。 オ 進程。ロンデンサの自動力率調整を行う場合は、原則として無効電力を計測し、進程。ロンデンサの自動力率調整を行う場合は、原則として無効電力を計測し、進程。ロンデンサの自動力率調整を行う場合は、原則として無効電力を計測し、進程。ロンデンサの自動力を開発了後の電力を予測し、デマンド目標値を超えるおそれがある場合は、警報を出力する。 (2) 主ポンプ設備 から (3) ろ過設備 まで (略)	JIS 規格名称に合わせて文言の統一

第4章 電気設備工事(令和6年4月改定)			
改定	現行	備考	
第7節 電動機設備	第7節 電動機設備		
 4. 7. 1 適用規格 次に示す電動機の主な規格から該当する規格を選定して、それに準拠する。 (1) 一般規格 ア JIS C4034-1 [回転電気機械一第 1 部: 定格及び特性」 イ JIS C4034-5 [回転電気機械一第 2-1 部: 単一連度三相かご形誘導電動機の 損失及び効率の算定方法〕 ウ JIS C4034-6 [回転電気機械一第 5 部: 外液構造による保護方式の分類」 エ JIS C4034-6 [回転電気機械一第 3 0 部: 単一連度三相かご形誘導電動機の 効率クラス (IE コード)] カ JIS C4203 [一般用量重動機] キ JIS C4213 「配用単一制度・三相かご形誘導電動機」 ク JIS C4216 「一般用低圧三相かご形誘導電動機」 ク JIS C4216 「一般用低圧三相かご形誘導電動機」 ク JIS C4216 「高効率低圧ニ相かご形誘導電動機」	 4.7.1 適用規格 次に示す電動機の主な規格から該当する規格を選定して、それに準拠する。 (1) 一般規格 ア JIS C4034-1 「回転電気機械一第 1部: 定格及び特性」 イ JIS C4034-5 「回転電気機械一第 2-1 部: 単一速度三相かご形誘導電動機の 損欠及びめ率の身定方法〕 ウ JIS C4034-6 「回転電気機械一第 6 部: 冷却方式による分類」 エ JIS C4034-6 「回転電気機械一第 6 部: 冷却方式による分類」 オ JIS C4034-6 「回転電気機械一第 6 部: 冷却方式による分類」 オ JIS C4034-7 の「価転電気機械一第 6 部: 冷却方式による分類」 オ JIS C4203 「一般用年日系列車等電動機」 キ JIS C4210 「一般用低圧三相かご形誘導電動機」 ク JIS C4212 「高効率低圧一相かご形誘導電動機」 ク JIS C4212 「高効率低圧上相かご形誘導電動機」 ク JIS C4212 「三部が展定低圧上相かご形誘導電動機 の低圧トップランナーモータ」 コ JEM188 「電動機定在出力の標準」 サ JEM1224 「三相かご形誘導電動機の負荷モーメントJの許容値」	文言の修正 低圧トップランナーモータ の保護等級を考慮し、文言の 変更	

第4章 電気設備工事(令和6年4月改定)			
改定	現 行	備 考	
第8節 工業計器	第8節 工業計器		
4. 8. 1 共通事項	4. 8. 1 共通事項		
(1) 材質 から (5) 保護等級 まで (現行のとおり)	(1) 材質 から (5) 保護等級 まで (略)		
(6) その他 ア から サ まで (現行のとおり)	(6) その他 ア から サ まで (略)		
 シ 適用する主な規格等は、次のとおりである。 (ア) JIS C1805-1「プロセス計測制御機器-性能評価の一般的方法及び手順-第1部:一般的考察」 (イ) JIS C1805-2「プロセス計測制御機器-性能評価の一般的方法及び手順-第2部:基準状態における試験」 (ウ) JIS C1805-3「プロセス計測制御機器-性能評価の一般的方法及び手順-第3部:影響量の効果に関する試験 (エ) JIS C1805-4「プロセス計測制御機器-性能評価の一般的方法及び手順-第3部:影響量の効果に関する試験 (オ) JIS C1805-4「プロセス計測制御機器-性能評価の一般的方法及び手順-第4部:評価報告書の内容」 (オ) JIS Z8103「計測用語」 (カ) JIS Z8103「計測用語」 (ウ) JIS Z8116「育動制御用語(一般)」 (ケ) JIS Z8116「自動制御用語(一般)」 (ケ) JIS K0020「電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード)」 (コ) JIS K0101「工業用水試験方法」 (サ) JIS K0211「分析化学用語(基礎部門)」 (シ) JIS K0213「分析化学用語(電気化学部門)」 (ス) JIS K0215「分析化学用語(つ分析機器部門)」 (セ) 上水試験方法・解説 2011 年版(公益社団法人日本水道協会) 	態における試験」	JIS 規格名称の修正	
4. 8. 2 電磁流量計 電磁流量計とは、磁界内を液体が移動するとその速度に応じた起電力が発生することにより、流量 を検出する方式で、検出器、変換器、接液リング等の附属品で構成される流量計である。 電磁流量計は、JIS B7554「電磁流量計」によるほか、次のとおりとする。	4. 8. 2 電磁流量計 電磁流量計とは、磁界内を液体が移動するとその速度に応じた起電力が発生することにより、流量 を検出する方式で、検出器、変換器、接液リング等の附属品で構成される流量計である。 電磁流量計は、JIS B7554 1997 「電磁流量計」によるほか、次のとおりとする。	年度指定を削除	
(1) 一般仕様 から (3)変換器 まで (現行のとおり)	(1) 一般仕様 から (3) 変換器 まで (略)		
4.8.3 超音波流量計 から 4.8.12 精密濁度計(微粒子カウンタ)まで (現行のとおり)	4.8.3 超音波流量計 から 4.8.12 精密濁度計(微粒子カウンタ) まで (略)		
4. 8. 13 残留塩素計 (1) 測定方式 ポーラログラフ法(JIS K0111「ポーラログラフ分析のための通則」による。)	4. 8. 13 残留塩素計 (1)測定方式 ポーラログラフ法(JIS K0111 1983 「ポーラログラフ分析のための通則」による。)	年度指定を削除	
(2)測定試料 から (10)試薬タンク まで (現行のとおり)	(2) 測定試料 から (10) 試薬タンク まで (略)		
4.8.14 pH計 から 4.8.17 水温計 まで (現行のとおり)	4.8.14 pH計 から 4.8.17 水温計 まで (略)		
4.8.18 自動水質計器 (1)測定項目 ア 濁度 イ 残留塩素 ウ p H エ 電気伝導率	 4.8.18 自動水質計器 (1) 測定項目 ア 濁度 イ 残留塩素 ウ p H エ 電気伝導率 		

第4章 電気設備工事(令和6年4月改定)			
改定	現行	備考	
オ 色度 カ 水温 キ 圧力 (2)測定方式 ア 濁度 透過光測定方式又は散乱光測定方式 イ 残留塩素 ポーラログラフ法 ウ p H ガラス電極法 エ 電気伝導率 交流電極又は4電極) オ 色度 透過光測定方式 カ 水温 測温抵抗体法 キ 圧力 拡散半導体法	オ 色度 カ 水温 キ 圧力 (2) 測定方式 ア 濁度 透過光測定方式又は散乱光測定方式 イ 残留塩素 ポーラグラフ法 ウ p H ガラス電極法 エ 電気伝導率 交流電極法(2電極又は4電極) オ 色度 透過光測定方式 カ 水温 測温抵抗体法 キ 圧力 拡散半導体法	誤記修正	
(3) 測定試料 から (9) 附属品 まで (現行のとおり)	(3) 測定試料 から (9) 附属品 まで (略)		

第4章 電気設備工事(令和6年4月改定)			
改定	現行	備考	
第9節 立坑設備	第9節 立坑設備		
 4.9.1 設置方式 から 4.9.2 構成機器 まで (現行のとおり) 	4.9.1 設置方式 から 4.9.2 構成機器 まで (略)		
4. 9. 3 機器及び材料 (1) 共通事項 ア 地上に設置する引込みポール、現場盤及び計量器盤の塗装色は、ダークブラウン(マンセル値 5YR2/1)を原則とするが、道路管理者、公園管理者等と協議の上、設置環境との調和を十分に考慮し決定する。 イ 屋外盤には、下地処理又は表面処理により張紙防止加工を施す。	4. 9. 3 機器及び材料 (1) 共通事項 ア 地上に設置する引込みポール、現場盤及び計量器盤の塗装色は、ダークブラウン(マンセル値 5YR2/1)を原則とするが、道路管理者、公園管理者等と協議の上、設置環境との調和を十分に考慮し決定する。 イ 屋外盤には、下地処理又は表面処理により張紙防止加工を施すともに、「貼紙禁止」等の表示をする。	現場実態に合わせ、文言の削除	
(2) 引込ポール から (7)排水ポンプ まで (現行のとおり)	(2) 引込ポール から (7) 排水ポンプ まで (略)		
 (8) 照明器具 照明器具は、JIS C8105「照明器具」によるほか、次のとおりとする。 ア 形 式 防浸形器具(ブラケット形、ランプ保護筒付き) イ 保護等級 IP67以上 ウ 定格電圧 AC100V エ ランプ 	(8) 照明器具 照明器具は、JIS C8105「照明器具」によるほか、次のとおりとする。 ア 形 式 防浸形器具 (ブラケット形、ランプ保護筒付き) イ 保護等級 IP67 以上 ウ 定格電圧 AC100V		
LED 灯 <mark>(蛍光灯 20W 形程度)</mark> オ 材 質 (ア)本 体 合成樹脂製又はステンレス製	エ ランプ LED 灯 <mark>20W 相当×1 灯</mark> オ 材 質 (ア)本 体 合成樹脂製又はステンレス製	明るさ表記に変更	
 (イ) ランプ保護筒 ポリカーボネート製 カ 取付け方法 直付金具取付け方式 き 附属品 (ア) リードケーブル (防水コネクター付き) 600V VCT 0.75mm²-3 心、0.6m 又は同等品 (イ) 取付金具 	 (イ) ランプ保護筒 ポリカーボネート製 (ウ) 反射笠 カ 取付け方法 直付金具取付け方式 キ 附属品 (ア) リードケーブル (防水コネクター付き) 600V VCT 0.75mm²-3 心、0.6m 又は同等品 (イ) 取付金具 	反射笠の記載を削除	
(9)AC100V 電源用コンセント から (12)水位検出器 まで (現行のとおり)	(9) AC100V 電源用コンセント から (12) 水位検出器 まで (略)		
4. 9. 4 施工 (1)機器据付け ア 坑内動力盤は、坑内最上階に設置する。 盤の据付けは、チャンネルベース等を使用して壁面から離して取り付ける。 イ 照明器具等は、器具内への水浸透を防止する。 ウ 立坑内の地上に最も近い階及び最下階に AC100V 電源コンセントを設置する。 エ 電話用コンセントは現場盤内又は計量器盤内のほか、坑内最上階及び最下階に設置する。 オ 立坑内水位検知器は、排水ポンプによる排水ピットの水位制御に用いられる。原則として、水位4か所測定するものとする。 カ 排水ポンプは、排水槽内の堆積物を吸い込まないようにコンクリートブロックの上に据え付けるなど、排水槽底板から吸込口が若干上になるように設置する。 キ 排水ポンプの銘板は、ポンプ盤面等の確認しやすいところに取り付ける。 (2)配線工事 配線工事は、「第12節 配線」によるほか、次のとおりとする。 ア 立坑内に布設するケーブルは、ステンレス製の配線支持金具を使用した露出配線とする。	4. 9. 4 施工 (1)機器据付け ア 坑内動力盤は、坑内最上階に設置する。 盤の据付けは、チャンネルベース等を使用して壁面から離して取り付ける。 イ 照明器具等は、器具内への水浸透を防止する。 ウ 立坑内の地上に最も近い階及び最下階に AC100V 電源コンセントを設置する。 エ 電話用コンセントは現場盤内又は計量器盤内のほか、坑内最上階及び最下階に設置する。 オ 立坑内水位検知器は、排水ポンプによる排水ピットの水位制御に用いられる。原則として、水位4か所測定するものとする。 カ 排水ポンプは、排水槽内の堆積物を吸い込まないようにコンクリートブロックの上に据え付けるなど、排水槽底板から吸込口が若干上になるように設置する。 キ 排水ポンプの銘板は、ポンプ盤面等の確認しやすいところに取り付ける。 (2)配線工事 配線工事は、「第12節 配線」によるほか、次のとおりとする。 ア 立坑内に布設するケーブルは、ステンレス製の配線支持金具を使用した露出配線とする。		

	電気設備工事(令和6年4月改定)		
改定	現 行	備考	
イ ケーブルの分岐及び接続が必要な箇所は、JCM A 102「600V 架橋ボリエチレン総縁電力ケーブル用直線接続節」に適合する直線接続材料、分岐接続材料又は同等品のものを使用して防水処理施工する。 また、照明器具については、防水形コネクタ(器具と同程度の防水性能を有するもの)を使用する。 ウ 接地線は、各機器へ配線されている多心ケーブルの1心を使用する。 立 坑内と地上部のハンドホールへの地中配線は、近日建置合成制服管(DLP)等で行う。 な 監覧のケーブル引出口、ハンドホール等の質通部は、ケーブル通線後に止水材を使用し、防水対策を施す。 (3) 配管工事配管工技、第3章 第6節 配管・弁類」によるほか、次のとおりとする。 ア 排水管は、ボンブ設置台数(標準2台)に合わせてヘッダーを設け分岐配管する。ヘッダーから下の配管は、付切弁、逆止弁及び体線管を取り付け排水ボンブに接続する。 イ 立坑内の配管銀は、ステンレス製とする。 なお、埋設配管は、ステンレス製とする。 かお、埋設配管は、ステンレス製とする。 かお、埋設配管は、ステンレス製とする。 かお、埋設配管は、ブランジ接続とする。	イ ケーブルの分岐及び接続が必要な箇所は、JCAA A 102「600V 架橋ボリエチレン絶縁電力ケーブル用直線接続部」に適合する直線接続材料、分岐接続材料又は同等品のものを使用して防水処理施工する。 また、照明器具については、防水形コネクタ(器具と同程度の防水性能を有するもの)を使用する。 ウ 接地線は、各機器へ配線されている多心ケーブルの1心を使用する。 で行う。 オ 整額のケーブル引出口、ハンドホール等の貫通部は、ケーブル通線後に止水材を使用し、防水対策を施す。 (3) 配管工事配管工事配管・弁類」によるほか、次のとおりとする。 ア 排水管は、ボンブ設置台数(標準2台)に合わせてヘッダーを設け分岐配管する。ヘッダーから下の配管は、仏切弁、連計外及び伸縮管を取り付け排水ボンブに接続する。イ 立坑内の配管剣は、ステンレス製とする。なお、埋設配管は、ステンレス製とする。 ウ 伸縮管は、ゴム製又は合成樹脂製の可とう管とし、ヘッダーから下の配管は、フランジ接続とする。		

第4章 電気設備工事(令和6年4月改定)				
改定	現行	備	考	
第10節 配水本管テレメータ設備	第10節 配水本管テレメータ設備			
配水本管テレメータ設備とは、配水本管等に設置され、水圧及び流量を計測し、親局を水運用システムとして信号を通信する設備のことをいう。	配水本管テレメータ設備とは、配水本管等に設置され、水圧及び流量を計測し、親局を水運用システムとして信号を通信する設備のことをいう。			
4. 10. 1 設置方式、計測対象及び停電補償 (1) テレメータ設置方式 ア 地上 I 方式とは、テレメータ整を地上に設置する方式である。	一ル等の地下の部屋に設置する方式である。 ウ 地下方式 地下方式とは、テレメータ送量器、超音波流量変換器等の機器を弁室、ハンドホール等の地下の部屋に設置する方式である。 (2) 引込み方式 架空引込み方式 引込み電線路が架空電線路の場合は、引込みポールを設置する。 イ 地中引込み方式 引込み電線路が地中化されている地区では、盤内に直接地中から引き込む。 (3) 計測対象 ア 1 量型 配水本管の圧力を計測し伝送する。 イ 2 量型 配水本管の圧力を計測し伝送する。 (4) 停電補償			

	表 4.10.1 機器構成				
方 式	区分	機器設置場所	場所別構成機器		
	1 量 型	地 上	テレメータ盤 <mark>又はポール一体形(注)</mark>		
地 上	1里空	弁 室 内	圧力取出し		
I	2 量 型	地上	テレメータ盤 <mark>又はポール一体形(注)</mark>		
	2 里 生	流量計室内	圧力取出し <mark>及び</mark> 超音波流量 <mark>計</mark> 検出器		
		地上又はポール上	テレメータ盤 <mark>又はポール一体形(注)</mark>		
	1 量型	テレメータ室内	圧力伝送器 <mark>及び</mark> 圧力伝送器用配管弁類		
		弁 室 内	圧力取出し		
	2 量 型	地上又はポール上	テレメータ盤 <mark>又はポール一体形(注)</mark>		
地 上	L	流量計室内	圧力取出し 、圧力伝送器、圧力伝送器用配管弁		
Π	(α)	, · · · · ·	類、超音波流量変換器 <mark>及び</mark> 超音波流量計検出器		
		地上又はポール上	テレメータ盤 <mark>又はポール一体形(注)</mark>		
	2 量型 (b)	ー ー ー ナレメータ 至内	圧力伝送器、圧力伝送器用配管弁類及び超音波		
				流量 <mark>計</mark> 変換器	
		流量計室内	圧力取出し <mark>及び</mark> 超音波流量 <mark>計</mark> 検出器		
		地上又はポール上	電源盤 <mark>(注)</mark>		
	1 量 型	テレメータ室内	テレメータ送量器箱、圧力伝送器 <mark>及び</mark> 圧力伝送		
			器用配管弁類		
		弁 室 内	圧力取出し		
		地上又はポール上	電源盤 <mark>(注)</mark>		
地下	2 量型		テレメータ送量器箱、圧力伝送器、圧力伝送器		
	(a)	流量計室内	用配管弁類、超音波流量 <mark>計</mark> 変換器 <mark>及び</mark> 超音波流		
			量 <mark>計</mark> 検出器		
		地上又はポール上	電源盤 <mark>(注)</mark>		
	2 量型	流量計室内	圧力取出し <mark>及び</mark> 超音波流量 <mark>計</mark> 検出器		
	(1)				

(注)電力地中引込の場合及び、蓄電池を盤内に設置しない等の場合は、特記による。

テレメータ送量器箱、圧力伝送器、圧力伝送器

用配管弁類<mark>及び</mark>超音波流量<mark>計</mark>変換器

4. 10. 3 機器及び材料

(b)

(1) 共通事項

ア 地上に設置する引込みポール、テレメータ盤等の塗装色は、ダークブラウン(マンセル値 5YR2/1)を原則とするが、道路管理者、公園管理者等と協議の上、設置環境との調和を十分に 考慮し決定する。

イ 屋外盤には、下地処理又は表面処理により張紙防止加工を施す。

テレメータ室内

(2) 引込ポール

「第9節 立坑設備 4.9.3 機器及び材料 (2) 引込ポール」による。

(3) テレメータ盤

テレメータ盤は、「第2節 配電盤 4.2.4 低圧配電盤」及び次のとおりとする。

ア形式

(ア) 地上 I 方式

屋外自立閉鎖形(前後面扉)、屋外自立閉鎖ポール一体形(前面扉)

(イ) 地上Ⅱ方式

屋外自立閉鎖形(前後面扉)、屋外自立閉鎖ポール一体形(前面扉)、屋外閉鎖ポール掛形(前面扉)

イ 材 質

鋼製

現行

表 4.10.1 機器構成 方 式 区分 機器設置場所 場所別構成機器 テレメータ盤 批 F. 1 量型 地上 弁 室 内 圧力取出し I テレメータ盤 2 量 型 流量計室内 圧力取出し、超音波流量検出器 (端) 地上又はポール上 テレメータ盤 1 量 型 ハンドホール内 圧力伝送器、圧力伝送器用配管弁類 弁 室 内 圧力取出し テレメータ盤 地上又はポール上 2 量 型 圧力伝送器、圧力伝送器用配管弁類、超音波流 地上 (a) 流量計室内 量変換器、超音波流量検出器(端) П テレメータ盤 地上又はポール上 圧力伝送器、圧力伝送器用配管弁類、超音波流 2 量 型 ハンドホール内 量変換器 (b) 流量計室内 圧力取出し、超音波流量検出器(端) 地上又はポール上 雷源盤注1 テレメータ送量器箱、圧力伝送器、圧力伝送器 ハンドホール内 1 量 型 用配管弁類、<mark>電源箱^{注2}</mark> 圧力取出し 弁 室 内 地上又はポール上 雷源盤注1 2 量型 テレメータ送量器箱、圧力伝送器、圧力伝送器 地下 (a) 流量計室内 用配管弁類、超音波流量変換器、超音波流量検 出器<mark>(端)、電源箱^{注2}</mark> 地上又はポール上 電源盤^{注1} 2 量型 流量計室内 圧力取出し、超音波流量検出器(端)

(注1) 停電補償形の場合、構成機器に加える。

ハンドホール内

(注2) 停電補償形でない場合、構成機器に加える。

4.10.3 機器及び材料

(b)

(1) 共通事項

ア 地上に設置する引込みポール、テレメータ盤等の塗装色は、ダークブラウン(マンセル値 5YR2/1)を原則とするが、道路管理者、公園管理者等と協議の上、設置環境との調和を十分に 考慮し決定する。

テレメータ送量器箱、圧力伝送器、圧力伝送器

用配管弁類、超音波流量変換器、<mark>電源箱等</mark>

イ 屋外盤には、下地処理又は表面処理により張紙防止加工を施すとともに「貼紙禁止」等の表

(2) 引込ポール

「第9節 立坑設備 4.9.3 機器及び材料 (2) 引込ポール」による。

(3) テレメータ盤

テレメータ盤は、「第2節 配電盤 4.2.4 低圧配電盤」及び次のとおりとする。 ア 形 式

(ア) 地上 I 方式

屋外自立閉鎖形(前後面扉)、屋外自立閉鎖ポール一体形(前面扉)

(イ) 地上Ⅱ方式

屋外自立閉鎖形(前後面扉)、屋外自立閉鎖ポール一体形(前面扉)、屋外閉鎖ポール掛形(前面扉)

イ 材 質

鋼製

停電補償形を標準とし、機器 構成の記載を修正

備考

現場実態に合わせ、文言の削 除

改定	現行	備考
	<u></u> ウ 構 造	
(ア) IP33 以上	(ア) IP33 以上	
(イ) 扉は鍵付きとし、鍵は当局が指定するものを使用する。	(イ) 扉は鍵付きとし、鍵は当局が指定するものを使用する。	
(ウ) 遮熱板	(ウ) 遮熱板	
主に屋外閉鎖ポール掛形で使用する。(必要な場合は、特記による。)	主に屋外閉鎖ポール掛形で使用する。(必要な場合は、特記による。)	
(工) 参考寸法 ^{注1}	(工) 参考寸法 ^{注1}	
a 地上I方式1量型	a 地上I方式1量型	
(a) 屋外自立閉鎖形(前後面扉) 約 W 500×H 2100×D 500 mm	(a)屋外自立閉鎖形(前後面扉) 約W 500×H 2100×D 500 mm	
(<mark>蓄電池を盤内に設置しない場合</mark> … 約 W 500×H 1600×D 500 mm)	(<mark>停電補償形でない場合</mark> … 約 W 500×H 1600×D 500 mm)	停電補償形を標準とした詞
(b) 屋外自立閉鎖ポール一体形(前面扉) 約 W 350×H 3000×D 350 mm ^{注2}	(b) 屋外自立閉鎖ポール一体形(前面扉) 約W 350×H 3000×D 350 mm ^{注2}	載の変更
b 地上 I 方式 2 量型	b 地上 I 方式 2 量型	
(a) 屋外自立閉鎖形(前後面扉) 約 W 600×H 2100×D 600 mm	(a)屋外自立閉鎖形(前後面扉)約W600×H2100×D600mm	
(<mark>蓄電池を盤内に設置しない場合</mark> … 約 W 500×H 1600×D 500 mm)	(<mark>停電補償形でない場合</mark> ··· 約 W 600×H 1600×D 600 mm)	停電補償形を標準とした記
(b) 屋外自立閉鎖ポール一体形(前面扉) 約 W 350×H 3500×D 350 mm ^{注2}	(b) 屋外自立閉鎖ポール一体形(前面扉) 約 W 350×H 3500×D 350 mm ^{注2}	載の変更
c 地上Ⅱ方式1量型	c 地上Ⅱ方式1量型	
(a) 屋外自立閉鎖形(前後面扉) 約 W 500×H 2100×D 500 mm	(a)屋外自立閉鎖形(前後面扉)約W500×H2100×D500mm	
(b) 屋外自立閉鎖ポール一体形(前面扉) 約 W 350×H 1200×D 350 mm ^{注2}	(b) 屋外自立閉鎖ポール一体形(前面扉) 約 W 350×H 1200×D 350 mm ^{注2}	
(c) 屋外閉鎖ポール掛形(前面扉) 約 W 400×H 1200×D 300 mm	(c) 屋外閉鎖ポール掛形(前面扉) 約W 400×H 1200×D 300 mm	
d 地上Ⅱ方式2量型	d 地上Ⅱ方式 2 量型	
(a) 屋外自立閉鎖形(前後面扉) 約 W 600×H 2100×D 600 mm	(a) 屋外自立閉鎖形(前後面扉) 約W 600×H 2100×D 600 mm	
(b)屋外自立閉鎖ポール一体形(前面扉) 約 W 350×H 1200×D 350 mm ^{注2}	(b) 屋外自立閉鎖ポール一体形(前面扉) 約 W 350×H 1200×D 350 mm ^{注2}	
(c) 屋外閉鎖ポール掛形(前面扉) 約 W 400×H 1200×D 350 mm	(c) 屋外閉鎖ポール掛形(前面扉) 約W 400×H 1200×D 350 mm	
注1 原則、停電補償形とする。	注1 原則、停電補償形とする。	
注2 機器収納部の寸法とする。ポール部を含めた高さ(H)は、約 6000 mmである。	注2 機器収納部の寸法とする。ポール部を含めた高さ(H)は、約6000 mmである。	
工 盤内収納機器	工 盤内収納機器	
(ア) テレメータ送量器	(ア) テレメータ送量器	
(イ) 圧力伝送器 注 地上 I 方式のみ	(イ) 圧力伝送器 注 地上 I 方式のみ	
(ウ) 圧力伝送器用配管弁類 注 地上 I 方式のみ	(ウ) 圧力伝送器用配管弁類 注 地上 I 方式のみ	
(エ) 超音波流量計変換器 注 地上 I 方式の 2 量型のみ	(エ) 超音波流量計変換器 注 地上I方式の2量型のみ	
(地上Ⅱ方式の2量型で必要な場合は、特記による。)	(地上Ⅱ方式の2量型で必要な場合は、特記による。)	
(才) 配線用遮断器	(才) 配線用遮断器	
(カ) 電源制御装置	(カ)電源制御装置	停電補償形を標準とした言
(キ) 蓄電池 (盤内に設置しない場合は、特記による。)	(キ) 蓄電池 <u>注 停電補償形のみ</u>	載の変更
(ク) 保安器 注 伝送路が有線の場合	(ク) 保安器 注 伝送路が有線の場合	
(ケ) 取引用計器窓(網入りガラス形。取引用計器の取付台を含む。)	(ケ) 取引用計器窓(網入りガラス形。取引用計器の取付台を含む。)	
(必要な場合は、特記による。)	(必要な場合は、特記による。)	
(コ) 端子台等	(コ)端子台等	
(サ) ディストリビュータ	(サ) ディストリビュータ	
(シ) メンテナンススイッチ	(シ) メンテナンススイッチ	
(ス)スペースヒータ (温度調節器付き、50W 程度)	(ス)スペースヒータ(温度調節器付き、50W程度)	
(屋外閉鎖ポール掛形で必要な場合は、特記による。)	(屋外閉鎖ポール掛形で必要な場合は、特記による。)	
(セ)盤内照明 <mark>用</mark> LED 灯(蛍光灯 20W <mark>形</mark> 程度)	(セ)盤内照明(LED灯 <mark>20W 相当又は</mark> 蛍光灯20W 程度)	明るさの表記に変更
(屋外閉鎖ポール掛形で必要な場合は、特記による。)	(屋外閉鎖ポール掛形で必要な場合は、特記による。)	
(ソ) 換気ファン ^注 (屋外閉鎖ポール掛形で必要な場合は、特記による。)	(ソ) 換気ファン ^注 (屋外閉鎖ポール掛形で必要な場合は、特記による。)	
注盤の上部に取り付ける。	注盤の上部に取り付ける。	
運転停止は、温度センサによる自動制御方式とする。	運転停止は、温度センサによる自動制御方式とする。	
また、吸気用通気孔には、防じんフィルタを設ける。	また、吸気用通気孔には、防じんフィルタを設ける。	
オ その他機器	オーその他機器	
アンテナ(見したモニル学~の即母炎オサニボな今サヘ) 注 仁学収が無烟の担合	アンテナ(引込ポール等への取付資材一式を含む。) 注 伝送路が無線の場合	
アンテナ(引込ポール等への取付資材一式を含む。) 注 伝送路が無線の場合		
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(4) テレメータ送量器 テレメータ送量器の機種は、 <mark>次の2種類のいずれか</mark> とする。 <mark>機種選定は、特記による。</mark>	CDT 送量器の市場性がないた

第4章 電気設備工事(令和6年4月改定) 改定 現行 備考 計測入力 2項目、DC4mA~20mA 監視入力 12 点以上、片側共通の無電圧 a 接点入力 入力電圧 AC100±10% 第一種電気通信事業者専用 線式 1 回線 3.4kHz 変調方式 周波数偏移変 (才) 偏移周波数 ±100H (カ) 伝送速度 200bit 支転<mark>2連送照合とパリティ検定との組合せ</mark> 符号形式 WRZ 等長符号 特記による <u>0°C~40°C(精度保証)</u> 使用定格 連続 羽田デジタル形送量 (ア) 入力仕様 ア 入力仕様 接続する計測機器に合わせて選択する。 接続する計測機器に合わせて選択する。 (ア) 計測入力 2 項目、DC4mA から 20mA まで又は 1V から 5V までのアナログ入力 a 計測入力 2 項目、DC4mA から 20mA まで又は 1V から 5V までのアナログ入力 項番の修正 <mark>(イ)</mark>監視入力 12 点(積算パルスを含む。)程度、片側共通の無電圧 a 接点入力 監視入力 12 点 (積算パルスを含む。) 程度、片側共通の無電圧 a 接点入力 (ウ) RS232C インターフェース RS232C インターフェース イ 伝送路 (イ) 伝送路 第一種電気通信事業者による伝送路(有線又は無線)を、親局の受信方法に合わせて選択 第一種電気通信事業者による伝送路(有線又は無線)を、親局の受信方法に合わせて選択 する(「表 4.10.2 方式ごとの伝送路」参照)。(選択は、特記による。) する(「表 4.10.2 方式ごとの伝送路」参照)。(選択は、特記による。) 表 4.10.2 方式ごとの伝送路 表 4.10.2 方式ごとの伝送路 方 式 伝送路 方 式 伝送路 デジタル専用線(64kbps、128kbps 等) デジタル専用線(64kbps、128kbps等) 有線伝送路 デジタル加入回線 有線伝送路 デジタル加入回線 その他(必要な場合は特記による。) その他(必要な場合は特記による。) 無線パケット通信網 無線パケット通信網 無線伝送路 無線伝送路 その他(必要な場合は特記による。) その他(必要な場合は特記による。) ウ 通信プロトコル (ウ) 通信プロトコル 汎用デジタル通信プロトコルを親局の受信方法に合わせて選択する。 汎用デジタル通信プロトコルを親局の受信方法に合わせて選択する。 <mark>(ア)</mark>TCP/IP(伝送仕様等詳細については、添付資料4を参照のこと。) a TCP/IP (伝送仕様等詳細については、添付資料4を参照のこと。) (イ) その他(必要な場合は、特記による。) b その他(必要な場合は、特記による。) (エ) 通信制御等機能 工 通信制御等機能 (ア) 時刻修正 時刻修正 (イ) 自己診断及び通知機能 自己診断及び通知機能

で 商用電源停電検出、蓄電池電圧低下検出及び通知機能(計測機器に付加する場合を除

<mark>(ウ)</mark>商用電源停電検出、蓄電池電圧低下検出及び通知機能(計測機器に付加する場合を除く。)

	第4章 電気設備工事(令和6年4月改定)		
改定	現行	備 考	
(エ) 再ダイヤルアップ機能	d 再ダイヤルアップ機能		
(オ) その他(必要な場合は、特記による。)	e その他(必要な場合は、特記による。)		
オーデータ処理機能	<mark>(</mark> オ <mark>)</mark> データ処理機能		
(ア) アナログ入力の変換	a アナログ入力の変換		
(イ) パルス入力のカウント及び積算は特記による。	b パルス入力のカウント及び積算は特記による。		
力 使用条件	(力 <mark>)</mark> 使用条件		
(ア) 温度 0℃~50℃ (動作補償)、0~50℃ (精度補償)	a 温度 0℃~50℃(動作補償)、0~50℃(精度補償)		
(イ) 湿度 20%~90% (結露しないこと。) (本) 香港 Policy (OV 16V) (No. 16V)	b 湿度 20%~90% (結露しないこと。)		
(ウ) 電源 DC12V(9V~16V)、5W 以内 (ルータ等外付機器を除く。)	c 電源 DC12V (9V~16V)、5W 以内 (ルータ等外付機器を除く。)		
(エ)外付電源入力 AC100V±10%通信接続機器、信号入力機器、外部電源装置等の附属機器が設置される場合は、附属機器	Mean of the control of the contr		
世信接続機器、信方八刀機器、外部电源表直寺の附属機器が設直される場合は、附属機器 の使用条件等も上記条件に準ずる。	世間接続機器、信方八刀機器、外部电源装直寺の附属機器が設直される場合は、附属機器の使用条件等も上記条件に準ずる。		
の使用来件等も工能来件に乗りる。 (5) ディストリビュータ			
(3) ディストリヒュータ ア 入力電圧 AC100V±10%	(5) ディストリヒュータ ア 入力電圧 AC100V±10%		
イ 供給電圧 圧力伝送器等入力電源仕様に準ずる。	イ		
- 1 供称電圧 圧力体込む等入力電源体操に乗する。 - ウ 出力信号 DC4mA~20mA	1		
エー故障出力	エ 故障出力	故障出力方法の記載を削除	
(6) 圧力伝送器	(6) 圧力伝送器	大学田/リ/バムマに載で13個	
主要構成は、「第8節 工業計器 4.8.4 圧力、差圧伝送器」によるほか、次のとおりとする。	・ ・		
ア 保護等級	ア 保護等級		
IP67以上	IP67以上		
イ電源	イ・電・源		
メーカー標準とする。ただし、ディストリビュータ供給電圧と整合性がとれるものとする。	メーカー標準とする。ただし、ディストリビュータ供給電圧と整合性がとれるものとする。		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	故障出力に関する記載の削	
	バーンアウト機能	除	
(7) 圧力伝送器用配管弁類	(7) 圧力伝送器用配管弁類		
圧力伝送器の保守用配管弁類は、圧力試験用弁、圧力計、手動弁、自動空気抜弁等で構成する。	圧力伝送器の保守用配管弁類は、圧力試験用弁、圧力計、手動弁、自動空気抜弁等で構成する。		
配管弁類を配置したベース板は、テレメータ盤内等に設置する。	配管弁類を配置したベース板は、テレメータ盤内等に設置する。		
(8) 超音波流量計	(8) 超音波流量計		
「第8節 工業計器 4.8.3 超音波流量計」による。	「第8節 工業計器 4.8.3 超音波流量計」による。		
(9) テレメータ送量器箱 (地下式) ※思思 ジロ (地) で	(9) テレメータ送量器箱 (地下式) ※ B. W. S. L. W. C. M. C.		
送量器が収納可能なものとする。 ア 保護等級	送量器が収納可能なものとする。		
・	ア 保護等級 IP67 以上		
イ材質	イ材質		
アルミ製又はステンレス製	アルミ製又はステンレス製		
- ウ 収納機器	ウー収納機器		
(ア) テレメータ送量器	(ア)テレメータ送量器		
(イ) ディストリビュータ	(イ) ディストリビュータ		
(ウ) メンテナンススイッチ	(†) メンテナンススイッチ		
(10) 電源箱 (地下式)	(10) 電源箱 (地下式)		
アー保護等級	アー保護等級		
IP67以上	IP67以上		
イ 材 質	イが質		
アルミ製又はステンレス製	アルミ製又はステンレス製		
ウ 寸 法	ウ 寸 法		
各社標準	各社標準		
工 収納機器	エー収納機器		
(ア) 配線用遮断器 (ELCB×1、MCCB×3)	(ア) 配線用遮断器 (ELCB×1、MCCB×3)		
(イ)保安器 注 伝送路が有線の場合	(イ)保安器 注 伝送路が有線の場合		
(ウ) 端子台等	(ウ)端子台等		

第4章 電気設備工事(令和6年4月改定)			
改定	現行	備考	
オ その他機器	オ その他機器		
アンテナ(引込ポール等への取付資材一式を含む。) 注 伝送路が無線の場合	アンテナ(引込ポール等への取付資材一式を含む。) 注 伝送路が無線の場合		
(11) 電源盤	(11) 電源盤		
電源盤は、「第2節 配電盤 4.2.4 低圧配電盤」及び次のとおりとする。	電源盤は、「第2節 配電盤 4.2.4 低圧配電盤」及び次のとおりとする。		
ア形式	ア形式		
屋外閉鎖ポール掛形(前面扉)、屋外自立閉鎖形(前後面扉) イ 材 質	屋外閉鎖ポール掛形(前面扉)、屋外自立閉鎖形(前後面扉) イ 材 質		
max			
グ 情	(ア) IP33 以上		
(イ) 扉は鍵付きとし、鍵は当局が指定するものを使用する。	(イ) 扉は鍵付きとし、鍵は当局が指定するものを使用する。		
(ウ)遮熱板	(ウ) 遮熱板		
主に屋外閉鎖ポール掛形で使用する。(必要な場合は、特記による。)	主に屋外閉鎖ポール掛形で使用する。(必要な場合は、特記による。)		
(工) 参考寸法	(工) 参考寸法		
a 屋外自立閉鎖形(前後面扉) 約 W 400×H 1200×D 350 mm	a 屋外自立閉鎖形(前後面扉) 約 W 400×H 1200×D 350 mm		
b 屋外閉鎖ポール掛形(前面扉) 約 W 400×H 1200×D 350 mm	b 屋外閉鎖ポール掛形 (前面扉) 約 W 400×H 1200×D 350 mm		
工 盤内収納機器	工 盤内収納機器		
(ア) 配線用遮断器	(ア) 配線用遮断器		
(イ) 電源制御装置	(イ) 電源制御装置		
(ウ)蓄電池 <mark>(盤内に設置しない場合は、特記による。)</mark>	(ウ) 蓄電池	原則、停電補償形とし、記載	
(エ) 保安器 注 伝送路が有線の場合	(エ) 保安器 注 伝送路が有線の場合	の変更	
(オ) 取引用計器窓(網入りガラス形。取引用計器の取付台を含む。)	(オ) 取引用計器窓(網入りガラス形。取引用計器の取付台を含む。)		
(必要な場合は、特記による。)	(必要な場合は、特記による。)		
(カ)端子台等	(力) 端子台等		
(キ)スペースヒータ(温度調節器付き、50W程度)	(キ)スペースヒータ(温度調節器付き、50W程度)		
(屋外閉鎖ポール掛形で必要な場合は、特記による。)	(屋外閉鎖ポール掛形で必要な場合は、特記による。)	四々との子等に本事	
(ク)盤内照明 <mark>用 LED 灯(蛍光灯 20W 形程度)</mark>	(ク)盤内照明 (LED 灯 20W 相当又は蛍光灯 20W 程度)	明るさの表記に変更	
(屋外閉鎖ポール掛形で必要な場合は、特記による。) (ケ)換気ファン ^注 (屋外閉鎖ポール掛形で必要な場合は、特記による。)	(屋外閉鎖ポール掛形で必要な場合は、特記による。) (ケ)換気ファン ^注 (屋外閉鎖ポール掛形で必要な場合は、特記による。)		
注盤の上部に取り付ける。	注盤の上部に取り付ける。		
運転停止は、温度センサによる自動制御方式とする。	運転停止は、温度センサによる自動制御方式とする。		
また、吸気用通気孔には、防じんフィルタを設ける。	また、吸気用通気孔には、防じんフィルタを設ける。		
オーその他機器	オーその他機器		
アンテナ(引込ポール等への取付資材一式を含む。) 注 伝送路が無線の場合	アンテナ(引込ポール等への取付資材一式を含む。) 注 伝送路が無線の場合		
(12) 取引用計量器箱	(12) 取引用計量器箱		
ア形式	ア形式		
屋外閉鎖ポール掛形(引込ポールへの取付け金具付き)	屋外閉鎖ポール掛形(引込ポールへの取付け金具付き)		
イが質	イ 材 質		
鋼板製	鋼板製		
ウー構・造	ウ構造		
(ア) IP33 以上	(ア) IP33以上		
(イ) 扉の鍵は、当局が指定するものを使用する。	(イ) 扉の鍵は、当局が指定するものを使用する。		
(ウ)検針用窓付きとする。	(ウ) 検針用窓付きとする。		
エー収納機器	エー収納機器		
電力供給会社から支給される取引用計器 (12) 素源制御状果	電力供給会社から支給される取引用計器 (12) 素源制御共衆		
(13) 電源制御装置	(13) 電源制御装置		
ア 入力 AC100V	ア 入力 AC100V		
AC100V イ 出力	AC100V イ 出力		
1 円刀 DC12V DC1	DC12V		
	- DC12V - ウ 機能		
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(ア)回復充電及び浮動充電機能		

第4章 電気設備工事(令和6年4月改定)				
改定	現行	備	考	
 (イ)過充電及び過放電防止機能 (14)蓄電池 ア 蓄電池種別 原則、高放電深度対応シール型鉛蓄電池 イ 使用条件 温度 0℃~50℃ ウ 容量 商用電源停電時にも、配水本管の圧力の計測及び伝送並びに、警報の伝送が 72 時間以上可能 	(イ)過充電及び過放電防止機能 (14)蓄電池 ア 蓄電池種別 高放電深度対応シール型鉛蓄電池 イ 使用条件 温度 0℃~50℃ ウ 容量 商用電源停電時にも、配水本管の圧力の計測及び伝送を行えるとともに、警報の伝送を行え	文言の追加 文言の変更		
な容量とする。ただし、配水本管の流量の計測、換気ファン及びスペースヒータ等は停電補償の対象外とする。 (15) 排水ポンプ 特記により排水ポンプを設置する場合には、「第3章 第2節 ポンプ 3.2.8 雑排水用水中モーターポンプ」による。 (16) 浸水警報器 ア 形式 フロート (フリクト) 式レベルスイッチ イ 浸水警報器用取付支持材 ステンレス製 (17) ハンドホール	るよう、配水本管テレメータ設備の一部を、72 時間以上連続運転可能な容量とする。ただし、換気ファン及びスペースヒータは、商用電源停電時に自動停止する。また、配水本管の流量の計測は、停電補償の対象外とする。 (15) 排水ポンプ 特記により排水ポンプを設置する場合には、「第3章 第2節 ポンプ 3.2.8 雑排水用水中モーターポンプ」による。 (16) 浸水警報器 ア 形式 フロート (フリクト) 式レベルスイッチ イ 浸水警報器用取付支持材 ステンレス製 (17) ハンドホール			
「第9節 立坑設備 4.9.3 機器及び材料 (3) ハンドホール」による。 4. 10. 4 施工 (1) 機器の設置 ア 機器等の設置は、地上方式、地下方式等その形式に適した方法で施工する。 イ ハンドホール内に設置する機器は、伸縮式のラック等を使用し、保守時は機器を地上部へ引き上げて点検できるように施工する。 ウ 排水ポンプを設置する場合は、排水槽内の堆積物を吸い込まないようにコンクリートブロックの上に据え付ける等、排水槽底板から吸込口が若干上になるように設置する。 エ 排水ポンプの銘板は、ポンプ盤面等の確認しやすいところに取り付ける。 (2) 配線工事 配線工事は、「第12 節 配線」及び「第9 節 立坑設備 4.9.4(2)配線工事」 (ただし、接地線は機器ごとに配線を行う。) によるほか、次のとおりとする。 ア 地中配線の施工は、原則としてハンドホールを設置するものとする。ただし、施工上ハンドホールが設置できない場合は、特記による。 イ ハンドホール内の配線は、保守時の機器移動を考慮し、余裕長を十分に確保する。 (3) 配管工事 ア 配水本管の圧力を測定するため、圧力伝送器用導圧配管の取付けを行う。 イ 導圧管用配管及び弁類は、ステンレス製とする。また、口径は20mm (sch40) とする。 ウ 仕切弁は、導圧配管の配水本管吐出部に1個、圧力計手前に保守点検用として1個設ける。エ 圧力計の零点位置は、取り出す配水本管の管芯となるように補正する。	「第9節 立坑設備 4.9.3 機器及び材料 (3) ハンドホール」による。 4. 10. 4 施工 (1) 機器の設置 ア 機器等の設置は、地上方式、地下方式等その形式に適した方法で施工する。 イ ハンドホール内に設置する機器は、伸縮式のラックを使用し、保守時は機器を地上部へ引き上げて点検できるように施工する。 ウ 排水ポンプを設置する場合は、排水槽内の堆積物を吸い込まないようにコンクリートブロックの上に据え付ける等、排水槽底板から吸込口が若干上になるように設置する。 エ 排水ポンプの銘板は、ポンプ盤面等の確認しやすいところに取り付ける。 (2) 配線工事 配線工事は、「第12節 配線」及び「第9節 立坑設備 4.9.4(2)配線工事」によるほか、次のとおりとする。 ア 地中配線の施工は、原則としてハンドホールを設置するものとする。ただし、施工上ハンドホールが設置できない場合は、特記による。 イ ハンドホール内の配線は、保守時の機器移動を考慮し、余裕長を十分に確保する。 (3) 配管工事 ア 配水本管の圧力を測定するため、圧力伝送器用導圧配管の取付けを行う。 イ 導圧管用配管及び弁類は、ステンレス製とする。また、口径は20mm (sch40)とする。 また、口径は20mm (sch40)とする。 す 仕切弁は、導圧配管の配水本管吐出部に1個、圧力計手前に保守点検用として1個設ける。エ 圧力計の零点位置は、取り出す配水本管の管芯となるように補正する。		工事と異なる	
オ 排水ポンプを設置する場合の配管・弁類は、「第9節 立坑設備 4.9.4 施工(3)配管工事」による。	オ 排水ポンプを設置する場合の配管・弁類は、「第9節 立坑設備 4.9.4 施工 (3) 配管工事」による。			

第4章 電気設備工事(令和6年4月改定) 改定 現行 備考 添付資料4 配水本管テレメータにおける補足事項 添付資料4 配水本管テレメータにおける補足事項 1 通信プロトコルが TCP/IP の場合の伝送仕様例 1 通信プロトコルが TCP/IP の場合の伝送仕様例 (1) 概要 (1) 概要 水運用システム(「第6節 監視制御設備 4.6.2(6)通信装置」参照)における配水本管用 IP デ 水運用システム (「第6節 監視制御設備 4.6.2(6)通信装置」参照) における配水本管用 IP デ ータ子局(テレメータ)と配水本管用 IP 通信装置間(親局 2 系統)について記述する。 ータ子局(テレメータ)と配水本管用 IP 通信装置間(親局 2 系統)について記述する。 (2) 伝送仕様 (2) 伝送仕様 ア TCP/IP プロトコルを使用する。 ア TCP/IP プロトコルを使用する。 イ IP テレメータ子局をクライアント、親局をサーバとする(公衆回線 WAN 仕様)。 イ IP テレメータ子局をクライアント、親局をサーバとする(公衆回線 WAN 仕様)。 ウ 公衆無線網(パケット通信) ウ 公衆無線網(パケット通信) 工 無線部伝送速度 9600bps 以上 工 無線部伝送速度 9600bps 以上 オ WAN部伝送速度 64kbps 以上 (デジタル専用 WAN 仕様) オ WAN部伝送速度 64kbps 以上 (デジタル専用 WAN 仕様) (3) デジタル専用線 (3) デジタル専用線 WAN 部伝送速度 64kbps 以上 WAN 部伝送速度 64kbps 以上 2 IP データ子局-IP 通信装置間の電文形式 2 IP データ子局-IP 通信装置間の電文形式 一般形式 一般形式 水運用システムの電文仕様 ヘッダ部8バイト テ゛ータ部 (MAX<mark>1016</mark> バイト) 小卵部8m十 テ゛ータ部 (MAX<mark>219</mark> バイト) と整合を図った ON/OFF ON/OFF 可変部 可変部 スタートコート゛ 伝送バイト スタートコート゛ 伝送バイト 親局番号 親局番号 回線種別 認識コード MSG-ID 回線種別 認識コード MSG-ID (MAX<mark>1014</mark> バイト) (MAX217 バイト) 又は予備 又は予備 S S C(2)S В В S S В В S C(2)(1) スタートコード 固定 (1) スタートコード 固定 (2) 伝送バイト数 スタートコード部から電文末尾までの総バイト数をセットする。 (2) 伝送バイト数 スタートコード部から電文末尾までの総バイト数をセットする。 (3)親局番号 親局の系統番号 (3) 親局番号 親局の系統番号

- (4) 回線種別 親局-子局間の回線種別、子局が送信時に設定する。
- (5) ON/OFF 識別コード 周期データ時などにセットする。
- (6) MSG-ID 電文の種類を表す。
- (7) 可変部 電文ごとに異なる。

注ヘッダ部の形式は、参考であり、親局に形式に従う。

3 周期観測データメッセージ

親局 1 系、2 系の周期観測データメッセージは、同一タイミングのときは同じ計測データ値、同じ 0N/0FF データを送信する。

計測値範囲は、直線性をもって工学値スケールへ変換した値を親局に伝送する。

4 TCP/IP における注意点

TCP/IPでは、回線種別の特性上、パケットが回線に送信されるとき、1パケットが複数に分割されたり、複数のパケットが1パケットに合成されたりすることがあり、受信側でパケットを組み立て直す際に組み立てサイズとしてヘッダ部の伝送バイトを使用する。このため、TCP/IPを用いてデータを伝送する場合は、パケットの組立てに注意する。

- (4) 回線種別 親局-子局間の回線種別、子局が送信時に設定する。
- (5) ON/OFF 識別コード 周期データ時などにセットする。
- (6) MSG-ID 電文の種類を表す。
- (7) 可変部 電文ごとに異なる。

注 ヘッダ部の形式は、参考であり、親局に形式に従う。

3 周期観測データメッセージ

親局1系、2系の周期観測データメッセージは、同一タイミングのときは同じ計測データ値、同じ 0N/0FF データを送信する。

計測値範囲は、直線性をもって工学値スケールへ変換した値を親局に伝送する。

4 TCP/IP における注意点

TCP/IPでは、回線種別の特性上、パケットが回線に送信されるとき、1パケットが複数に分割されたり、複数のパケットが1パケットに合成されたりすることがあり、受信側でパケットを組み立て直す際に組み立てサイズとしてヘッダ部の伝送バイトを使用する。このため、TCP/IPを用いてデータを伝送する場合は、パケットの組立てに注意する。

第 4 草 	过 電気設備工事(令和6年4月改定) □	
改定	現行	備考
第11節 自動水質計器設備	第11節 自動水質計器設備	
4. 11. 1 設置方式及び計測対象 から 4. 11. 2 機器構成 まで (現行のとおり)	4. 11. 1 設置方式及び計測対象 から 4. 11. 2 機器構成 まで (略)	
4. 11. 3 機器及び材料	4. 11. 3 機器及び材料	
(1) 共通事項 屋外に設置する引込ポール、屋外盤、取引用計量器箱の塗装色は、各社標準を原則とするが、	(1) 共通事項 屋外に設置する引込ポール、屋外盤、取引用計量器箱の塗装色は、各社標準を原則とするが、	
設置環境との調和を十分に考慮し、監督員と協議の上決定する。	設置環境との調和を十分に考慮し、監督員と協議の上決定する。	
(2)引込ポール 「4.9.3 機器及び材料(2)引込ポール」による。	(2) 引込ポール 「4.9.3 機器及び材料(2) 引込ポール」による。	
(3) 屋外盤 屋外盤は、「第2節 配電盤 4.2.4 低圧配電盤」及び次のとおりとする。	(3) 屋外盤 屋外盤は、「第2節 配電盤 4.2.4 低圧配電盤」及び次のとおりとする。	
産が盛は、「男と即一郎电盛 4.2.4 似圧配电盛」及い次のとねりとする。 ア 形式	産外盤は、「男 2 即 配 电盤 4.2.4 似圧配 电盤」及い例のとおりとする。 ア 形式	
屋外自立閉鎖形(前面扉) イ 材質	屋外自立閉鎖形(前面扉) イ 材質	
鋼板製	鋼板製	
ウ 構造 (ア)IP23 以上	ウ 構造 (ア) IP23 以上	
(イ) 扉は鍵付きとし、鍵は当局が指定するものを使用する。	(イ) 扉は鍵付きとし、鍵は当局が指定するものを使用する。	
エ 盤内収納機器 (ア)自動水質計器	エー盤内収納機器 (ア)自動水質計器	
(イ) 信号伝送装置	(イ) 信号伝送装置	
(ウ)電源制御装置(給水栓自動水質計器のみ) (エ)蓄電池(給水栓自動水質計器のみ)	(ウ)電源制御装置(給水栓自動水質計器のみ) (エ)蓄電池(給水栓自動水質計器のみ)	
(才) 配線用遮断器	(才) 配線用遮断器	
(カ) ドアスイッチ (キ) 熱交換器	(カ) ドアスイッチ(キ) 熱交換器	
(ク) 除湿装置	(ク) 除湿装置	
(ケ)スペースヒータ(温度調節機能付き、200W 程度) (コ)盤内照明 <mark>用 LED 灯</mark> (蛍光灯 10W 程度)	(ケ)スペースヒータ(温度調節機能付き、200W程度) (コ)盤内照明(蛍光灯 10W程度)	
オーその他機器		無線での伝送を想定し、文言
アンテナ(引込みポール等への取付資材一式を含む) 注 伝送路が無線の場合 (4)自動水質計器	(4) 自動水質計器	の追加
主要構成は、「第8節 工業計器 4.8.18 自動水質計器」による。	主要構成は、「第8節 工業計器 4.8.18 自動水質計器」による。	
(5)信号伝送装置 信号伝送装置は、「第 10 節 配水本管テレメータ設備 4. 10. 3 機器及び材料(4)テレメー	(5) 信号伝送装置 信号伝送装置は、「第 10 節 配水本管テレメータ設備 4.10.3 機器及び材料(4) テレメー	
タ送量器」による。	タ送量器」による。	
(6)信号伝送装置箱 ア 形式	(6)信号伝送装置箱 ア 形式	
壁掛形(前面扉)	壁掛形(前面扉)	
イ 材質 鋼板製	イ 材質 鋼板製	
ウ 構造	ウ構造	
(ア)屋外に設置する場合は、IP44 以上とする。 (イ)扉の鍵は、当局が指定するものを使用する。	(ア)屋外に設置する場合は、IP44以上とする。 (イ)扉の鍵は、当局が指定するものを使用する。	
エー収納機器	工 収納機器	
第一種電気通信事業者の信号伝送装置 <mark>オーその他機器</mark>	第一種電気通信事業者の信号伝送装置	 無線での伝送を想定し、文言
アンテナ(引込みポール等への取付資材一式を含む) 注 伝送路が無線の場合	(7) 最近期知代學	の追加
(7)電源制御装置 ア 入力	(7)電源制御装置 ア 入力	
AC100V	AC100V	

第4章 電気設備工事(令和6年4月改定)			
改定	現行	備考	
イ 出力 AC100V	イ 出力		

第4章 電気設備工事(令和6年4月改定)

改定	現 行	備考
第 1 2 節 配線 4. 1 2. 1 電線・ケーブル類 から 4. 1 2. 4 電路材の布設 まで(現行のとおり)	第 1 2 節 配線 4. 1 2. 1 電線・ケーブル類 から 4. 1 2. 4 電路材の布設 まで(略)	
4. 12. 5 地中電線路	4. 12. 5 地中電線路	
4. 12. 5. 1 管路等の布設 から 4. 12. 5. 3 埋設表示 まで (現行のとおり)	4. 12. 5. 1 管路等の布設 から 4. 12. 5. 3 埋設表示 まで(略)	
 4. 12. 5. 4 掘削及び埋戻し (1)掘削した底盤は、十分に突き固めて平滑にする。 (2)埋戻しのための土砂は、管路材などに損傷を与えるような小石、砕石などを含まず、かつ管周辺部の埋戻し土砂は、管路材などに腐食を生じさせないものを使用する。 (3)管周辺部の埋戻し土砂は隙間がないように十分に突き固める。 (4)複数の管路を接近させ、かつ、並行して施設する場合は、管相互間(特に管底側部)の埋戻し土砂は隙間のないように十分に突き固める。 (5)埋戻しの後処理として、掘削前の地表面の状態に回復する。 	 4. 12. 5. 4 掘削及び埋戻し (1)掘削した底盤は、十分に突き固めて平滑にする。 (2)埋戻しのための土砂は、管路材などに損傷を与えるような小石、砕石などを含まず、かつ管周辺部の埋戻し土砂は、管路材などに腐食を生じさせないものを使用する。 (3)管周辺部の埋戻し土砂は隙間がないように十分に突き固める。 (4)複数の管路を接近させ、かつ、並行して施設する場合は、管相互間(特に管底側部)の埋戻し土砂は隙間のないように十分に突き固める。 (5)埋み戻しの後処理として、掘削前の地表面の状態に回復する。 	文言の修正
第13節 接地工事(現行のとおり)	第13節 接地工事(略)	

附則(令和6年4月改定)

改定	現行	備考
改定	現行	備考
附則	附則	

改定 現行 備 考 附則— 1 施工計画書記載要領 附則— 1 施工計画書記載要領 施工計画書の記載に当たって 施工計画書の記載に当たって 施工計画書に記載に当たっては、工事の性質及び内容に応じて記載項目を追加又は削除した上で、 施工計画書に記載に当たっては、工事の性質及び内容に応じて記載項目を追加又は削除した上で、 原則として一括して提出する。ただし、分割して提出する場合は、監督員に変更又は追加した計画書 原則として一括して提出する。ただし、分割して提出する場合は、監督員に変更又は追加した計画書 と履歴を提出する。 と履歴を提出する。 また、軽易な補修工事等は、監督員の承諾を得た上で施工計画書の内容を一部省略することができ また、軽易な補修工事等は、監督員の承諾を得た上で施工計画書の内容を一部省略することができ る。ただし、この場合であっても、1工事概要、2(1)現場組織管理、2(4)工程計画、4安全 る。ただし、この場合であっても、1工事概要、2(1)現場組織管理、2(4)工程計画、4安全 衛生管理計画及び5環境対策計画のうち建設副産物の処理に関する項目は、省略してはならない。 衛生管理計画及び5環境対策計画のうち建設副産物の処理に関する項目は、省略してはならない。 なお、工事完成図及びその他の計画書の作成要領については、水道工事用書類・様式の記載例集(東 なお、<mark>警戒宣言に伴う緊急時対策計画書</mark>、工事完成図、その他の計画書の作成要領については、水 文言の削除 京都水道局)を参照する。 道工事用書類・様式の記載例集(東京都水道局)を参照する。 1 工事概要 (現行のとおり) 1 工事概要 (略) 2 工事現場管理計画 2 工事現場管理計画 (1) 現場組織管理 (1) 現場組織管理 ア職務分担表 ア職務分担表 現場管理組織の責任と権限の範囲とを明確にし、現場代理人、主任技術者又は監理技術者、事 現場管理組織の責任と権限の範囲とを明確にし、現場代理人、主任技術者又は監理技術者、事 務担当者、安全衛生管理者、保安担当者、主要作業責任者等の職務内容、責任者、代行者、連絡 務担当者、安全衛生管理者、保安担当者、主要作業責任者等の職務内容、責任者、代行者、連絡 先等を記載する。 先等を記載する。 イ 現場管理組織図 イ 現場管理組織図 現場管理組織図を職務分担と連絡先とで表す。 現場管理組織図を職務分担と連絡先とで表す。 また、各作業内容ごとの下請負作業範囲及び下請負会社名について記載する。 また、各作業内容ごとの下請負作業範囲及び下請負会社名について記載する。 ウ 作業内容の確認と指示 ウ 作業内容の確認と指示 作業内容の確認と指示する方法について記載する。 作業内容の確認と指示する方法について記載する。 工 工事檢查体制 工 工事檢查体制 検査受検の組織図、準備及び段取りについて記載する。 検査受検の組織図、準備及び段取りについて記載する。 (2) 労務計画 (2) 労務計画 日雇労働者の雇用 日雇労働者の雇用 日雇労働者の雇用に努める方法ついて記載する。 日雇労働者の雇用に努める方法ついて記載する。 (3) 下請負計画 (3) 下請負計画 ア 工事の下請負 ア 工事の下請負 施工体制台帳の作成範囲を除き、実際に工事に従事している下請負者(オペレーター付きリー 各作業内容の下請負作業範囲、下請負会社名及び下請け条件の確認方法について記載する。 工事書類の簡素化に伴 ス下請負契約、業務委託契約等)について、次の内容を記載する。 い、「下請負届」が削減 (ア) 各作業内容の下請負作業範囲 されたため、記載が必要 (イ) 下請負会社名 な内容を追加 (ウ) 許可番号 (工) 代表者名 (才) 所在地 (力) 電話番号 (キ) 契約年月日 (ク) 現場責任者 イ 施工体制台帳等 イ 施工体制台帳等 下請負契約を締結した場合は、施工体制台帳の管理方法及び施工体系図の掲示方法について記 下請負契約を締結した場合は、施工体制台帳の管理方法及び施工体系図の掲示方法について記 載する。 載する。 (4) 工程計画 (4) 工程計画 ア 実施工程表 文言の統一 ア 工程表 イ 工程管理 イ 工程管理 施工過程における工程(月間及び週間の工程)管理方法及び報告方法について記載する。 施工過程における工程(月間及び週間の工程)管理方法及び報告方法について記載する。 ウ 作業予定 作業予定の事前報告方法及び作業要領書作成方法について記載する。 作業予定の事前報告方法及び作業要領書作成方法について記載する。

附則─1 施工計画書記載要領(令和6年4月改定)			
改定	現行	備考	
エ 関連工事等の記載事項	エ 関連工事等の記載事項		
調整内容について記載する。	調整内容について記載する。		
才事前調査	才 事前調査		
現地事前調査方法等について記載する。	現地事前調査方法等について記載する。		
(5) 停電、断水及び施設停止計画	(5) 停電、断水及び施設停止計画		
アー作業工程計画及び施工手順	ア作業工程計画及び施工手順		
イが、施工内容	イ施工内容		
ウール設備への影響範囲	ウ 他設備への影響範囲		
(6)工事記録写真撮影計画		 文言の追加	
附則-2「工事記録写真撮影要綱」に基づき、工事記録写真撮影計画書を添付する。		人口 v) 但 加	
3 施工技術計画	 3 施工技術計画		
(1) 仮設備計画	(1) 仮設備計画		
受注者事務所及び監督員事務所	受注者事務所及び監督員事務所		
配置図、間取り図、場所、敷地面積等を記載する。	配置図、間取り図、場所、敷地面積等を記載する。		
また、当局施設を使用する場合は、その場所を記載する。	また、当局施設を使用する場合は、その場所を記載する。		
ア機器・材料置場整備	ア機器・材料置場整備		
機器・材料(支給材料を含む。)、工事に伴い発生する廃棄物等の仮置場の整地、材料の保安及	機器・材料(支給材料を含む。)、工事に伴い発生する廃棄物等の仮置場の整地、材料の保安及		
び保管方法、材料置場の図面等について記載する。	び保管方法、材料置場の図面等について記載する。		
また、表示板と保護柵の設置方法について図面を用いて記載する。	また、表示板と保護柵の設置方法について図面を用いて記載する。		
イ 工事用電力照明設備	イ 工事用電力照明設備		
4 工事が電力照例設備 負荷容量、単線結線図、分電盤図及び管理方法について記載する。	日本		
また、当局施設の一部を使用する場合は、保護方法、責任分界点等を明確にする。電気工作物の保存業務大法について記載する。			
の保安業務方法について記載する。	の保安業務方法について記載する。		
ウエ事用給排水設備	ウエ事用給排水設備		
設備概要を明確に記載する。	設備概要を明確に記載する。		
工工事用消火設備	工工事用消火設備		
消火設備等の種類、設置場所等を明確に記載する。	消火設備等の種類、設置場所等を明確に記載する。		
オー足場設備、防護設備	オー足場設備、防護設備		
足場設備、防護設備等の規格、仕様、場所、仮設方法等を記載する。	足場設備、防護設備等の規格、仕様、場所、仮設方法等を記載する。		
カー支給材料・支給品管理	カ 支給材料・支給品管理		
受領後の保管方法、整理・整頓、数量管理等について記載する。	受領後の保管方法、整理・整頓、数量管理等について記載する。		
キの機械器具管理	キの機械器具管理		
必要数量の確保、品質の点検、定期点検・整備、校正等について記載する。	必要数量の確保、品質の点検、定期点検・整備、校正等について記載する。		
ク 仮設備管理体制と管理方法	ク 仮設備管理体制と管理方法		
(2)機械計画	(2)機械計画		
ア 施工機械の名称、仕様、形状、寸法、重量、台数及び適用作業名	ア 施工機械の名称、仕様、形状、寸法、重量、台数及び適用作業名		
イー使用重機の退避場所	イー使用重機の退避場所		
(3) 涉外管理計画、建設公害	(3) 渉外管理計画、建設公害		
アル元説明会	ア・地元説明会		
説明方法、時期、資料の作成、苦情の措置・整理・連絡体制等について記載する。	説明方法、時期、資料の作成、苦情の措置・整理・連絡体制等について記載する。		
イ 関係官公署・施設管理者	イ関係官公署・施設管理者		
各種申請書の作成、施工方法・内容の説明、立会い等について記載する。	各種申請書の作成、施工方法・内容の説明、立会い等について記載する。		
ウ建設公害	ウ建設公害		
騒音対策、振動対策、塵芥対策、工事用車両の交通対策等	騒音対策、振動対策、塵芥対策、工事用車両の交通対策等		
(4) 品質管理計画	(4) 品質管理計画		
アー品質目標	(4) m g f 遅 f m		
ノ			
イ 社内検査体制	イ 社内検査体制		
品質管理責任、権限を含む設計・製造・検査等の各部門における社内検査体制について記載す			
3.	3.		
ウ 仕様の明確化	ウ 仕様の明確化		
施工内容及び機器、材料等の仕様を明確にし、文書化する方法について記載する。	施工内容及び機器、材料等の仕様を明確にし、文書化する方法について記載する。		

附則-1 施工計画書記載要領(令和6年4月改定)			
改定	現 行	備考	
エ 社内検査方法 検査項目及び検査方法について記載する。 オ 監視測定、分析及び改善 カ 教育及び訓練 品質管理に必要な工事関係者への教育、訓練計画について記載する。 (5)搬出入計画 ア 搬出入・輸送計画 搬出入品名、場内外輸送・運搬経路、輸送会社名、搬出入方法及び労務者等の輸送方法について記載する。 イ 受入検査、保管及び管理体制 受入検査、保管及び管理体制 で入検査、保管及び管理体制(工程に基づいた数量確保、保管、品質の確認等)について記載する。	エ 社内検査方法 検査項目及び検査方法について記載する。 オ 監視測定、分析及び改善 カ 教育及び訓練 品質管理に必要な工事関係者への教育、訓練計画について記載する。 (5)搬出入計画 ア 搬出入・輸送計画 搬出入品名、場内外輸送・運搬経路、輸送会社名、搬出入方法及び労務者等の輸送方法について記載する。 イ 受入検査、保管及び管理体制 受入検査、保管及び管理体制 で入検査、保管及び管理体制(工程に基づいた数量確保、保管、品質の確認等)について記載する。		
 (6) 工場等での補修計画 当局の設備を受注者の工場等へ持ち出す場合、以下の内容を記載する。 ア 品名及び数量 イ 搬出年月日 ウ 返納予定日 		工事書類の簡素化に伴い、「預り書」が削減されたため、記載が必要な内容を追加	
(7) 据付け計画 ア 注意事項 施工準備、据付け及び撤去、他設備への影響、耐震対策その他施工に当たっての注意事項について記載する。 イ 据付手順 機器組立て、据付けの際の水平及び垂直、芯出し手順等について記載する。 ウ コンクリート打設 コンクリートの打設に当たり、強度などの条件を考慮した示方配合案、鉄筋、型枠の配置手順等について記載する。 (8) 試験及び試運転実施計画 業務日誌(点検内容を含む。)、各種データ、事故故障記録、分析結果表等の記録書類の提出方法について記載する。	(6) 据付け計画 ア 注意事項 施工準備、据付け及び撤去、他設備への影響、耐震対策その他施工に当たっての注意事項について記載する。 イ 据付手順 機器組立て、据付けの際の水平及び垂直、芯出し手順等について記載する。 ウ コンクリート打設 コンクリートの打設に当たり、強度などの条件を考慮した示方配合案、鉄筋、型枠の配置手順等について記載する。 (7) 試験及び試運転実施計画 業務日誌(点検内容を含む。)、各種データ、事故故障記録、分析結果表等の記録書類の提出方法について記載する。	項番の変更	
(1) 安全衛生管理計画 (1) 安全衛生方針 (2) 安全衛生目標 (3) 安全衛生管理 自主的な安全衛生活動を継続的に促進するため、労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針 (平成11年労働省告示第53号)を参考に、安全衛生管理の仕組みを確立する。 ア 安全衛生管理体制 労働災害の防止するため、労働安全衛生法に基づき、統括安全衛生責任者の選任等の労働災害 防止の体制について記載する。 イ 危険又は有害要因の除去又は低減 危険又は有害要因の除去又は低減 危険又は有害要因を除去又は低減するための実施事項について記載する。 ウ 標準仕様書及びその他の要求実施事項 (ア) 安全点検方法 作業器具、仮設足場等のチェックリストによる点検について記載する。 (イ) 統括安全衛生責任者 統括安全衛生責任者に指名された場合の労働災害の防止方法について記載する。 (ウ) 作業者への定期的な安全教育の実施方法 当該工事の内容に応じた次に掲げる安全教育、訓練等の具体的な方法について記載する。 a ビデオ等視覚資料による安全教育 b 当該工事内容等の周知徹底 c 当該工事現場で予想される災害対策訓練	(1) 安全衛生管理計画 (1) 安全衛生目標 (2) 安全衛生目標 (3) 安全衛生管理 自主的な安全衛生活動を継続的に促進するため、労働安全衛生マネジメントシステムに関する指 針 (平成11年労働省告示第53号)を参考に、安全衛生管理の仕組みを確立する。 ア 安全衛生管理体制 労働災害の防止するため、労働安全衛生法に基づき、統括安全衛生責任者の選任等の労働災害 防止の体制について記載する。 イ 危険又は有害要因の除去又は低減 危険又は有害要因を除去又は低減 危険又は有害要因を除去又は低減するための実施事項について記載する。 ウ 標準仕様書及びその他の要求実施事項 (ア) 安全点検方法 作業器具、仮設足場等のチェックリストによる点検について記載する。 (イ) 統括安全衛生責任者に指名された場合の労働災害の防止方法について記載する。 (ウ) 作業者への定期的な安全教育の実施方法 当該工事の内容に応じた次に掲げる安全教育、訓練等の具体的な方法について記載する。 a ビデオ等視覚資料による安全教育 b 当該工事内容等の周知徹底 c 当該工事現場で予想される災害対策訓練		

附則─ 1 施工計画書記載要領(令和6年4月改定)			
改定	現行	備 考	
d 当該工事現場で予想される事故対策	d 当該工事現場で予想される事故対策		
(エ) 安全衛生行動について監督員に報告する方法	(エ) 安全衛生行動について監督員に報告する方法		
(オ)危険物、毒物及び劇物の管理方法	(オ) 危険物、毒物及び劇物の管理方法		
化学物質安全データシート(MSDS)を添付し、管理方法について記載する。	化学物質安全データシート (MSDS) を添付し、管理方法について記載する。		
(カ) 標識等の設置方法	(カ) 標識等の設置方法		
a 労災保険関係の成立を表す標識	a 労災保険関係の成立を表す標識		
b 建設業の許可を受けたことを表す標識	b 建設業の許可を受けたことを表す標識		
c 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識	c 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識		
d 消防法等による標識設置方法	d 消防法等による標識設置方法		
e 安全表示及び警告ラベルの設置方法	e 安全表示及び警告ラベルの設置方法		
(キ)酸素欠乏症、有害ガス等に対する対策	(キ)酸素欠乏症、有害ガス等に対する対策		
作業環境測定記録方法について記載する。	作業環境測定記録方法について記載する。		
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
(ク) 爆発及び火災の防止	(ク) 爆発及び火災の防止		
爆発及び火災の防止方法について記載する。	爆発及び火災の防止方法について記載する。		
a 火気取扱責任者	a 火気取扱責任者		
b 火災予防上の有効な措置方法	b 火災予防上の有効な措置方法		
c 作業員への注意喚起と指導方法	c 作業員への注意喚起と指導方法		
d 爆発物、危険物等の保管方法	d 爆発物、危険物等の保管方法		
e 関係官公署の手続方法	e 関係官公署の手続方法		
(ケ) 毒性ガス等による中毒及び火傷事故防止対策	(ケ) 毒性ガス等による中毒及び火傷事故防止対策		
(コ)有機溶剤中毒の防止対策	(コ)有機溶剤中毒の防止対策		
(サ) 感電事故防止対策	(サ) 感電事故防止対策		
(シ)墜落及び転落防止対策	(シ) 墜落及び転落防止対策		
転落事故防止対策を施す場所及び作業内容を示し、その内容を図を用いて記載する。	転落事故防止対策を施す場所及び作業内容を示し、その内容を図を用いて記載する。		
作業床・安全柵、安全ネット等の設置、墜落制止用器具使用の義務付け、昇降用仮設階段の	作業床・安全柵、安全ネット等の設置、墜落制止用器具使用の義務付け、昇降用仮設階段の		
設置、はしごへの背かご、踊り場の設置等の対策措置等	設置、はしごへの背かご、踊り場の設置等の対策措置等		
(ス)工具等落下防止対策	(ス) 工具等落下防止対策		
a 安全保護具の装着方法	a 安全保護具の装着方法		
b 保安設備や危険防止設備の設置方法	b 保安設備や危険防止設備の設置方法		
c 工具等落下防止措置	c 工具等落下防止措置		
(セ) 安全用具使用の徹底	(セ) 安全用具使用の徹底		
(ソ)危険な作業場所、設備等に対する安全対策	(ソ) 危険な作業場所、設備等に対する安全対策		
防護柵等の設置について記載する。	防護柵等の設置について記載する。		
(タ) 照明保安灯の設置	(タ) 照明保安灯の設置		
(チ) 誘導員の配置	(チ) 誘導員の配置		
(ツ) 立ち入り禁止措置	(ツ) 立ち入り禁止措置		
(テ) 建設機械等による災害防止対策	(テ) 建設機械等による災害防止対策		
(ト) 歩道及び点検通路の確保	(ト) 歩道及び点検通路の確保		
標示板、保安柵、カラーコーン、照明及び通路幅の確保について記載する。	標示板、保安柵、カラーコーン、照明及び通路幅の確保について記載する。		
(ナ)第三者に対する安全対策	(ナ) 第三者に対する安全対策		
道路及び作業現場の清掃並びに工事用車両の交通安全対策について記載する。	道路及び作業現場の清掃並びに工事用車両の交通安全対策について記載する。		
(二) 交通安全管理	(二) 交通安全管理		
(ヌ) 保安施設設置要領	(ヌ) 保安施設設置要領		
作業現場、歩車道、道路幅員及び交差点別に記載する。	作業現場、歩車道、道路幅員及び交差点別に記載する。		
(ネ) 危険作業に対する安全衛生責任者の立会い	(ネ) 危険作業に対する安全衛生責任者の立会い		
(ノ) 安全管理対策会議及び安全パトロール	(ノ) 安全管理対策会議及び安全パトロール		
(ハ) 作業前ミーティングの徹底	(ハ) 作業前ミーティングの徹底		
当日の作業内容と安全注意事項の伝達、各作業工種ごとの危険予知活動、準備体操、体調確	当日の作業内容と安全注意事項の伝達、各作業工種ごとの危険予知活動、準備体操、体調確		
当日の作業的各と女主任息事項の位達、台作業工権ことの危険が知伯勤、平備体操、体調権 認等について記載する。	国口の作業的谷と女主任息事項の位達、台作業工権ことの危険了知伯勤、準備体操、体調権 認等について記載する。		
総等について記載する。 (ヒ)水道水への異物及び毒物の混入防止対策	総等について記載する。 (ヒ)水道水への異物及び毒物の混入防止対策		
(フ)作業間の連絡及び調整方法	(フ)作業間の連絡及び調整方法		
各作業現場間の作業前及び作業中の指示、連絡及び報告の方法について記載する。	各作業現場間の作業前及び作業中の指示、連絡及び報告の方法について記載する。 (4) 労働者 音見の際原及び に加せされ		
(4) 労働者意見の聴取及び反映方法	(4) 労働者意見の聴取及び反映方法		

附則-1 施工計画書記載要領(令和6年4月改定) 改定 現行 備考 (5) 緊急保安体制 (5) 緊急保安体制 ア 社内緊急連絡図 ア 社内緊急連絡図 イ 緊急連絡通報図 イ 緊急連絡通報図 社内緊急連絡図及び緊急連絡通報図をまとめて記載が可能とする。 社内緊急連絡図及び緊急連絡通報図をまとめて記載が可能とする。 (6) 緊急事態の対応 (6) 緊急事態の対応 (7) 文書管理 (7) 文書管理 (8) 日常的な点検、改善等 (8) 日常的な点検、改善等 (9) 記録 (9) 記録 記録の保管管理について記載する。 記録の保管管理について記載する。 (10) 地震警戒宣言に伴う緊急時対策計画 (10) 地震警戒宣言に伴う緊急時対策計画 アニ事箇所及び資機材 警戒宣言発令時対策と 信報連絡体制 工事箇所及び資機材、危険物の総点検の実施方法について記載する。 して記載する内容を列 敬武宫宣系会時対策 イ 公衆対策 k 道工事用書類・様式の記載例集「第1編 第5章 第1」 保安柵の強化、安全灯、発電機の準備、誘導員の配置等について記載する。 カー 危険物の処置 可燃物、爆発物の格納撤去等について記載する。 エ 開口部の応急対策及び仮設物の補強 開口部の閉鎖、段差の解消、埋戻し及び覆工、山留等仮設物の補強等について記載する。 オ 資機材の整理及び撤去 現場内の資機材の片付け及びやぐら、杭打機等について記載する。 地震発生後の被害状況の調査及び記録並びに被害状況の所管事務所への報告について記載す 5 環境対策計画 5 環境対策計画 (1) 当局の環境マネジメントシステムへの協力 (1) 当局の環境マネジメントシステムへの協力 協力する活動内容を記載する。 協力する活動内容を記載する。 (2) リサイクル計画書 (2) リサイクル計画書 ア 建設副産物の種類、リサイクル方法等 ア 建設副産物の種類、リサイクル方法等 建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理 建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理 量(現場外搬出量)、最終処分量(直接最終処分する場合に限る。)、処理期間保管方法、収集運搬 量(現場外搬出量)、最終処分量(直接最終処分する場合に限る。)、処理期間保管方法、収集運搬 方法、処分方法、発生土受入地、処分先、運搬経路等について記載する。 方法、処分方法、発生土受入地、処分先、運搬経路等について記載する。 イ 建設副産物の運搬業者及び処理業者 イ 建設副産物の運搬業者及び処理業者 運搬業者及び処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保 運搬業者及び処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保 管量、会社、施設所在地等について記載する。 管量、会社、施設所在地等について記載する。 ウ 現場での分別 ウ 現場での分別 工事現場等における建設副産物の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舎等における紙、生 工事現場等における建設副産物の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舎等における紙、生 ゴミ、カン、ビン類その他の一般廃棄物の分別の方法、また、機器・材料の梱包材、切れ端、金 ゴミ、カン、ビン類その他の一般廃棄物の分別の方法、また、機器・材料の梱包材、切れ端、金 属類等についての分別収集方法について記載する。 属類等についての分別収集方法について記載する。 工 解体工事計画 工 解体工事計画 建築物の解体工事の場合、解体業者名(建設業者名)、技術管理者氏名、分別解体等の手順、建 建築物の解体工事の場合、解体業者名(建設業者名)、技術管理者氏名、分別解体等の手順、建 設資材廃棄物の分別方法、発生する廃棄物の種類及び数量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法 設資材廃棄物の分別方法、発生する廃棄物の種類及び数量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法 などについて記載する。 などについて記載する。 (3) 関係法令等に基づく添付書類 (3) 関係法令等に基づく添付書類 ア 再生資源利用計画書 ア 再生資源利用計画書 建設資材(土砂、砕石及び加熱アスファルト混合物)を現場に搬入し利用する場合に作成する。 建設資材(土砂、砕石及び加熱アスファルト混合物)を現場に搬入し利用する場合に作成する。 建設副産物情報交換システム(COBRIS)の入力データの写しを添付する。 建設副産物情報交換システム (COBRIS) の入力データの写しを添付する。 イ 再生資源利用促進計画書 イ 再生資源利用促進計画書 建設廃棄物処理計画書を兼ねる。 建設廃棄物処理計画書を兼ねる。 建設副産物のうち、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生 建設副産物のうち、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生 木材、建設泥土、建設混合廃棄物等を搬出する場合に作成する。建設副産物情報交換システム(C 木材、建設泥土、建設混合廃棄物等を搬出する場合に作成する。建設副産物情報交換システム(C OBRIS) の入力データの写しを添付する。 OBRIS) の入力データの写しを添付する。

対象工事は次のとおりである。

対象工事は次のとおりである。

附則─ 1 施工計画書記載要領(令和 6 年 4 月改定)			
改定	現 行	備 考	
(ア) コンクリート塊、アスファルト塊、建設泥土、建設発生木材及び建設混合廃棄物を搬出する 工事	(ア) コンクリート塊、アスファルト塊、建設泥土、建設発生木材及び建設混合廃棄物を搬出する 工事		
(イ) 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベストその他の廃棄物を、1 品目当たり	(イ) 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベストその他の廃棄物を、1 品目当たり		
1 トン以上搬出する工事 ウ <mark>再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票(建設発生土を搬出する場合)</mark>	1 トン以上搬出する工事 ウ 搬入予定民間受入地届(民間受入地へ搬入する場合に限る。)	東京都建設リサイクル	
建設発生土を搬出する場合、再生資源利用促進計画の作成に先立ち、「再生資源利用促進計画の作	民間受入地(土質改良プラントを含む。)へ建設発生土を搬出する場合、「搬入予定民間受入地民」の写しを添けまる。	ガイドラインの改定に	
成に伴う確認結果票」(以下「確認結果票」という。)を作成する。	なお、受注者は、事前に当該民間受入地が適正な受入地であることを確認する。	伴う文言の削除、追加。	
エ 建設発生土搬出のお知らせ	エ 建設発生土搬出のお知らせ		
建設発生土を 100m ³ 以上搬出する工事の場合、「建設発生土搬出のお知らせ」を作成し、受入地 の所在する区市町村の「建設発生土搬出のお知らせ」受理窓口に提出し、提出後速やかにその写 しを施工計画書に添付する。	建設発生土を 100m ³ 以上搬出する工事の場合、 <mark>受入地の所在する区市町村に提出するため、「建</mark> 設発生土搬出のお知らせ」を 3 部作成し、1 部を区市町村の建設発生土担当窓口あてに郵送、FAX等で提供し、1 部を施工計画書に添付し、1 部を保管する。		
	オー建設発生土に係る許可証の写し		
	民間受入地の場合 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証の写しを添付する。		
	<mark>カー産業廃棄物に関わる許可書の写し</mark> 収 集運搬、処理業者の許可証の写しを添付する。		
	Control		
	クー運搬ルート図 Line American Line American		
	ケー使用するマニフェストの様式		
	コー告知書の写し、再生資源化報告書 特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施行に特定建設資材を使用する新		
	築 <mark>工事等で次のいずれかに該当する場合</mark> (ア) 建設物の解体工事で、床面積の会計が 80m²□/上		
	(イ) 建築物の新築・増築工事で、床面積の合計が 500m ² 以上		
	(ウ) 建築物の修繕・模様替等の工事で、請負額が1億円以上 (エ) 建築物以外の工作物の工事で、請負額が 500 万円以上		
(4) 東京都環境物品等調達方針に基づく報告書 ア 環境物品等使用予定チェックリスト(特別品目、特定調達品目及び調達推進品目)	(4) 東京都環境物品等調達方針に基づく報告書 ア 環境物品等使用予定チェックリスト(特別品目、特定調達品目及び調達推進品目)		
イ 環境物品等使用状況報告書	イ 環境物品等使用状況報告書		
(5)環境対策表示計画 環境に配慮した機器、材料、施工方法等について、シール又は説明書を表示する方法について記	(5)環境対策表示計画 環境に配慮した機器、材料、施工方法等について、シール又は説明書を表示する方法について記		
載する。	載する。		
(6) 自主的な環境保全活動計画 自主的な環境保全活動計画について記載する。	(6) 自主的な環境保全活動計画 自主的な環境保全活動計画について記載する。		
(7) アイドリングストップの実施計画 (8) ディーゼル自動車の排出ガス規制計画	(7) アイドリングストップの実施計画 (8) ディーゼル自動車の排出ガス規制計画	工事書類の簡素化に伴	
では、アイデビル自動車の排出が不規制計画ディーゼル自動車の車検証及び粒子状物質減少装置装着証明書の確認方法を記載する。	<mark>アー自動車車検証の写し</mark>	工事音類の簡素化に任 う文言の変更。	
(9)建設機械燃料の使用計画	<mark>イ 粒子状物質減少装置装着証明書の写し</mark> (9)建設機械燃料の使用計画		
JIS 規格に合った軽油の使用確認方法について記載する。	JIS 規格に合った軽油の使用確認方法について記載する。		
(10) 過積載の防止計画 過積載の防止方法について記載する。	(10) 過積載の防止計画 過積載の防止方法について記載する。		
(11) 排出ガス対策型建設機械の使用計画	(11)排出ガス対策型建設機械の使用計画		
排出ガス対策型建設機械の使用方法について記載する。 (12) 低騒音型・低振動型建設機械の使用計画	排出ガス対策型建設機械の使用方法について記載する。 (12)低騒音型・低振動型建設機械の使用計画		
(エム/	(14)		

附則-1 施工計画書記載要領(令和6年4月改定)

附則─1 施工計画書記載要領(令和6年4月改定)			
改定	現。行	備考	
低騒音型・低振動型建設機械の使用方法について記載する。 (13)公害防止と関係者への広報計画 ア 騒音対策、塵芥対策、工事用車両等の建設公害の対策方法 イ 発生した場合の対策方法	低騒音型・低振動型建設機械の使用方法について記載する。 (13)公害防止と関係者への広報計画 ア 騒音対策、塵芥対策、工事用車両等の建設公害の対策方法 イ 発生した場合の対策方法		
6 計画書履歴 分割して提出する場合は、変更又は追加した計画書の履歴について記載する。	6 計画書履歴 分割して提出する場合は、変更又は追加した計画書の履歴について記載する。		

改定 現行 備考 工事記録写真撮影要綱 附則一2 工事記録写真撮影要綱 附則一2 1 目的 から 2 適用範囲 まで (略) 1 目的 から 2 適用範囲 まで (現行のとおり) 3 撮影計画 3 撮影計画 (1) 撮影計画書の提出 (1)撮影計画書の提出 受注者は、工事契約締結後遅延なく、「工事記録写真撮影計画書」(以下「撮影計画書」という。) 受注者は、工事契約締結後遅延なく、「工事記録写真撮影計画書」(以下「撮影計画書」という。) 提出方法の追記 を作成し、監督員に提出する。 を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。 なお、軽易な工事施行に当たっては、監督員の承諾を得た上で撮影計画書の作成を省略すること なお、軽易な工事施行に当たっては、監督員の承諾を得た上で撮影計画書の作成を省略すること ができる。ただし、撮影計画書を省略した場合でも、この撮影要綱に従い工事記録写真を撮影し、 ができる。ただし、撮影計画書を省略した場合でも、この撮影要綱に従い工事記録写真を撮影し、 監督員に提出する。 監督員に提出する。 (2)「撮影計画書」記載事項 (2)「撮影計画書」記載事項 ア 撮影箇所 (概要) ア 撮影箇所(概要) イ 撮影者 イ 撮影者 (ア) 責任者 (ア) 責任者 (イ) 補助者 (イ) 補助者 ウ 方式 ウ 方式 (ア) 撮影手段 (ア) 撮影手段 記録方式(フィルム方式又はデジタル方式のカメラ等) 記録方式 (フィルム方式又はデジタル方式のカメラ等) 機材仕様(デジタル方式の場合は、有効画素数を、プリンタを使用する場合には、機器仕様 機材仕様(デジタル方式の場合は、有効画素数を、プリンタを使用する場合には、機器仕様 を記載する。) を記載する。) (イ) 提出方式 (イ) 提出方式 写真帳又は電子媒体での提出(電子媒体の場合は、ウィルス対策も記載) 写真帳又は電子媒体での提出(電子媒体の場合は、ウィルス対策も記載) 4 写真撮影 4 写真撮影 (1) 写真の分類 (1) 写真の分類 写真の分類は、状況写真、品質管理写真、出来形管理写真及びその他の写真とし、次の点に注意 写真の分類は、状況写真、品質管理写真、出来形管理写真及びその他の写真とし、次の点に注意 して撮影を行う。 して撮影を行う。 ア 状況写真は、施工の位置及び状況が容易に確認できるよう構造物等を背景に入れて撮影する。 ア 状況写真は、施工の位置及び状況が容易に確認できるよう構造物等を背景に入れて撮影する。 なお、1枚で状況が確認できない場合は、組写真にする。 なお、1枚で状況が確認できない場合は、組写真にする。 イ 品質管理写真は、検査、試験、測定等を行っている全景は遠距離で、規格、基準等と照合又は イ 品質管理写真は、検査、試験、測定等を行っている全景は遠距離で、規格、基準等と照合又は 対比して確認している部分は、近距離で撮影する。 対比して確認している部分は、近距離で撮影する。 ウ 出来形管理写真は、所定の形状寸法の判定が必要な場合は、必ず寸法を示す器具(箱尺、リボ ウ 出来形管理写真は、所定の形状寸法の判定が必要な場合は、必ず寸法を示す器具(箱尺、リボ ンテープ等)を入れて撮影する。 ンテープ等)を入れて撮影する。 文言の追加 エ その他の写真は、着手前写真、完成写真、安全管理写真、防災写真等である。 エ その他の写真は、着手前写真、完成写真、安全管理写真、防災写真、災害及び事故写真等であ る。 (2) 撮影箇所 (2) 撮影箇所 撮影箇所は、「別表」に示す箇所のほか、監督員が指定する箇所を撮影する。 撮影箇所は、「別表」に示す箇所のほか、監督員が指定する箇所を撮影する。 文言の追加 なお、撮影に当たっては、図-1の撮影表示板(例)を入れる。 ただし、「別表」の写真項目及び写真頻度等は、標準を示したものであり、工事内容により必要に 応じて増減することができる。 なお、撮影に当たっては、図-1の撮影表示板(例)を入れる。 (3) 撮影時期 (3) 撮影時期 撮影に当たっては、施工の手順及び内容を把握し、工事の進捗状況を判断した上で、適切な時期 撮影に当たっては、施工の手順及び内容を把握し、工事の進捗状況を判断した上で、適切な時期 に撮影する。 に撮影する。 (4) 写真編集等 (4) 写真編集等 写真の信ぴょう性を考慮し、原則として写真編集は認めない。ただし、監督職員の承諾を得た場 写真の信ぴょう性を考慮し、原則として写真編集は認めない。ただし、監督職員の承諾を得た場 合は、回転、パノラマ及び全体の明るさの補正程度は認めることとする。 合は、回転、パノラマ及び全体の明るさの補正程度は認めることとする。 なお、編集を行った場合は、編集前後の対比ができるよう、編集前の写真も添付する。 なお、編集を行った場合は、編集前後の対比ができるよう、編集前の写真も添付する。 (5) その他 (5) その他 ア 写真は、カラー写真とし、焼付け大きさは、L版又はサービス版を原則とする。 ア 写真は、カラー写真とし、焼付け大きさは、L版又はサービス版を原則とする。 イ 事故・災害等緊急時に、状況報告する必要がある場合は、デジタルカメラ等の速やかに再現で イ 事故・災害等緊急時に、状況報告する必要がある場合は、デジタルカメラ等の速やかに再現で きる手段で撮影する。 きる手段で撮影する。

附則─2 工事記録写真撮影要綱(令和6年4月改定)			
改定	現。行	備 考	
ウ 夜間工事は、適宜照明や高感度フィルムの活用などを行い、その状況が判別できるような撮影 方法を採用する。 エ デジタルカメラにより工事記録写真の撮影を行う場合は、必要な文字、 数値等の内容が判読できる機能及び精度を確保できる撮影機材を用いる。 (有効画素数 100 万画素以上から 300 万画素程度 (目的物及び黒板の文字等が確認できる範囲で適切な設定とする。))。 オ デジタルカメラによる工事記録写真の撮影を行う場合であっても、監督員が必要と認めるときは、フィルム方式のカメラによる撮影及び整理を行う。 カ 写真による状況説明が困難と思われる場合は、監督員の許可の下、ビデオカメラ等の活用ができるものとする。 特 撮影箇所が分かりにくい場合には、写真と同時に見取り図等を写真帳に添付するなど、適宜工夫を行う。		文言の修正文言の追加	
5 整理・編集 (現行のとおり)	5 整理・編集 (略)		
6 デジタル工事写真の小黒板情報電子化 (1) 実施方法 デジタル工事写真の小黒板情報電子化 (以下「電子黒板」という。) を実施する場合、監督員の承諾を得た上で、電子黒板対象工事(以下「対象工事」という。) とすることができる。 (2) 対象機器の導入 受社者等は、電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェブ等(以下「使用機器」という。) について、「図ー1 撮影表示板(例)」に示す項目(工事件名、撮影年月日等)の電子的記入ができ、かつ信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用する。信憑性確認機能(改ざん検知機能)とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」に記載している技術を使用することとする。かお、監督員に対し、工事者手前に、本工事での使用機器について提示すること。使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、ここからの選定に限定するものではない。また、高温多湿又は粉じん等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」URL http://www.oryptrec.go.jp/list.html 「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」URL https://www.jcomsia.org/kokuban/	6 工事記録写真の提出 (1) 写真帳による提出 ア 工事の進行に合わせて、写真帳を整理し、必要に応じて監督員が提出を求めた場合は、速やかに提出する。 イ 工事が完成したときは、ネガ等及び写真帳を監督員に提出する。 (2) 電子媒体による提出 ア 工事の進行に併せて整理し、必要に応じて監督員が提出を求めた場合は、電子媒体で速やかに提出する。 イ 工事が完成したときは、電子媒体を監督員に2部提出する。 ウ 電子媒体本体及びケースには、(3)で記載する内容について、容易に消えない方法でラベルを貼るか又は直接記入して提出する(図-3参照)。 エ 提出する電子媒体には、閲覧できるソフトを添付する(5(2)イ 写真閲覧ソフト参照)。 オ 電子媒体で提出した工事の完成検査等において、検査員又は監督員が必要と認めるときは、カラー印刷して提出する(カラープリンタを使用する場合は、フルカラー600dpi 以上、インク・用紙等は通常の保存条件の下で3年程度、顕著な劣化が生じないものとする。用紙は、カラー印刷専用紙又は同等以上を使用する。)。 カ 電子媒体提出前に、次の項目に従い、全ファイルのウィルスチェックを行うものとする。 (ア) 受注者は、納品すべき最終成果物が完成した時点で、ウィルスチェックを行う。	記載位置の入れ替え 項目名の追加 項番の修正 文言の追加 URL の修正	
	ア CD-Rによる提出の場合には、これらの情報をCD-Rに直接書き込むか、プリンタブルCD-Rを		

改 定	記録写真撮影要綱(令和6年4月改定) 現 行	備考
Ф. Д.	(ウ) 契約番号 (エ) 契約年月日 (オ) エ 期 (カ) 施工部所名 (キ) 受注者名 (ク) 当該枚数/総枚数 (ケ) 作成年月日 (コ) ウィルスチェックに関する情報((2)参照) イ ケースラベルには、次の情報を横書きで記載する。 (ア) 工事件名 (イ) 作成年月日	VIET 75
7 工事記録写真の提出 (1) 写真帳による提出	7 デジタル工事写真の小黒板情報電子化 デジタル工事写真の小黒板情報電子化(以下「電子黒板」という。)を実施する際は、以下の定めに	記載位置の入れ替え
ア 工事の進行に合わせて、写真帳を整理し、必要に応じて監督員が提出を求めた場合は、速やかに提出する。 イ 工事が完成したときは、ネガ等及び写真帳を監督員に提出する。 (2) 電子媒体による提出 ア 工事の進行に併せて整理し、必要に応じて監督員が提出を求めた場合は、電子媒体で速やかに提出する。 イ 工事が完成したときは、電子媒体を監督員に2部提出する。 ウ 電子媒体本体及びケースには、(3)で記載する内容について、容易に消えない方法でラベルを貼るか又は直接記入して提出する(図-3参照)。 エ 提出する電子媒体には、閲覧できるソフトを添付する(5(2)イ 写真閲覧ソフト参照)。 オ 電子媒体で提出した工事の完成検査等において、検査員又は監督員が必要と認めるときは、カラー印刷して提出する(カラープリンタを使用する場合は、フルカラー600dpi 以上、インク・用紙等は通常の保存条件の下で3年程度、顕著な劣化が生じないものとする。用紙は、カラー印刷専用紙又は同等以上を使用する。)。 カ 電子黒板を用いた写真(以下「電子黒板写真」という。)の納品については、納品時に一般社団法人施工管理ソフトウェア産業協会が提供しているチェックシステム(信憑性チェックツール) 等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。 「一般社団法人施工管理ソフトウェア産業協会が提供しているチェックシステム(信憑性チェックツール)」	電子黒板の導入を希望する場合、その旨を監督員と協議を行い、承諾を得た上で、電子黒板対象工事(以下「対象工事」という。)とすることができる。 対象工事では、次の全てを実施すること。 (1)対象機器の導入 電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等(以下「使用機器」という。)について、「図ー1撮影表示板(例)」に示す項目(工事件名、撮影年月日等)の電子的記入ができ、かつ信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用する。信憑性確認機能(改ざん検知機能)とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」に記載している技術を使用することとする。 なお、監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示すること。 使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照するこ	文言の削除 「一般社団法人 施工管 理ソフトウェア産業協 会」への移行に伴う修正
URL http://www.jcomsia.org/kokuban/ 電子媒体提出前に、次の項目に従い、全ファイルのウィルスチェックを行うものとする。 (ア) 受注者は、納品すべき最終成果物が完成した時点で、ウィルスチェックを行う。 (イ) ウィルス対策ソフトは、特に指定は行わないが、国内シェアの高いものを利用する。 (ウ) 最新のウィルスも検出できるように、ウィルス定義は常に最新のデータに更新(アップデート)したものを利用する。 (エ) 納品する電子媒体のラベルに、ウィルスチェックに関する情報として次のことを記載する。 a 使用したウィルス対策ソフト名 b ウィルス定義(パターンファイル)年月日又はパターンファイル名	電子黒板を用いた写真(以下「電子黒板写真」という。)の納品については、次による。 「電子納品要領運用ガイドライン」(東京都水道局)に定めるもののほか、電子黒板写真と電子黒板写真を管理したビューアソフトとする。 また、納品時に JACIC が提供しているチェックシステム(信憑性チェックツール)等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。 「JACIC が提供しているチェックシステム(信憑性チェックツール)」 URL http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html	文言の削除

附則-2 工事記録写真撮影要綱(令和6年4月改定)			
改定	現行	備	考
で チェック年月日 (3)電子媒体 (CD-R等)で提出する場合のラベルフォーマットについては、次の情報を表記する。(図 −4 参照) ア CD-Rによる提出の場合には、これらの情報を CD-R に直接書き込むか、プリンタブル CD-Rを使用した直接印字を行うか、又は専用のラベルを専用の貼付用器具で確実に貼り付けるものとする。 (ア) 工事件名 (イ) 工事番号 (ウ) 契約番号 (エ) 契約年月日 (オ) エ 期 (カ) 施工担当部所名 (キ) 受注者名 (ク) 当該枚数/総枚数 (ケ) 作成年月日 (コ) ウィルスチェックに関する情報 ((2) 参照) イ ケースラベルには、次の情報を横書きで記載する。 (ア) 工事件名 (イ) 作成年月日 図-1 から 図 -3 まで(現行のとおり) 図-4 CD-R記載例		備	考
工事年号。	工事件名: ○○○○○○ (n/N) 工事番号: ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	CD-Rの記 を追加	載例に文言

改 定 現 行

別表

1 土木

	- / N			
	工種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	摘要
一般	現場概況	・施工前と施工後の現場の状況を同一箇所で同一方向から撮影する。 ・既設物と占用位置等の関連を撮影する。 ・撮影位置がわかるような遠景を撮影する。	実施箇所又は 100mごと	「実施箇所ごと」とは、 工事現場が点在しているとき、「100mごと」とは、工事現場が連続しているときに適用する。
		・指定箇所	全箇所	以下、同じ。
安全管	安全管理	・各種標識類の設置状況・各種保安施設の設置状況・保安要員等交通整理状況	実施箇所又は 100mごと	
理		・安全訓練等の実施状況	実施ごと	
	土 留	• 使用材料 • 仮設状況	実施箇所又は 100mごと	
	覆 工	・施工状況(すり付け等を含む。)	実施箇所又は100mごと	
	仮設道路設置	・設置前の全景・施工状況(舗装構造、幅員、保安柵等)・設置後の全景	実施箇所ごと	
	仮 締 切	・使用材料・仮締切状況	実施箇所ごと	
仮		• 排水処理設備設置状況	実施箇所ごと	
設工事	地下連続壁	 ・安定液混合 ・掘削状況(使用機械) ・掘削幅及び深さ ・配筋状況(鉄筋間隔、継手の形状及び寸法、鉄筋径等) ・鉄筋かごの幅、長さ及び厚さ ・鉄筋かごの吊込み状況 	エレメントごと	
		・コンクリートの打込み状況 ・仕上げ(仕上がり及び形状)	エレメントごと	
	深。一碟	・掘削状況 ・径及び深さ	実施箇所ごと	全箇所(全抗ごと)
	DR WE	・ライナープレートの設置状況・裏込め注入作業	4 リング程度ごと	工四/// (工加 = 0 /
	試 験 掘	・掘削位置 ・埋設物の位置、はなれ、土被り及び配列	全箇所	
		・道路復旧状況	5か所程度ごとに1回	
土工	掘削	・布掘状況・舗装壊し状況・掘削状況(機械及び人力の別)・掘削深さ及び幅	実施箇所又は 100m ごと	
事	埋戻し	・埋戻し状況 ・埋戻し後の検査 ・各層の厚さ	実施箇所又は100mごとに1 回	
	盛土	・巻出し状況(厚さ) ・締固め状況	実施箇所ごと	
		・打込み状況(使用機械)	実施箇所ごと	且幼母1月の河戸117日
基礎	試 験 杭	・継手作業状況(溶接状況) ・載荷試験状況(試験装置)	全箇所	最終貫入量の測定状況 も撮影する。
		・材料検査状況	実施箇所又は100本に1回	
事	既製杭	・打込み状況(使用機械) ・継手状況及び抗頭仕上げ状況 ・全景と杭間隔	実施箇所ごと	最終貫入量の測定状況 も撮影する。
		・全景と杭間隔		

1 +木

_	木	In the second of the	In no section	I.A. —
	工種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	摘要
一般	現場概況	・施工前と施工後の現場の状況を同一箇所で同一方向から撮影する。 ・既設物と占用位置等の関連を撮影する。 ・撮影位置がわかるような遠景を撮影する。	実施箇所又は 100mごと	「実施箇所ごと」とは、 工事現場が点在しているとき、「100m ごと」と は、工事現場が連続しているときに適用する。
		・指定箇所	全箇所	以下、同じ。
安全管	安全管理	・各種標識類の設置状況・各種保安施設の設置状況・保安要員等交通整理状況	実施箇所又は 100mごと	
理		安全訓練等の実施状況	実施ごと	
	土 留	・使用材料 ・仮設状況	実施箇所又は 100mごと	
	覆 工	・施工状況(すり付け等を含む。)	実施箇所又は 100mごと	
	仮設道路設置	・設置前の全景 ・施工状況 (舗装構造、幅員、保安柵等) ・設置後の全景	実施箇所ごと	
	仮 締 切	・使用材料 ・仮締切状況	実施箇所ごと	
仮		• 排水処理設備設置状況	実施箇所ごと	
設工事	地下連続壁	 ・安定液混合 ・掘削状況(使用機械) ・掘削幅及び深さ ・配筋状況(鉄筋間隔、継手の形状及び寸法、 鉄筋径等) ・鉄筋かごの幅、長さ及び厚さ ・鉄筋かごの吊込み状況 	エレメントごと	
		・コンクリートの打込み状況 ・仕上げ(仕上がり及び形状)	エレメントごと	
	深。一碟	・掘削状況 ・径及び深さ	実施箇所ごと	・全箇所(全抗ごと)
	DK HVC	・ライナープレートの設置状況 ・裏込め注入作業	4 リング程度ごと	上山川 (上川)
	試 験 掘	・掘削位置 ・埋設物の位置、はなれ、土被り及び配列	全箇所	
		• 道路復旧状況	5か所程度ごとに1回	
± I	掘削	・布掘状況 ・舗装壊し状況 ・掘削状況 (機械及び人力の別) ・掘削深さ及び幅	実施箇所又は 100m ごと	
事	埋戻し	・埋戻し状況・埋戻し後の検査・各層の厚さ	実施箇所又は100mごとに1 回	
	盛土	・巻出し状況(厚さ) ・締固め状況	実施箇所ごと	
	des	・打込み状況 (使用機械)	実施箇所ごと	- 最終貫入量の測定状況
基礎	試 験 杭	・継手作業状況(溶接状況) ・載荷試験状況(試験装置)	全箇所	取於貝八里の側だ小の も撮影する。
		• 材料検査状況	実施箇所又は100本に1回	
工事	既製杭	・打込み状況(使用機械) ・継手状況及び抗頭仕上げ状況 ・全景と杭間隔	実施箇所ごと	最終貫入量の測定状況 も撮影する。

備考

別表

		改定					現行			備考
	工 種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	摘 要		工 種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	摘要	
		 ・排水処理設備設置状況 ・安定液混合 ・掘削状況(使用機械) ・掘削径及び深さ ・配筋状況(鉄筋間隔、継手の形状及び寸法、鉄筋径等) 	実施箇所ごと	H 鋼の場合もこれに準じる。			 ・排水処理設備設置状況 ・安定液混合 ・掘削状況(使用機械) ・掘削径及び深さ ・配筋状況(鉄筋間隔、継手の形状及び寸法、鉄筋径等) 	実施箇所ごと	H 鋼の場合もこれに準じる。	
基礎工	場所打ち杭	・鉄筋かごの吊込み状況 ・コンクリート試験(スランプ及び空気量) ・コンクリート試験(強度及び塩化物量) ・杭頭部仕上げ状況(余盛コンクリートの	実施箇所ごと		選 選 工	番 場所打ち杭 _	・鉄筋かごの吊込み状況 ・コンクリート試験(スランプ及び空気量) ・コンクリート試験(強度及び塩化物量) ・杭頭部仕上げ状況(余盛コンクリートの	実施箇所ごと実施箇所ごと		
事		・全景と杭間隔・施工状況・厚さ及び施工範囲	実施箇所ごと実施箇所ごと		事		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	実施箇所ごと実施箇所ごと		
	管撤去	・管、弁類等の撤去 ・撤去材の集積又は車上状況	実施箇所又は 100m ごと	撤去材については、全数 を確認できる状況を撮 影する。		管 撤 去	・管、弁類等の撤去 ・撤去材の集積又は車上状況	実施箇所又は100m ごと	撤去材については、全数 を確認できる状況を撮 影する。	
		 管の吊込み状況 土被り及び占用位置 	実施箇所又は 100m ごと	Las be hiterary as a core of the			・管の吊込み状況 ・土被り及び占用位置	実施箇所又は100m ごと		
		・管の接合状況(全工程)	実施箇所又は 100m ごと	トルク管理が必要な継 手は締付トルク確認状 況を撮影する。 ※黒板にトルク値を記 載する。			・管の接合状況(全工程)	実施箇所又は 100m ごと		文言の追加
		・本管、シールド、推進部、既設管内配管 の接合完了状況(白線管理)	全箇所	上面 (12 時の方向) より 1 枚以上撮影する。			・本管、シールド、推進部、既設管内配管 の接合完了状況 (白線管理)	全箇所	上面 (12 時の方向) より 1 枚以上撮影する。	
		・伏越し等特殊部の配管状況及び接合状況	全箇所				・伏越し等特殊部の配管状況及び接合状況	全箇所		
	T-7 Ann	・既設管との連絡配管状況 (不断水連絡を含む。)	全箇所				・既設管との連絡配管状況 (不断水連絡を含む。)	全箇所		
配管	配管	・水圧試験状況・溶接部の検査状況	継手ごと		配		・水圧試験状況 ・溶接部の検査状況	継手ごと		
エ		・オフセット測量	始点、終点その他主要箇所 (栓防護、連絡部等)				・オフセット測量	始点、終点その他主要箇所 (栓防護、連絡部等)		
事		・耐震管の挿し口加工(リング取付状況及び外周測定状況)	実施箇所ごと (1 か所当たり 3 枚程度)	・切断及び溝切の状況(溝切 寸法の 確認状況)・挿しロリング取付け、ペイント補修後の状況・切管延長測定状況	事		・耐震管の挿し口加工(リング取付状況及び外周測定状況)	実施箇所ごと (1 か所当たり 3 枚程度)	・切断及び溝切の状況・挿しロリング取付け、ペイント補修後の状況・切管延長測定状況	文言の追加
		・P-Link 及び G-Link の接合状況 (GX 形管)	実施箇所ごと (1 か所当たり 3 枚程度)	・切断状況・防食キャップ取付け状況・接合完了状況(白線管理)			・P-Link 及び G-Link の接合状況 (GX 形管)	実施箇所ごと (1 か所当たり3枚程度)	・切断状況・防食キャップ取付け状況・接合完了状況(白線管理)	
	管 防 護	・配筋間隔 ・型枠設置状況 ・形状・寸法 ・コンクリート打込み状況	実施箇所ごと	〈ライナ設置状況〉 ・ライナ装着状況 ・接合完了状況		管 防 護	・配筋間隔 ・型枠設置状況 ・形状・寸法 ・コンクリート打込み状況	実施箇所ごと	〈ライナ設置状況〉 ・ライナ装着状況 ・接合完了状況	
		鋼材防護等の取付状況・耐震管のライナ設置状況	全箇所 (ライナ設置状況は 1 箇所あたり 3 枚程度)	・ポリエチレンスリーブ 設置後の状況			・鋼材防護等の取付状況 ・耐震管のライナ設置状況	全箇所 (ライナ設置状況は 1 箇所あたり 3 枚程度)	・ポリエチレンスリーブ 設置後の状況	
	防食用ポリエチ レンスリーブ被 覆	・被覆状況 (ラップ長さ及び固定箇所) ・管明示の状況	実施箇所又は 100m ごと			防食用ポリエチ レンスリーブ被 覆	・被覆状況 (ラップ長さ及び固定箇所) ・管明示の状況	実施箇所又は100m ごと		

	工種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	摘要
給水管工事	サドル分水栓 波状ステンレス 鋼管	・取出し配管の施工状況	実施箇所ごと	
事	水質検査	・水質検査実施状況		
事	基礎	・「基礎工事」による。	小管 5 か所程度ごと 本管全箇所	
	弁 据 付 け	・弁の据付状況(副管、副弁取付管及び支 承工を含む。)	小管 5 か所程度ごと 本管全箇所	管受台から撮影する。
附属施設築造	鉄筋	・鉄筋の径、配筋間隔並びに継手の形状及 び寸法 ・配筋状況(鉄筋間隔、継手の形状及び寸 法、鉄筋径等)	打込みロットごと	
施		· 溶接作業 厂 任接作業状況 一検査状況	200 か所ごとに 1 回	
	コンクリート及び型枠	・型枠設置状況(支保工の状況) ・室の断面及び鉄筋の被り ・コンクリートの打込み状況	打込みロットごと	
事		・弁室仕上がり状況	実施箇所ごと	断面の変化するごと
	その他据付	・附属金物(梯子、振止金物、継足金物、 洗掘防止鋼板等)の取付状況	本管は実施箇所ごと	
		・コンクリート側塊積、室頂板据付け、ブロック据付け等の状況 ・鉄蓋据付けの状況 ・表示板等の取付状況(弁仕様及び酸欠)	小管は5か所程度ごと	
		・ 管体及び部材製作状況	1工事に1回又は搬入ごと	
	水管橋	・下部構造(「仮設工事」「土工事」「基礎 工事」「鉄筋」「コンクリート及び型枠」に よる。)		
		・架設状況(吊込み、組立て)	1スパンごと	
7k		•接合部検査状況	実施箇所ごと	
水管橋及び橋梁添架		・塗装 (「塗装」による。)		
惝 及		• 管材料検査状況	搬入ごと	
び 橋	经 测证加	・添架の状況	1スパンごと	
梁	橋 梁 添 架	• 管接合部検査状況	実施箇所ごと]
架		・塗装(「塗装」による。)		
	拉紧吐 1 壮 四 松	・材料搬入状況	材料搬入ごと	種類ごとの長さ、径、 数
	落橋防止装置等 のあと施工アン カーボルト	・削孔状況	一施工単位に1回	径、削孔長、アンカー 間隔、検査状況
		・定着状況	一施工単位に1回	アンカーの配置、検査 況
	仮 設 備	・刃口、支圧壁、推進設備の設置状況	実施箇所ごと	
推進	推進	・管据付状況(推進用管、さや管)・掘削、残土発生土搬出、裏込め注入作業、 充填作業の状況	実施箇所 又は100mごと	
工 事	配管	・「配管工事」による。		
	推進口	・「仮設工事」、「土工事」、「基礎工事」、「鉄 筋」及び「コンクリート及び型枠」による。		

				Г
	工種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	摘要
給水管工事	サドル分水栓 波状ステンレス 鋼管	・取出し配管の施工状況	実施箇所ごと	
#	水質検査	水質検査実施状況		
	基礎	・「基礎工事」による。	小管 5 か所程度ごと 本管全箇所	
附	弁据付け	・弁の据付状況(副管、副弁取付管及び支 承工を含む。)	小管 5 か所程度ごと 本管全箇所	管受台から撮影する。
	鉄筋	・鉄筋の径、配筋間隔並びに継手の形状及 び寸法 ・配筋状況(鉄筋間隔、継手の形状及び寸 法、鉄筋径等)	打込みロットごと	
属施設		・溶接作業 「圧接作業状況 検査状況	200 か所ごとに 1 回	
築 造 工	コンクリート 及び型枠	・型枠設置状況(支保工の状況) ・室の断面及び鉄筋の被り ・コンクリートの打込み状況	打込みロットごと	
事		・弁室仕上がり状況	実施箇所ごと	断面の変化するごと
		・附属金物(梯子、振止金物、継足金物、 洗掘防止鋼板等)の取付状況	本管は実施箇所ごと	
	その他据付	・コンクリート側塊積、室頂板据付け、ブロック据付け等の状況・鉄蓋据付けの状況・表示板等の取付状況(弁仕様及び酸欠)	小管は5か所程度ごと	
		・管体及び部材製作状況	1工事に1回又は搬入ごと	
	水管橋	・下部構造(「仮設工事」「土工事」「基礎 工事」「鉄筋」「コンクリート及び型枠」に よる。)		
		・架設状況(吊込み、組立て)	1スパンごと	
水		・接合部検査状況	実施箇所ごと	
管		・塗装(「塗装」による。)		
及		・管材料検査状況	搬入ごと	
水管橋及び橋梁添架	橋 梁 添 架	・添架の状況	1スパンごと	
梁添	11周末小小木	• 管接合部検査状況	実施箇所ごと	
架		・塗装(「塗装」による。)		
	落橋防止装置等	• 材料搬入状况	材料搬入ごと	種類ごとの長さ、径、本数
	のあと施工アン カーボルト	・削孔状況	一施工単位に1回	径、削孔長、アンカー孔 間隔、検査状況
		・定着状況	一施工単位に1回	アンカーの配置、検査状 況
	仮 設 備	・刃口、支圧壁、推進設備の設置状況	実施箇所ごと	
推進	推進	・管据付状況(推進用管、さや管)・掘削、残土発生土搬出、裏込め注入作業、 充填作業の状況	実施箇所 又は100mごと	
工 事	配管	・「配管工事」による。		
	推進口	・「仮設工事」、「土工事」、「基礎工事」、「鉄 筋」及び「コンクリート及び型枠」による。		

現行

備考

			改定							現行			備考
	I		撮影箇所及び内容	撮影頻度	摘要			工種		撮影箇所及び内容	撮影頻度	摘 要	
	1	ンネル築造	・シールド機・掘削状況・一次覆工の組立状況	必要に応じて				トンネル築	造	・シールド機・掘削状況・一次覆工の組立状況	必要に応じて		
		次覆工	• 裏込注入作業状況	100mに1回				二次覆三	_	• 裏込注入作業状況	100m に1回		
	(管	トンネル内配)	・「配管工事」に準じる。					(トンネル)		・「配管工事」に準じる。			
シール		次 覆 工 点検通路方式						二次覆三(点検通路)		・「コンクリート及び型枠」による。			
下工事		次 覆 工 充填方式)	・浮き上がり防止措置状況 ・間仕切り壁設置状況 ・エアミルク又は流動化充填材の充填状況	打込みロットごと				二次覆(充填方式)		・浮き上がり防止措置状況・間仕切り壁設置状況・エアミルク又は流動化充填材の充填状況	打込みロットごと		
	仮	設	・立抗設備、圧気設備、ロック設備、送排 泥設備、汚水処理設備、運搬設備等の設置 状況	実施箇所ごと			1	仮 言	設	・立抗設備、圧気設備、ロック設備、送排 泥設備、汚水処理設備、運搬設備等の設置 状況	実施箇所ごと		
	立	抗	・「仮設工事」、「土工事」、「基礎工事」、「鉄 筋」及び「コンクリート及び型枠」による。				-	<u> </u>	抗	・「仮設工事」、「土工事」、「基礎工事」、「鉄 筋」及び「コンクリート及び型枠」による。			
地			• 材料検査状況	搬入ロットごと			也			• 材料検査状況	搬入ロットごと		
盤改良	注	入工	・施工機械設備状況・注入状況(注入位置・深さが確認できるもの及び全景)・観測井設置状況及び地下水観測状況	実施箇所又は 100m ごと		擅	I	注入	エ	・施工機械設備状況・注入状況(注入位置・深さが確認できるもの及び全景)・観測井設置状況及び地下水観測状況	実施箇所又は100m ごと		
工事	改	良工	・材料検査状況 ・改良部分の床付状況 ・厚さ及び施工範囲	実施箇所ごと			Ľ F	改良	I	・材料検査状況・改良部分の床付状況・厚さ及び施工範囲	実施箇所ごと		
	路	床	・ 敷均 し厚 ・ 転圧状況	実施箇所又は <mark>80</mark> m ごと	改良土を使用する場合 であっても各道路占用 要綱に基づき密度試験 路	路床	床	・ 敷均 し厚 ・ 転圧状況	実施箇所又は <mark>100</mark> m ごと	改良土を使用する場合 であっても各道路占用 要綱に基づき密度試験	撮影頻度の変更		
	μц	νK	・ 埋戻し復旧後の強度試験	実施箇所ごと	を実施した場合は撮影				ν C	・埋戻し復旧後の強度試験	実施箇所ごと	を実施した場合は撮影	
	路	盤	・敷均し厚・転圧状況	実施箇所又は <mark>80</mark> m ごと	する。 舗装種別毎に土木工事 出来形管理基準に基づ く測定等は全て撮影す る。		Ī	路 5	般	・敷均し厚・転圧状況	実施箇所又は <mark>100</mark> m ごと	する。 舗装種別毎に土木工事 出来形管理基準に基づ く測定等は全て撮影す る。	
			・埋戻し復旧後の強度試験	実施箇所ごと				# 8		・埋戻し復旧後の強度試験	実施箇所ごと		
舗	基	層	・敷均し厚 ・転圧状況	実施箇所又は <mark>80</mark> m ごと			基	層	・敷均し厚 ・転圧状況	実施箇所又は <mark>100</mark> m ごと			
装工	表	層	・敷均し厚・転圧状況・養生状況(コンクリート舗装の場合)	実施箇所又は <mark>80</mark> m ごと		설 - -	表 C	表	層	・敷均し厚 ・転圧状況	実施箇所又は <mark>100</mark> m ごと		文言の追加
事	コ	ア採取状況	・表層・基層	実施箇所]		F -	コア採取状	況	・表層・基層	1000m ² ごと]	
			• 平坦性試験	実施箇所						• 平坦性試験	実施箇所		
			・ホイールトラッキング試験	実施箇所	改質アスファルトの場 合は撮影する。					・ホイールトラッキング試験	実施箇所	改質アスファルトの場 合は撮影する。	
	活	験	• 現場透水性試験	実施箇所	低騒音、排水性舗装及び 透水性舗装の場合は撮 影する。			試	験	• 現場透水性試験	実施箇所	低騒音、排水性舗装及び 透水性舗装の場合は撮 影する。	
			・すべり抵抗値試験	実施箇所	樹脂系すべり止め舗装 の場合は、撮影する。					・すべり抵抗値試験	実施箇所	樹脂系すべり止め舗装 の場合は、撮影する。	
	附	带設備	・ガードレール及びガードパイプ、植樹、 街きょ及び側溝	実施箇所又は指定箇所			ı	附带設(備	・ガードレール及びガードパイプ、植樹、 街きょ及び側溝	実施箇所又は指定箇所		
塗	管	塗 装	・下地処理及び塗装状況 ・検査状況(膜厚、ピンホール、密着等) ・仕上がり状況	継手ごと又は1スパンごと に1回				管塗	装	・下地処理及び塗装状況・検査状況(膜厚、ピンホール、密着等)・仕上がり状況	継手ごと又は1スパンごと に1回		
装	そ	の他	・下地処理及び塗装状況・仕上がり状況	実施箇所ごと		A A	表	その1	他	・下地処理及び塗装状況・仕上がり状況	実施箇所ごと		

附則-2 工事記録写真撮影要綱(令和6年4月改定)

	工 種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	摘要
	防護	・吊り防護及び受け防護の施工状況 (種類別)	実施箇所ごと又は50mに 1か所	
	支障 物件	・支障物件の位置及び寸法、処理状況等	実施箇所	
	災害及び事故	・工事中災害又は事故が発生した場合の現況 及び復旧状況	その都度	デジタルカメラ等の やかに再現できる? とする。
他	補償関係	・被害又は損害状況	その都度	
	環境対策・イメー ジアップ	・各施設の設置状況	各種類ごとに1回	実施内容を添えてi 提出する。
	運搬状況	・積込み状況、土の状態(建設発生土の場合)、 運搬車両のナンバープレート、ダンプ規制法 で定められた表示、廃掃法で定められた表示 等を入れる(ただし、全車両は必要ない。)。	各種類につき1回	※各種類とは、副産・ 種類のことで、発生 汚泥、廃棄物等のこ 以下、同じ。
	現場內利用状況	・工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れる。	各種類につき1回	
	工事間利用状況	・搬出側工事現場と受入側工事現場を撮影する。 ・工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れる。	各種類につき1回	
_	ストックヤード の状況	・ストックヤードの利用状況	各種類につき1回	
副	受入地の状況	・受入先の現場状況	各種類につき1回	東京都建設発生 利用センターにお 現場状況の写真撮影 入口台貫まで、又は 台貫以降のみとする
_	再資源化処理施 設の状況	・原則として施設名称看板等を入れる。	各種類につき1回	
	最終処分場の状 況	・直接最終処分する場合に限る。 ・原則として施設名称看板等を入れる。	各種類につき1回	
	現場内での分別 状況	・現場内、現場事務所等における建設発生土、 建設廃棄物及び一般廃棄物の分別状況や収 集状況	各種類につき1回	
その他 建設副産物 材料検査関係	再生資源の利用 状況	・なるべく再生資源の種類が分かるように撮影する。 なお、他の工種で撮影した写真と兼ねること ができる。	各種類につき1回	・再生砕石、再生アフ 改良士、粒状改良士 動化処理土、メトロ ガ、コンクリート塊 設泥土等
材料検査関係	材料検査	・特に指示のない材料検査状況については、 「東京都水道局材料検査実施基準」に基づく 検査実施状況とする。	検査実施ごと	

	工 種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	摘 要
	防護	・吊り防護及び受け防護の施工状況 (種類別)	実施箇所ごと又は50mに 1か所	
	支障 物件	・支障物件の位置及び寸法、処理状況等	実施箇所	
その	災害及び事故	・工事中災害又は事故が発生した場合の現況 及び復旧状況	その都度	デジタルカメラ等の速 やかに再現できる写真 とする。
他	補償関係	・被害又は損害状況	その都度	
	環境対策・イメー ジアップ	・各施設の設置状況	各種類ごとに1回	実施内容を添えて適宜 提出する。
	運搬状況	・積込み状況、土の状態(建設発生土の場合)、 運搬車両のナンバープレート、ダンプ規制法 で定められた表示、廃掃法で定められた表示 等を入れる(ただし、全車両は必要ない。)。	各種類につき 1 回	※各種類とは、副産物の 種類のことで、発生土や 汚泥、廃棄物等のこと。 以下、同じ。
	運搬経路	・主要な交差点や幹線道路等が確認できるようにする。	<u>各種類につき 1 回</u>	
	現場内利用状況	・工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入 れる。	各種類につき1回	
	工事間利用状況	・搬出側工事現場と受入側工事現場を撮影する。 ・工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れる。	各種類につき 1 回	
建設	ストックヤード の状況	・ストックヤードの利用状況	各種類につき1回	
副	受入地の状況	・受入先の現場状況	各種類につき1回	
産物	再資源化処理施 設の状況	・原則として施設名称看板等を入れる。	各種類につき1回	
	最終処分場の状 況	・直接最終処分する場合に限る。 ・原則として施設名称看板等を入れる。	各種類につき1回	
	現場内での分別 状況	・現場内、現場事務所等における建設発生土、 建設廃棄物及び一般廃棄物の分別状況や収 集状況	各種類につき1回	
	再生資源の利用 状況	・なるべく再生資源の種類が分かるように撮影する。 なお、他の工種で撮影した写真と兼ねること ができる。	各種類につき 1 回	・再生砕石、再生アス混、 改良土、粒状改良土、流 動化処理土、メトロレン ガ、コンクリート塊、建 設泥土等
材料検査関係	材料検査	・特に指示のない材料検査状況については、 「東京都水道局材料検査実施基準」に基づく 検査実施状況とする。	検査実施ごと	

現 行

備考

文言の削除

文言の追加

改定

2	設備

起	1/用			
	工 種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	摘要
一般	施工現場	・施工前、施工中及び施工後の状況を同一箇所で同一方向から撮影する。 ・既設物と専用位置等との関連を撮影する。 ・既設構造物、施工済部分等に対する防護措置 状況について撮影する。 ・撮影位置がわかるような遠景を撮影する。	実施箇所又は 30m ごと	○○m ごととは連続施工 の場合 以下、同じ。
		その他重要箇所及び指定箇所	全箇所	
安全管理	安全管理	・各種標識類の設置状況・各種保安施設の設置状況・保安要員等及び交通整理状況・安全教育等の実施状況	実施箇所又は 30m ごと	
作	使用材料	・規格、メーカー名、寸法等の指定があるものについて、これらが確認できるようリボンテープ等を添えて撮影する。	その都度	
業環	工事用機械器 具等	・工事用の機械器具及び仮設物を撮影する。	全箇所	
	調査	・現場調査等の実施状況	実施箇所ごと	
境	支 障 物 件	支障物件の位置、寸法、処理状況等	実施箇所	
	仮設工事	・材料置場及び作業員詰所の全景を撮影する。 ・機器及び材料の保管状況	全箇所	
	基礎	・割栗石、砂利、コンクリート打設等の厚さ、 形状、配筋、型枠の状況、あと施工アンカーの 施工状況等	各工程ごと コンクリート打設は打設ロットごと。あと施工アンカーは種別ごとに1か所、主要工程ごと	必要に応じて、土木「基 礎工事」の項目を参照
Ì	搬出入	主要機器の搬出入状況	その都度	
	施設の停止	・稼働施設の停止を伴う停電及び断水作業を実施した場合は、その作業状況、切り離し後の機器、配管への処置状況を撮影する(復旧作業も同様)。	実施箇所ごと	
	le /I	・架台及び機器の心出し、据付け状況	実施箇所又は30mごと	
施	据付	・耐震対策の実施状況	実施箇所ごと	
I.	_	・機器の分解及び組立て	各工程ごと	
上管	分解・組立	・組立後、容易に内部を目視できない機器の内 部構造	実施箇所又は30mごと	
E		・新旧部品の比較	全体で1回	分割も可
理	補修	・機器の取り外し及び分解清掃の状況 ・危険箇所に対する表示等の対策状況		
	配管	・土中埋設箇所、被覆箇所の状況、水中に没す る箇所及び隠ぺい箇所の状況 ・土木「配管」の項目参照	実施箇所又は30mごと	土中埋設については寸 法を明示する。
	配線	・使用ケーブルの規格、寸法等 ・土中埋設箇所、被覆箇所の状況、水中に没す る箇所及び隠ぺい箇所の状況		土中埋設については寸 法を明示する。
	塗 装	・下地処理、素地調整及び塗装状況・仕上がり状況	各工程ごと	施工前及び施工後
	各種試験	・単体調整及び単体試験状況・組合せ試験及び総合試運転の状況	当該機種及び試験項目ごと	
	支給材料 発生品	・保管状況 ・発生品処理状況	その都度	
	災害及び事故	・工事中災害又は事故が発生した場合の現況及 び復旧状況	その都度	適宜、克明かつ速やかに 再現できるものを活用 する (ビデオ等)。
2	補償関係	・被害又は損害状況	その都度	
そ	建設副産物	・土木「 <mark>建設副産物</mark> 」の項目参照		
の他	材料検査	・特に指示のない材料検査状況については、「東京都水道局材料検査実施基準」に基づく検査実施状況とする。	検査実施ごと	
	環境対策・ <mark>現</mark> 場環境改善	・各施設の設置状況	各種類ごとに1回	

0	=几/#
_	= 7 11 🖽

	工 種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	摘 要
—	施工現場	・施工前、施工中及び施工後の状況を同一箇所で同一方向から撮影する。 ・既設物と専用位置等との関連を撮影する。 ・既設構造物、施工済部分等に対する防護措置 状況について撮影する。 ・撮影位置がわかるような遠景を撮影する。	実施箇所又は 30m ごと	○○m ごととは連続施工 の場合 以下、同じ。
		その他重要箇所及び指定箇所	全箇所	
安全管理	安全管理	・各種標識類の設置状況 ・各種保安施設の設置状況 ・保安要員等及び交通整理状況	実施箇所又は 30m ごと	
作	仕様 材料	・規格、メーカー名、寸法等の指定があるもの について、これらが確認できるようリボンテー プ等を添えて撮影する。	その都度	
業環	工事用機械器 具等	・工事用の機械器具及び仮設物を撮影する。	全箇所	
	調査	・現場調査等の実施状況	実施箇所ごと	
境	支 障 物 件	・支障物件の位置、寸法、処理状況等	実施箇所	
	仮設工事	・材料置場及び作業員詰所の全景を撮影する。 ・機器及び材料の保管状況	全箇所	
	基礎	・割栗石、砂利、コンクリート打設等の厚さ、 形状、配筋、型枠の状況、あと施工アンカーの 施工状況等	各工程ごと コンクリート打設は打設ロットごと。あと施工アンカーは種別ごとに1か所、主要工程ごと	必要に応じて、土木「基 礎工事」の項目を参照
	搬出入	主要機器の搬出入状況	その都度	
	施設の停止	・稼働施設の停止を伴う停電及び断水作業を実施した場合は、その作業状況、切り離し後の機器、配管への処置状況を撮影する(復旧作業も同様)。	実施箇所ごと	
		・架台及び機器の心出し、据付け状況	実施箇所又は30mごと	
施	据付	耐震対策の実施状況	実施箇所ごと	
_		・機器の分解及び組立て	各工程ごと	
工	分解・組立	・組立後、容易に内部を目視できない機器の内 部構造	実施箇所又は30mごと	
管		・ 新旧部品の比較	全体で1回	分割も可
理	補修	・機器の取り外し及び分解清掃の状況 ・危険箇所に対する表示等の対策状況		
	配管	・土中埋設箇所、被覆箇所の状況、水中に没す る箇所及び隠ぺい箇所の状況 ・土木「配管」の項目参照	実施箇所又は30mごと	土中埋設については寸 法を明示する。
	配線	・使用ケーブルの規格、寸法等 ・土中埋設箇所、被覆箇所の状況、水中に没す る箇所及び隠ぺい箇所の状況		土中埋設については寸 法を明示する。
	塗 装	・下地処理、素地調整及び塗装状況 ・仕上がり状況	各工程ごと	施工前及び施工後
	各種試験	・単体調整及び単体試験状況 ・組合せ試験及び総合試運転の状況	当該機種及び試験項目ごと	
	支給材料	・保管状況 ・発生品処理状況	その都度	
	災害及び事故	・工事中災害又は事故が発生した場合の現況及 び復旧状況	その都度	適宜、克明かつ速やかに 再現できるものを活用 する (ビデオ等)。
そ	補償関係	・被害又は損害状況	その都度	
_	建築副産物	・土木「 <mark>建築副産物</mark> 」の項目参照		
の他	材料検査	・特に指示のない材料検査状況については、「東京都水道局材料検査実施基準」に基づく検査実施状況とする。	検査実施ごと	
	環境対策・ <mark>イ</mark> メージアップ	・各施設の設置状況	各種類ごとに1回	実施内容を添えて適宜 提出する。
		I .	I	

現 行

文言の追加

備考

文言の修正

文言の修正

文言の変更、削除

附則-3 実負荷試運転 実施要領(令和6年4月改定)

改定	現行	備考
附則一3 実負荷試運転 実施要領 (現行のとおり)	附則一3 実負荷試運転 実施要領 (略)	

	事書類)の作成について(令和6年4月改定)		
改定	現行	備	考
附則-4 電子成果品(工事書類)の作成について 電子成果品の取り扱い 電子データによる提出が可能な書類については、記載例集「受注者が作成する書類」によること。 電子データにより提出した書類は、工事完了時に電子媒体として原則2部提出すること。電子媒体は、CD-R又はDVD-Rを原則とし、これ以外の電子媒体の場合については、監督員の承諾を得るものとする。 なお、工事記録写真は附則-2「工事記録写真撮影要綱」、完成図書は記載例集で定める「工事完成図作成要領」によること。		した工事書	寺に電子提出 書類を電子始 けるための耳]
電子提出書類の原本性保証に関する対応について 受注者は、電子媒体の提出に当たり、図1のとおり電子媒体のラベルに下記内容を記載すること。 なお、ラベルは、直接印刷、全面貼り付け、又は油性フェルトペンで表記し、光学ドライブの故 障の原因となるようなラベルプリンター等の一部貼り付けを行わないこと。			
(1)工事件名(2)工事番号(3)契約番号	新規追加		
(4)契約年月日(5)工 期(6)施工担当部所名(7)受注者名			
 (8)作成年月日 (9)ウィルスチェックに関する情報 (ア)使用したウィルス対策ソフト名 (イ)ウィルス定義(パターンファイル)年月日又はパターンファイル名 (ウ)チェック年月日 			
電子成果品のチェック 受注者は、施工中に電子提出した書類が完全に電子データとして電子媒体内に揃っていること、 及び閲覧可能であることを確認すること。 また、最新のウィルス対策ソフトでウィルスに感染がないかを確認する。			
なお、使用するウィルス検査ソフト及びウィルス定義ファイルは、ウィルス検査を行う時点で最 新のものを使用する。			

附則-4 電子成果品(工事書類)の作成について(令和6年4月改定)

改定	工事書類)の作成について(令和6年4月改定) 現 行	備考
工事者類		